

平成30年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	26	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・陳情			
	27	火	休 会			
	28	水	休 会（一般質問通告期限）			
3.	1	木	休 会			
	2	金	休 会			
	3	土	休 会			
	4	日	休 会			
	5	月	本会議（2日目） ・一般質問			
	6	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	7	水	常任委員会			
	8	木	常任委員会			
	9	金	常任委員会			
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	休 会			
	13	火	休 会			
	14	水	休 会			
	15	木	休 会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	休 会			
	20	火	休 会			
	21	水	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	22	木	休	会		
	23	金	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	24	土	休	会		
	25	日	休	会		
	26	月	休	会		
	27	火	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・議員派遣の件 ・継続審査、調査 閉会			

平成30年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成30年2月26日

閉会 平成30年3月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案1	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （平成29年度さつま町一般会計補正予算（第6号））	30.2.26	30.2.26	承認	—
2	平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	〃	〃	原案可決	—
3	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	原案可決	—
4	さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	〃	30.3.27	原案可決	総務厚生
5	さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について	〃	〃	原案可決	文教経済
6	さつま町課設置条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
7	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
8	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
9	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
10	さつま町立学校条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
11	さつま町公民館条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
12	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	30.2.26	原案可決	—
13	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	〃	30.3.27	原案可決	総務厚生
14	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	30.2.26	原案可決	—
15	さつま町国民健康保険条例等の一部改正について	〃	30.3.27	原案可決	総務厚生
16	さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
17	さつま町介護保険条例の一部改正について	30.2.26	30.3.27	原案可決	総務厚生
18	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
19	さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
20	さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
21	さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
22	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
23	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
24	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
25	さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	可決	文教経済
26	平成30年度さつま町一般会計予算	〃	〃	原案可決	2委員会
27	平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
28	平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
29	平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
30	平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
31	平成30年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	原案可決	文教経済
32	町道路線の廃止又は認定について	〃	30.2.26	可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
33	人権擁護委員候補者の推薦について	30.2.26	30.2.26	適任	—
34	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
35	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	30.3.27	30.3.27	原案可決	—
36	平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	—
37	平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	—
38	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	〃	〃	原案可決	—
39	平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	—
40	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
41	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
報告1	平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	30.2.26	〃	報告済	—
2	平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第3号)について	〃	〃	報告済	—
3	平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成30年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月26日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（平成29年度 さつま町一般会計補正予算（第6号））	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の制定について	10
（提案理由説明）	
議案第 5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について	10
（提案理由説明）	
議案第 6号 さつま町課設置条例等の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第 7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	10
（提案理由説明）	
議案第 8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第 9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について	10
（提案理由説明）	

議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を 定める条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について ……………	10
(提案理由説明)	
議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	
議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	
議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	
議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	
議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	
議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算 ……………	10
(提案理由説明)	

議案第 1 2 号	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	2 5
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 1 4 号	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	2 5
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 2 号	町道路線の廃止又は認定について	2 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 7
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号	平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 2 号)について	2 8
	(提案理由説明)	
報告第 2 号	平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 3 号)について	2 8
	(提案理由説明)	
報告第 3 号	平成 3 0 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい て	2 8
	(提案理由説明)	
陳情について		2 9
散 会		2 9
○ 3 月 5 日 (第 2 日)		
一般質問表		3 1
会議を開催した年月日及び場所		3 2
出欠席議員氏名		3 2
出席事務局職員		3 2
出席説明員氏名		3 2
本日の会議に付した事件		3 3
開 議		3 4
一 般 質 問		3 4
岸良 光廣議員		3 4
行政改革について		
川口 憲男議員		4 7
林業振興について		
田野 光彦議員		5 8
インフラ整備について		
散 会		6 9
○ 3 月 6 日 (第 3 日)		

会議を開催した年月日及び場所	7 1
出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
議案付託表	7 3
開 議	7 6
議案第 4 号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	7 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について	7 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 号 さつま町課設置条例等の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 さつま町介護保険条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等	

について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 13 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 15 号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 16 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 17 号 さつま町介護保険条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 18 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 19 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 20 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 21 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を 定める条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 22 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 24 号 さつま町火災予防条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 25 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 26 号 平成 30 年度さつま町一般会計予算	9 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 27 号	平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	9 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 28 号	平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	9 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 29 号	平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	9 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 30 号	平成 30 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	9 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 31 号	平成 30 年度さつま町上水道事業会計予算	9 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 35 号	平成 29 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)	1 0 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 36 号	平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 0 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 37 号	平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	1 0 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 38 号	平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)	1 0 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 39 号	平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 0 6
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 40 号	さつま町教育委員会委員の任命について	1 1 4
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 41 号	さつま町教育委員会委員の任命について	1 1 4
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号	平成 29 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 2 号) について	1 1 6
	(質疑)	
報告第 2 号	平成 29 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 3 号) について	1 1 6
	(質疑)	
報告第 3 号	平成 30 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 1 6
	(質疑)	
議員派遣の件		1 1 6
	(決定)	
閉会中の継続審査・調査について		1 1 6
	(決定)	
閉 会		1 1 6

平成30年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成30年2月26日

平成30年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年2月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	丸 田 忠 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁 夫 君
企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	消 防 長	中 間 博 巳 君
教育総務課長	角 茂 樹 君	社会教育課長	中 窪 啓 二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）
（平成 29 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号））
- 第 6 議案第 2 号 平成 29 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 7 議案第 3 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 議案第 4 号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第 10 議案第 6 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 11 議案第 7 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 15 議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 17 議案第 15 号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について
- 第 18 議案第 16 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 19 議案第 17 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 20 議案第 18 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 19 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
- 第 22 議案第 20 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 23 議案第 21 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 第 24 議案第 22 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 25 議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 26 議案第 24 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 27 議案第 25 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 26 号 平成 30 年度さつま町一般会計予算
- 第 29 議案第 27 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 30 議案第 28 号 平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 31 議案第 29 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 32 議案第 30 号 平成 30 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算

- 第 3 3 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 3 4 議案第 1 2 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 5 議案第 1 4 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 3 6 議案第 3 2 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 3 7 議案第 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 8 議案第 3 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 9 報告第 1 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 2 号) について
- 第 4 0 報告第 2 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 3 号) について
- 第 4 1 報告第 3 号 平成 3 0 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 4 2 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成30年第1回さつま町議会定例会を開会します。

14番、森山大議員から本日の会議に欠席する旨、また農業委員会会長から本定例会に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせいたします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、朝倉満男議員及び10番、岸良光廣議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの30日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月27日までの30日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明をいたします。

平成30年2月20日、鹿児島県町村議会議長会の第69回定期総会が鹿児島市において開催されました。総会では、会長挨拶、来賓祝辞のあと、鹿児島県町村議会議長会表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。その後、平成28年度決算、平成30年度事業計画案及び予算案が提案され、審議の結果、全会一致で承認並びに可決されました。

さらに、住民の代表機関であり、町村の最終意思決定を担う議会としても、その責任を深く自覚するとともに、近年の町村を取り巻く環境を鑑み、地域における課題克服に向けて、地方創生のさらなる推進を初めとする10項目の事項について、総力を結集して実現を期するための決議がなされました。

なお、鹿児島県町村議会議長会表彰では、議員として15年以上在職されております新改秀作副議長、新改幸一議員、岩元涼一議員、木下敬子前議員の4人が永年勤続者として受賞されたので、本日の議会終了後に伝達を予定しております。

次に、監査委員から例月出納検査報告及び財政援助団体等の監査結果報告がありましたので印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところではありますが、この中で、1月30日の地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定調印式に関する事項、1月31日の国土交通省九州地方整備局要望について、補足して御報告をいたします。

まず、1月30日の地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定調印式についてであります。これは、近年、集中豪雨などの異常気象の影響による森林崩壊等が各地で起こっていることや、昨年6月21日に開催をされました地域林政対談の結果を踏まえ、国の機関であります北薩森林管理署とさつま町との間におきまして、鹿児島県の北薩地域振興局農林水産部長の立ち会いのもと行われた協定であります。

内容につきましては、互いの業務を遂行する中で、1点目に、それぞれが所管、管理する森林や林道等の異常の確認をした場合の情報共有、2点目に、異常気象による重大な森林等の被害が発生した場合の技術的な支援、3点目に、被害状況確認のための北薩森林管理署が所有する無人航空機ドローンの活用などあります。

また、森林、林業を巡る地域課題等につきましても連携協力していくことについて、お互いに確認をいたしましたところでもあります。

今後とも、地域住民の生活安全のため、健全な森林の育成には、これまで以上に国や県を初め、民間とも十分連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、1月の31日に実施をいたしました河川、公園、道路に係る国土交通省九州地方整備局要望活動であります。要望先は、増田九州地方整備局長初め、藤巻企画部長、井浦建政部長、竹島河川部長、安部道路調整官でございます。直接面談もいたして要望をいたしております。

まず、河川関係におきましては、本町における川内川水系かわまちづくり計画に基づきました宮之城屋地・虎居地区及び県立公園周辺の環境整備、ホテルを観光資源とした環境整備、宮之城温泉街と一体となった環境整備について、また北薩広域公園につきましては、歴史ゾーンの早期完成につきまして、要望を行ってまいったところでもあります。

道路関係におきましては、北薩空港幹線道路整備促進期成会において、特にこの広瀬道路から泊野道路間の未整備区間の早期事業化、さらに国道328号整備促進期成会におきましては、国道328号から県道小山田谷山線へ通じる国道3号交差点までのバイパス建設について、強くお願いをいたしてまいりました。

最後に、大鶴湖周辺整備についてであります。伊佐市の曾木地区と鶴田ダム地区の各観光資源等を巡る回遊性と大鶴湖の湖面活用に配慮した整備の推進、あわせまして、県道鶴田大口線の改良整備促進についての要望をいたしてまいりました。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは平成29年度さつま町一般会計補正予算（第6号）について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第1号 専決第1号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回専決ということで上げられておりますが、寄附金が2,000万円ということであります。これについては、そういう今回専決をされておりますので、当然、謝礼等に対しての不足分を補正するということは理解をいたしますが、この2,000万円ですが、急に入ったものかどうか、そこら辺、どうでしょう。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

ふるさとさつま寄附金につきましては、12月が税金の関係等もございまして、多く入るということで、本日配付しております1月補正予算専決の概要の2ページをお開きいただきたいと思います。特に11月、12月が多いわけですけれども、12月に3,600万円程度入ってきておまして、前年度が1,400万円ということで、非常に12月の見込みが立てづらいということ等もございまして、今回専決をさせていただいたということでございます。

前年度の実績が年間で4,000万円弱でございましたが、今回は総額で7,000万円を見込むということもございまして、この12月の動向が少し読めなかった部分もございまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

ある程度、内容は理解をいたしますが、これについては大口のものがいったものか、それとも

小口で件数が多かったということなのか、そこら辺について質問いたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

今回の29年度の状況を見ますと、件数的には大きく増えていないところでございます。ただし、先般の説明もいたしましたとおり、1件当たりの金額が4万3,000円から7万5,000円に増額になったということで、その主な要因といたしましては、薩摩切子が非常に人気が高くなってきておまして、大口の寄附が増えたということと、温泉業組合の努力によりまして、予約時にふるさと納税の紹介をしていただきまして、急激に温泉宿泊券の申し込みが増えたといったようなこと等が増の要因となっております。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は承認されました。

△日程第6「議案第2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第7「議案第3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び日程第7「議案第3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてでありま

す。

これは、障害者福祉費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ562万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ140億2,544万5,000円とするものであります。

次に、「議案第3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、介護認定審査会費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億4,933万1,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これからただいまの議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第3号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△日程第 8 「議案第 4 号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第 9 「議案第 5 号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」、日程第 10 「議案第 6 号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第 11 「議案第 7 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第 12 「議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第 13 「議案第 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第 14 「議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第 15 「議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第 16 「議案第 13 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第 17 「議案第 15 号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」、日程第 18 「議案第 16 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、日程第 19 「議案第 17 号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第 20 「議案第 18 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、日程第 21 「議案第 19 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第 22 「議案第 20 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第 23 「議案第 21 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」、日程第 24 「議案第 22 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第 25 「議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第 26 「議案第 24 号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第 27 「議案第 25 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、日程第 28 「議案第 26 号 平成 30 年度さつま町一般会計予算」、日程第 29 「議案第 27 号 さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 30 「議案第 28 号 平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 31 「議

案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第32「議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第33「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第8「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」から、日程第33「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」まで、以上の議案26件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成30年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成30年3月議会定例会が開会され、平成30年度予算並びにその他の諸議案を御審議いただくに当たり、これまでの町政運営と予算の概要を御説明申し上げます。

昨年、町民の皆様の力強い温かい御支持をいただき、3期目として引き続き町長の重責を担うこととなりました。

これまで掲げてまいりましたマニフェストの各種項目はおおむね順調に推移していると思っておりますが、それぞれの事務事業をさらに充実し、また新たな課題に積極的に対応するマニフェストを掲げ、決断と実行、リーダーシップを発揮しながら、町民の皆様が「夢と希望の持てる元気な町」の実現に全身全霊を傾注して取り組んでまいる所存であります。

振り返りますと、昨年末の衆議院議員総選挙により、引き続き自公政権による国政が再スタートしました。我が国が抱える人口減少社会に対応する少子化対策を初め、経済対策や緊張感を増す朝鮮半島問題など課題山積の中、明るい社会の実現にますます期待が高まるところであります。

近年、全国のあちこちで毎年発生する大規模な自然災害は、シラス土壌の山間地を抱える本町にとりましても常に最大の不安事ではありますが、とりあえず河川による水災害への備えとしては、鶴田ダム再開発事業を初めとする18災の激特事業の完了により、大きな安心感を得たところであります。

ただ、「災害は忘れたころにやってくる」と言われるとおり、ソフト面を中心に、引き続き防災への啓発に心がけ、「安全安心なまち」の構築に努めてまいりたいと思います。

経済面におきましては、昨年の全国和牛能力共進会におきまして、鹿児島県が総合優勝し、畜産農家はもとより、関係産業に大きな喜びと期待をもたらしました。

また、本年は明治維新150周年の記念すべき年であり、多くの関連イベントが企画されております。さらに、NHK大河ドラマ「西郷どん」も放映が始まり、本県の観光産業を中心に、経済界に大きな追い風となるのではと期待されています。明治維新という大きな変革を成し遂げた薩摩の偉大な先人の意志に思いをはせるとともに、鹿児島への追い風を活用して、さつま町のまちづくりやPRにチャレンジ精神を持って臨みたいと考えております。

それでは、本年度の主な事務事業の関係や推進方策について、第2次総合振興計画の項目に沿った形で施政方針を申し述べさせていただきます。

まず、『ひと』ふれあう さつまを目指して、第1に、「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

少子化・核家族化の進行や子育て家庭を支える社会のつながりが希薄になる中で、児童福祉法・母子保健法が一昨年同時改正をされ、児童の福祉を保障するための原理の明確化や母子保健

施策と児童虐待防止対策の連携強化等に関する事項が規定されました。

これらを受けまして、「子ども支援課」を昨年設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築いたしました。

この体制をさらに発展させていくために、子ども支援課を国が進める「子育て世代包括支援センター」に機能を位置づけ、さまざまなニーズに専門的な知見で対応する相談支援体制を強化してまいります。

また、「子育て人材バンク」を子ども支援課内に設置し、潜在保育士の発掘あるいは定住促進にもつながるよう、町外からの保育人材の確保にも取り組んでまいります。

出産後、授乳がうまくいかない、赤ちゃんの世話の仕方が判らないなど不安を抱える産婦に寄り添い、相談対応するため、助産師が宮之城保健センターで出張型助産所としてサービスを提供できるよう、「産後ケア事業」を拡充してまいります。

子どもの健康保持増進を図る「子ども医療費助成事業」につきましては、現在の中学生までの対象範囲から、18歳に到達する日の最初の3月31日までに拡大するとともに、子どもの疾病の早期発見と早期治療のため、新生児の聴覚検査の一部助成にも取り組んでまいります。

特別保育事業である障害児保育については、障害等を持つ児童を受け入れている保育所に対する支援を、町単独で実施をいたしておりますが、重度の障害を持つ児童を受け入れた場合には、さらに支援を充実してまいります。

発達に偏りのある幼児や児童に対する支援体制につきましては、教育・保育関係者や保護者との懇話会を開催しながら情報共有を深めるとともに、相談に対応する支援機関との連携に努めてまいります。

児童が放課後等に安心して利用できる放課後児童クラブにつきましては、えいしん児童クラブの登録児童数が増加していることから分散方式に取り組み、新たな児童クラブを2か所開設し、充実した受け入れ体制づくりを進めてまいります。

子育て環境が大きく変化している中で、子育てに関する情報提供、助言等をしていただける町外居住の方を「子育て応援大使」に委嘱し、幅広い分野での新たな子育て支援体制を整備してまいります。

学齢期における歯と口腔の健康づくりについては、「フッ化物洗口事業」を中学生まで拡大し、永久歯のむし歯予防と口腔衛生の意識向上を図ってまいります。

また、将来の母親・父親になる児童に対し、全ての小学校で「いのちをはぐくむ授業」を開催しておりますが、これを中学生まで拡大してまいります。

教育の推進につきましては、平成31年度を目標とする「町教育振興基本計画」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ってまいります。

学校施設につきましては、児童生徒が安全で安心して学べるよう安全対策に努めてまいりますとともに、国のインフラ長寿命化対策に基づき、学校施設等長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。また、小学校通常教室等における空調整備のための準備につきましても取り組みを進めてまいります。

学校規模の適正化につきましては、いよいよ来年4月の再編中学校の開校へ向け、学校施設の環境整備の早期完了と再編準備委員会における協議を踏まえた各種準備並びに閉校準備の支援も実施してまいります。

また、第二次学校再編計画（案）も引き続き取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。教職員研修の充実を努め、基礎学力の定着と活用力の向上を図り、児童生徒一人一人に夢や目標に向かってたくましく生き抜く力を育成してま

います。

また、近年の情報化の進展やグローバル化社会へのニーズを踏まえて、ICTを活用した学習環境の計画的整備により、児童生徒の英語力の向上を図ってまいります。

学習の前提となるよりよい習慣を身につけさせるために「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進や、学習に入る前の「身構え・心構え・物構え」の一斉指導による学習構えづくりや、よりよい学習習慣づくりを、学校と家庭の連携のもとに進めてまいります。

また、個に応じた生徒指導や体力の向上・道徳教育の充実を図り、「たくましく志の高い児童生徒」の育成にも努めてまいります。

地域人材や自然・産業・伝統・文化を生かした教育活動により、ふるさとさつまのよさや郷土愛豊かな児童生徒の育成を図るため、「さつまカルタ」や「さつま検定」を活用し、「さつま学」等の推進に努めてまいります。

学校給食については、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の推進とともに、地元産の農畜産物や加工品を活用した「交流給食」も引き続き実施し、「安心・安全・おいしい給食」の提供に努めてまいります。

また、安心して子育てができる環境を、さらに整備充実するため、保護者の学校給食費の負担軽減措置に取り組んでまいります。

第2に、「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

超高齢社会を迎えている今日、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築が求められております。本年が「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」のスタートの年度となり、計画に基づく各種の高齢者福祉サービスの推進を図ってまいります。

特に高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加の傾向にありますので、認知症カフェなどの集いの場や、認知症サポーターの養成、認知症高齢者SOSネットワーク事業の充実など、その支援対策に努めてまいります。

また、高齢者の見守り活動を初め、ふれあい交流の場である「地域サロン」活動の充実や元気度アップ・ポイント事業などの地域の支え合いによる介護予防活動で安心していきいきと暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、障害者福祉であります。障害者に対する計画的なサービス提供の基盤であります「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に基づく各種障害福祉サービスを提供してまいります。

また、社会福祉法に基づく地域の実情に応じた地域福祉の推進に、自主的かつ積極的に取り組むため「地域福祉計画」の策定に努めてまいります。

町民の健康づくりの維持増進につきましては、「第2次健康さつま21」を基本に、「健康さつまポイント事業」、「ころばん体操」の推進など町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。また、自殺対策基本法に基づく「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す自殺対策計画の策定に努めてまいります。

地域医療の整備につきましては、これまでの各種支援事業を継続しつつ、今後とも県や鹿児島大学病院と連携を深めながら医師の確保に努めてまいります。

第3に、「ともに認めあい、支えあうまち」であります。

同和問題を初め、障害者、女性、子ども、高齢者などあらゆる多様性を認め合う人権啓発に積極的に努め、誰もが対等な一員として支え合って暮らし、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に努めてまいります。

また、国際交流に対応できる人材を育成するために、各小中学校においてALTを活用した外国語の授業を充実させるとともに、英語検定等の資格取得を促し、児童生徒の英語力の向上と国際理解教育の推進に努めてまいります。

さらに、友好交流協定を結んでおります中種子町と青森県鶴田町につきましては、交流を通じ、教育・文化・経済・観光など、お互いの風土や地域性を理解し合い、さらなる地域の活性化につなげてまいります。

第4に、「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

平成28年度から進めてまいりました防災行政無線施設の整備につきましては、最終年度を迎えます。戸別受信機を全世帯に配置いたしまして、防災情報や行政情報の迅速的確な提供に努めてまいります。

交通・防犯対策につきましては、計画的な交通安全施設の整備を行うほか、重大事故等の解決や徘徊者等の早期発見につながる防犯カメラを必要箇所に年次的に設置を進め、関係機関と連携した安全安心のまちづくりに努めてまいります。

高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、巧妙悪質化する中で、消費者被害防止と被害に遭った場合の相談業務の充実を図るため、引き続き「消費生活相談員」を配置してまいります。

また、成年年齢の引き下げが議論されていることも踏まえ、若年層を取り巻く消費生活に関する講座等も積極的に開催してまいります。

町の防災拠点施設としての機能の維持向上を図るために3カ年計画で進めてまいりました消防本部庁舎の改修工事は、本年度で整備を終えることとなります。救急車両や消防用資機材等につきましては、計画的な更新、整備に努めてまいります。

消防団体制の充実につきましては、少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員数の維持が困難になっていることから、新たな団員の確保や組織再編、火災時における出動区分の見直し等を行ってまいります。

また、昨年度、消防団本部に女性部が発足したことから、町民に対する防火意識の普及啓発活動など予防消防に積極的に努めてまいります。あわせて、消防団施設及び資機材等の年次的な更新を行い、消防団活動の一層の充実強化を図ってまいります。

救急業務につきましては、救命効果を高めるため、町民への応急手当の普及啓発を継続して推進するとともに、救急業務における医療行為の処置拡大に対応できる救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努めてまいります。

次に、『まち』にぎわうさつまを目指して、第1に「価値ある資源が活かされるまち」であります。

本町の豊富な農林産物資源を活用し、さつま町ならではの產品の高付加価値化や、本町における生活や産業基盤を支えてきた農林業が、将来にわたっても夢と希望を持てる産業として発展するよう、積極的に取り組んでまいります。

また、町内の農林業関係機関・団体と共有認識を持ち、連携を深めながら進めてまいります。

米を巡る状況につきましては、平成30年度から大きく転換をいたします。米の需給調整については、これまでの「生産数量目標」が廃止され、「生産の目安」を活用することから、個人への配分は行わない予定であります。また、米の直接支払い交付金が廃止されることから、これにかわる収入保険制度等新たな制度につきましてもの情報を、農業者へ的確に伝えて理解を深めてまいります。

水田・畑地農業対策につきましては、引き続き、国の「経営所得安定対策」制度の利用促進を図ってまいります。

「中山間地域等直接支払制度」につきましては、第4期対策として、引き続き当制度を有効活用し、農業生産の維持を通じて、多面的な機能の確保と地域の活性化が図られるよう支援をしてまいります。

農業従事者の平均年齢が約70歳となった今日、会社勤めの定年前の町民等に着目し、「定年帰農」を促す取り組みを進め、農業従事者の増加を目指します。あわせて本町重点農産品目の推進を図ってまいります。

本町のすぐれた農産物につきましては、産地としての維持、拡大を図るとともに、新しい技術の導入などによる生産性の向上と農家所得の向上を図る農産物加工セミナーの実施など、産品の高付加価値を高める取り組みを進めてまいります。また、接遇研修や販売力向上研修会の実施などにより、農産物直売所の活性化や農産物加工の流通及び販売等の支援に努めてまいります。

本町の重要な基幹作目であります畜産については、飼養頭数の減少には一定の歯どめがかかったものの、飼養農家数が減少しておりますことから、畜産クラスター事業の導入など、引き続き生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

中でも、肉用牛については、「薩摩中央家畜市場」の子牛取引価格が全国トップクラスを維持していることから、今後におきましても、優良雌牛の保留導入事業等による増頭対策を図り、産地を守り抜く取り組みを進めてまいります。

有害鳥獣対策については、引き続き国県の事業を活用して、被害防止計画に基づく対策を進めてまいります。猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携して対象鳥獣の捕獲や追い払い等を行うほか、侵入防止柵の設置、地域ぐるみの先進地研修を行うなど、鳥獣被害対策の方法が正しく理解されるよう周知・啓発に努めてまいります。

また、認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手の育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行うとともに、老朽化した平川営農研修施設の建てかえの支援を行ってまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営で中山間地域総合整備事業ほか4事業で10地区を、団体営では農業基盤整備促進事業と基盤整備促進事業を、それぞれ1地区実施してまいります。

また、新規地区としまして柘野地区において、農地中間管理機構関連農地整備事業では圃場整備を、高収益作物導入促進基盤整備事業では、パイプラインや暗渠排水工事を、平成31年度採択に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、林業関係であります。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林施業の集約や路網整備を進めるほか、再造林を推進し、森林資源の循環を図り、地球温暖化防止、国土保全や水源の涵養など公益的機能の維持、継続に努めてまいります。

また、「さつまたけのこ」一大産地化を図るため、竹林改良や管理路開設などよりよい支援を行ってまいります。

次に、商工業振興については、国が進めるマイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントとして、自治体ポイントの商工会商品券、または、ちくりんスタンプ満点台紙との交換や、地元特産品のオンライン購入ができる通販サイト「めいぶつチョイス」を活用した地域への新たな消費の流れを生み出す取り組みを進めてまいります。

また、商店街活性化を図る「まちゼミ」の可能性について商工会と連携し調査・研究を進めてまいります。

次に、観光振興につきましては、明治維新150周年、大河ドラマ「西郷どん」の放映効果を発現する取り組みとしまして、宗功寺公園、楠木神社、永野金山等の関連施設と、川内川を中心に鶴田ダムやホテル舟、グリーン・ツーリズム、良質な泉質を誇る温泉、ガラス工芸など、地域

の豊富な資源を組み合わせた旅行商品の観光メニューづくりと、ソラシドエアとの包括連携協定の関連事業として、ファンづくり・集客アップのためのSNS活用セミナーを開催してまいります。これらの受け皿としての観光特産品協会の機能強化や、3人目の地域おこし協力隊を設置するなど、関係事業への支援を進めてまいります。

伊佐市と連携して設立しましたDMO組織「株式会社やさしいまち」の事業展開や、第2回枕投げ大会の、宿泊を伴う2日間開催に向けた取り組みへの支援も行ってまいります。

また、SNS等に対応した情報発信や観光施設の整備等、新たな課題に対応する総合的な観光未来像を描く計画を策定してまいります。

次に、地方創生を担う企業誘致については、引き続き企業訪問活動を積極的に行い、規模拡大の情報や従業員確保の情報などの収集に取り組んでまいります。また、増加する外国人労働者に対して、対象企業や関係機関と受け入れ体制等につきまして協議をしてまいります。

移住・定住促進策につきましては、新たに新卒者や転入者の就労支援制度を初め、若者定住のための転入者や新婚世帯への家賃助成制度の創設に取り組んでまいります。

また、引き続き、移住体験ハウスを活用したさつま暮らし体験ツアーに取り組むとともに、ふるさと回帰支援センターや、県が開催します各種移住・定住セミナーに積極的に参加をしまして、移住・定住促進に努めてまいります。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育につきましては、家庭が教育の出発点であるとの認識のもと、家庭教育やPTA活動の充実を図るため、家庭教育支援推進事業の計画的な実施に努めてまいります。

また、青少年教育につきましては、「青少年育成町民会議」を中心に、各種団体との連携を図り、「さつまふるさと体験塾」による青少年交流活動や親子での体験活動を通じて、郷土に対する愛着や生きる力を醸成してまいります。

町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めていくために、幅広い分野にわたる各種講座を開設するとともに、魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

地域活力の源である区公民館や公民会の自治活動については、従来の運営補助や地域担当職員に加え、新たに「地域づくり支援員」を配置いたしまして、サポート体制のさらなる充実を図ることにより、地域コミュニティの活性化支援に努めてまいります。

心豊かで潤いのある生活を営むための「読書」活動につきましては、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を初め、絵本作家を招いての「図書館まつり」などさまざまなイベントを実施しながら、学校はもとより町民運動として広く本に親しめる機会を増やしてまいります。

文化の振興については、町民に一流の音楽家の演奏を鑑賞する機会を提供するため、「みやまふれあいコンサート」を開催するとともに、吹奏楽フェスタや美術展の開催など、誰もが芸術文化に触れる環境づくりに努めてまいります。

宮之城文化センターにつきましては、新館建設に向けた計画の検討と資金の確保に努めてまいります。

文化財につきましては、所有者の協力を得ながら適正な保存管理に努めるとともに、明治維新150周年に関連したシンポジウムや企画展の開催、大河ドラマ「西郷どん」放映に伴う永野金山等町内文化財への関心も高まっていることから、文化財ボランティアのさらなる充実を図り、観光案内や学校・地域の学習など積極的な活用に取り組んでまいります。

また、宗功寺墓地につきましては、引き続き、国指定史跡に向けた取り組みを進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、平成32年に鹿児島県で開催される第75回国民体育大会に向け、準備委員会から実行委員会へ移行するとともに、事務局体制も整備しながら、本大会、リハーサル大会の成功に向けて努力してまいります。

また、「さつま健康スポーツデー」の開催など、町民総参加のスポーツ活動、生涯スポーツの推進により、町民の健康・体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

第3に、「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路は、人の交流や物流・情報・文化などを運ぶ不可欠なものであり、地域振興に欠かすことのできないものであります。地域が安全で安心できる社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら、計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のための地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通に向けて、本年度は関係各機関との連携を図りながら「地方大会」を開催し、引き続き最大限の努力をしてまいります。

県立北薩広域公園の整備につきましては、「ふるさとゾーン」「のびのびゾーン」に続きまして、3つ目のゾーンであります「歴史ゾーン」で埋蔵文化財調査が行われておりますことから、国県に対して、早期整備を初め園内施設等の充実について、引き続き要望を行ってまいります。

また、川内川を核とした新たな観光・地域振興資源としての整備につきましては「かわまちづくり推進協議会」と連携を密にしながら総合的に進めてまいります。

公共交通対策については、平成29年度ドア・ツー・ドアによるエリア運行を基本として策定しました「地域公共交通網形成計画」に基づき、本年10月からの運行開始に向け、地域サロン等を活用した周知、説明を行い、高齢者等交通弱者の利便性の確保と利用促進に努めてまいります。

町営住宅につきましては、平成29年度で策定しました「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、おしどり団地建設を初めとする、建てかえ・維持管理・用途廃止等の事業を推進してまいります。悪質な住宅使用料滞納者に対しましては、社会的公平性を保つために、法的措置も視野に入れて厳正に対処してまいります。

町民の持ち家の住環境整備として創設した「住宅リフォーム支援事業」や「危険家屋解体撤去補助事業」は、引き続き事業の推進に取り組んでまいります。

次に、『自然』うるおうさつまを目指して、第1に「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

現在、作成しております19の区公民館の「人・農地プラン」について、各区の農業を考える会活動の支援を行い、地域農業の継続に取り組むとともに、農地の中間管理事業を積極的に推進し、農地の集積に取り組んでまいります。

なお、継続的な農業を実現するために、関係機関との連携を図り、新規就農者の掘り起しを進め、農の里親制度による先進農家での研修や、農業次世代人材投資事業資金等によりまして継続的な地域の担い手の育成・確保に努めてまいります。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

生活環境対策につきましては、関係部署・機関と連携し、さまざまな問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

ごみ対策につきましては、あらゆる機会を捉え、出前講座等による啓発に努め、ごみの減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

さらに、リサイクル率の向上と施設の延命化につながるよう、生ごみの堆肥化に取り組み、自然環境に優しいまちづくりに努めてまいります。

最後に、「みんなで紡ぐさつま町を目指して」、「語らいで育む、連携と役割を担うまち」で

あります。

平成27年度策定しました「第2次さつま町総合振興計画」に基づき、総合戦略や各種プロジェクトを基本に、まちの将来像である「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現に向け、「オールさつま」で各種事業に積極的に取り組んでまいります。

また、計画行政という視点からは、事務事業評価を機能させるため、組織機構の見直しに合わせて、予算編成と事務事業の進行管理、そして民間委員で構成される「外部評価委員会」による検証を踏まえ、「P・D・C・A」のマネジメント・サイクルを意識しながら、効率的・効果的な事業の推進に努めてまいります。

第3次さつま町行政改革大綱につきましては、平成27年度策定しました「行政改革推進計画」に基づき、これまでの達成事項の指標を検証しながら、行財政全般における事務事業の効率化を図ることはもとより、「選択と集中」を念頭に、引き続き積極的に推進を図ってまいります。

各公共施設の維持管理等については、「公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、各公共施設の維持管理・更新及び廃止に係る考え方や具体的な内容等を示した「個別施設計画」の策定を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現のため、平成29年度策定しました「男女いきいき幸せプラン」を基本に、女性総活躍社会の実現に向け、「町女性団体と語る会」を開催するなど、女性の意見が町政に反映されるよう努力してまいります。

行財政につきましては、これまで普通交付税の縮減に備え、行政改革を推進して財政の健全化に努めてまいりましたが、公債費や人件費の削減も落ち着きつつある一方で、人口減等によります町税の減少など、自主財源の確保が非常に厳しい状況を迎えることが予想されるところであります。このようなことから、財政の健全化へ向けまして一層の努力をしてまいります。

次に、平成30年度予算編成の概要について申し上げます。

政府におきましては、経済の再生を最優先課題と位置づけまして、少子高齢化という構造的な問題を克服するため、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進め、GDP600兆円経済の実現、希望出生率1.8人、介護離職者ゼロという「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、アベノミクスが生み出した経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、国民に広く享受され、成長と分配の好循環が隔々まで実感できるよう取り組むとされたところであります。

国の予算は、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生や女性総活躍、働き方改革等の関連施策のほか、介護離職ゼロに向けての子育てや介護の環境整備など、膨らみ続ける社会保障関連経費等に重点的に配分されておりますが、その他の経費は幾分圧縮された形となっております。

平成30年度地方財政対策におきましては、前年度と同様に、通常収支分と東日本大震災分とに分類し、通常収支分の歳入歳出規模は前年度比0.3%の増、また、一般財源総額においても0.1%の増が確保された一方で、地方交付税の総額は前年度比2%の減となったところであります。

このようなことから、さつま町の平成30年度当初予算につきましては、「当初予算は年間予算である」という基本的な考え方を念頭に編成作業に当たりましたが、普通交付税における合併算定がえの段階的縮減の中で、民生部門の社会保障関連経費の大幅な伸びや公共施設の営繕経費などの影響もありまして、非常に厳しい編成となりました。

そこで、事務事業評価の検証結果を踏まえ、既存事業の縮小・廃止など「選択と集中」を念頭に置きながら、「第2次総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「マニフェスト」を基本に据えて、これらを総合的に調整しながら予算措置に努めたところであります。

この結果、さつま町一般会計予算の総額は132億円となり、前年度に比較いたしまして2億7,300万円、2.1%増の予算となりました。

全体概要を目的別・性質別に見てみますと、デジタル防災行政無線の整備事業などによる消防費が6億8,239万円、保育所運営費などによる民生費が9,168万円、道路維持補修工事などによる土木費が6,736万4,000円と、それぞれ増となる一方、公債費が1億1,579万3,000円、大鶴ゆうゆう館建設事業並びに土地開発公社貸付金の皆減による商工費が2億3,033万2,000円、中学校再編準備事業の影響により、教育費が2億1,370万9,000円、それぞれ減となる中で、住民生活に密着した事業や制度改正等を踏まえた編成としました結果、前年度を上回る予算規模となったところであります。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が68億9,270万4,000円、52.2%で、1億1,661万円の増、主な要因としましては扶助費の増であります。投資的経費が23億276万円、17.5%で、4億5,421万9,000円の増。主な要因としましては、デジタル防災行政無線整備事業の増であります。また、物件費などその他の経費が40億453万6,000円、30.3%で、2億9,782万9,000円の減となっております。

歳入におきましては、地方交付税が国の総額で2%の減が見込まれる中で、1,094万4,000円の減、国庫支出金が中学校校舎増築等工事等により5,210万円の減となる一方、町民税や固定資産税等の伸びによりまして、町税が8,244万1,000円、4%、繰入金が財政調整基金や公共施設整備基金等の繰り入れにより1億1,080万8,000円、11.8%、町債がデジタル防災行政無線整備工事等により3億2,960万円、22.3%の増となっております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が38億8,279万1,000円で29.4%、地方交付税や国庫支出金、町債などの依存財源が93億1,720万9,000円で70.6%となっております。今後におきましても、財政調整基金を初めとする基金の取り崩しの割合が高くなっていくと予想されます。

財政運営を取り巻く環境は、先ほど申し上げましたとおり、歳出面では膨らむ社会保障関連経費にあわせまして、公共施設の営繕等、經常経費が増加の傾向にあり、財政の硬化化など深刻な課題に直面をいたしているところであります。

一方、歳入面では、普通交付税が合併算定替えの段階的縮減の後期に入り、縮減額も増加していることにあわせまして、平成27年度の国勢調査結果による人口減少等に伴う測定単位等の減を考慮いたしますと、これまで以上、さらに厳しい局面を迎えると危機感を抱いております。

このようなことから、限りある財源を最大限活用できるようスクラップ&ビルドは必要不可欠であり、さらに踏み込んだ行財政改革を進めながら、総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算総額は29億7,971万8,000円、前年度当初予算と比較して8億4,449万7,000円の減となっております。

平成30年度から、鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が財政運営の責任主体となって国保事業費納付金の額の決定を行うなど国民健康保険新制度への移行の年でありますことから、県の動向に注視しながら制度の運営を図ってまいります。

また、特定健診の結果によります保健指導対象者を選定しまして、リスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持増進、重症化予防に引き続き努めてまいります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は3億3,094万5,000円で、前年度当初予算と比較して364万5,000円の増となっております。

市町村業務であります届け出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施いたしまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度から第7期介護保険事業計画のスタートとなりますが、今回、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の負担割合が、これまでの22%から23%へ引き上げられました。

また、介護報酬のプラス改定によりまして、保険給付費の増加要因となっておりますが、一方で、要介護認定率につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業などの取り組みの成果もありまして、減少傾向となっております。

このようなことから、本年度の予算総額は33億3,731万9,000円とし、前年度対比290万7,000円、0.1%の増となっております。このうち介護サービス費等の保険給付費につきましては31億1,541万3,000円となり、前年度対比418万4,000円、0.1%の減となっております。

高齢化に伴い、全国的に介護保険事業規模が拡大してきており、その抑制が求められるところでございますが、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業などの実施に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は4,582万2,000円ということで、前年度対比0.01%の減となっております。

今後も、施設の適切な維持管理に努めるとともに、料金体系の見直しや企業会計への移行についても検討を進めてまいります。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量は、給水件数1万80件、総給水量213万4,000立方メートルを予定しまして、予算額を収益勘定で収入総額4億3,081万2,000円、支出総額4億2,304万4,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額5,182万9,000円、支出総額1億9,239万9,000円と定め、不足する額1億4,057万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な事業としましては、佐志倉内工業団地地区への安定的な給水を確保するための佐志湯田線の配水管布設工事のほか、老朽配水管、あるいはポンプ設備などの更新に努めてまいります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインでありますので、安全・安心な「水」を安定して供給する必要があります。近年、給水人口の減少によりまして、水道料金収入の減、あるいは水道施設の老朽化の進行、災害に強い施設づくりのための耐震化対策などの課題も抱えておりますが、今後とも、効率的で健全な事業運営に努めてまいります。

以上、平成30年度の町政運営についての私の基本的な考え方と、各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

続きまして、予算案以外の各議案について、提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」であります。

これは、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念及び基本方針等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

これは、組織機構の見直しに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町定住促進鶴田住宅団地の完売及び借り受け者に対する譲渡の特例の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴う関係手数料の改正及び別表の整理をしようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町立さつま幼稚園の廃止及びさつま町立小中学校規模適正化計画に基づき、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」であります。

これは、組織機構の再編により、山崎地区公民館を廃止し、その機能を交流館として活用することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、平成30年10月1日から、鹿児島県乳幼児医療制度において、市町村民税非課税世帯の乳幼児を対象とする医療機関等での窓口払いの無償化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」であります。

これは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」であります。

これは、110歳到達者へ支給する敬老記念品につきまして、金額を定めようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、第7期介護保険事業計画の策定による介護保険料の改定及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

これは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の内容及び具体的取り扱い方針等について整備しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき主任介護支援専門員の定義を改正しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

これは、都市公園法の一部を改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、城之口団地の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、消防法令等の規定に違反する防火対象物の消防用設備等の公表に関する制度を実施しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」であります。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町山崎交流館について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

続きまして「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」説明させていただきます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第6号 さつま町課設定条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

「議案第7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（中間 博巳君）

それでは、「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」町民環境課関係分の説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（杉水流 博君）

それでは、「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」耕地林業課関係分について、説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○教育総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」説明いたしま

す。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（小永田 浩君）

それでは、「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（小永田 浩君）

次に、「議案第23号 さつま町営住宅条例の一部改正について」御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（中間 博巳君）

それでは、「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時04分

○議長（平八重光輝議員）

引き続き、会議を開きます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

続きまして、「議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

議案第30号でございます。「平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について御説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する審議を3月6日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後2時25分とします。

休憩 午後2時16分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第34「議案第12号さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第35「案第14号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第34「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び日程第35「議案第14号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第14号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、子ども支援課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

続きまして、「議案第14号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を

省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第12号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第14号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△日程第36「議案第32号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第36「議案第32号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第32号 町道路線の廃止又は認定について」でございます。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、路線を廃止または認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（小永田 浩君）

「議案第32号 町道路線の廃止又は認定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第32号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第37「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第38「議案第34号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第37「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び、日程第38「議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について」の議案2件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、神馬場寛章氏が平成30年6月30日付をもって、任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、久保聡子氏が平成30年6月30日付をもって、任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

以上2件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（三腰 善行君）

続きまして、「議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よってただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

次は、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。「議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△日程第39「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第40「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第41「報告第3号 平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第39「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」から、日程第41「報告第3号 平成30年度さつま町土地開

発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。
内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」並びに「報告第3号 平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第3号 平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告3件に対する質疑は、3月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第42「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第42「陳情について」であります。本日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月5日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時53分

平成30年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成30年3月5日

平成30年第1回定例会一般質問
平成30年3月5日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(10) 岸良 光廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) 平成27年12月に本町の最終案として出された人口ビジョンは、適切度何パーセントあると考えているか伺う。</p> <p>(2) 指定管理料や運営補助金などを支出している団体などの運営状況について、町としてどの程度確認しているか伺う。</p>
2	(13) 川口 憲男	<p>1 林業振興について</p> <p>林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林施業の集約・路網整備等を進め、さらに地球温暖化防止、国土保全及び水源涵養など公的機能の維持・継続に努めるとしているが、特に次の2点について、町長の見解を伺う。</p> <p>(1) 町内の山林、里山等の維持・管理を図るため、人工林や広葉樹林の除間伐等さらなる事業推進の考えは。</p> <p>(2) 町の面積の66.4%は森林であり、森林の果たす役割は大きなものがある。公的機能の維持・継続に対する具体的な施策は。</p>
3	(6) 田野 光彦	<p>1 インフラ整備について</p> <p>施政方針にある「夢と希望の持てる元気なまち」や「安全・安心なまち」を構築するためには大胆なインフラ整備を進めることが重要と考えるが、特に次の5点について町長の見解を伺う</p> <p>(1) 安全・安心な町道の整備をどのように進めようと考えているか。</p> <p>(2) 全町にわたりインターネットが使える状況であるか。そうでないとしたら、今後の整備をどのように進めようと考えているか。</p> <p>(3) 宮之城文化センターの新館整備を今後どのように進めようと考えているか。</p> <p>(4) 本町には町立図書館がないことから、図書館を整備する考えはないか。</p> <p>(5) 若者の人口減少を食い止めるため、大学・短大・専門学校等の誘致は考えていないか。また、薩摩中央高校に畜産科や醸造科の新設を県に要望する考えはないか。</p>

平成30年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成30年3月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
教育総務課長	角 茂 樹 君	社会教育課長	中 窪 啓 二 君
鶴田支所長	本 田 孝 市 君	薩摩支所長	佐 藤 秀 樹 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。

30年度の一般質問、トップバッターであります。まず行政改革について伺います。

平成27年12月にさつま町の最終案として町として人口ビジョンが示されたわけですが、この人口ビジョンを2060年までに町としては1万5,000人を目標とするというふうに掲げられておるんですが、これをつくるにあたっては、それなりの目標を掲げるには、それなりのものがあって作成されたと思うんですが、それについて実際現状とこの目標数値について、どの程度整合性があるのかと伺いますか、どの程度適切な目標数値になっているのか。

それがあるならば、適切度として何%ぐらいあるのか、それについて伺います。

2問目に指定管理や運営補助金などが各団体企業等にも支出されているわけですが、これを実際支出しているところの運営状況を町としてどの程度把握されているのか伺いたいというふうに考えております。

また、今も、議長からありましたように、1時間という限られた時間ですので、私も質問は手短かに、的確に質問しますので、答弁のほうもできる限り時間を短くして適切な回答をいただけるようお願いしまして、1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

岸良光廣議員のほうから行政改革について2項目にわたりまして御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、人口ビジョンの適切度は何%であるかということでございます。

さつま町の人口ビジョンにつきましては、5年おきに実施をされます国勢調査のデータを中心としつつ、必要に応じて町が公表いたしております住民基本台帳のデータ、あるいはこの国立社会保障人口問題研究所が提供いたしております将来人口の推計に関するデータを用いまして、これらの分析等を行いながら策定をいたしたところでございます。

これにつきましては、さつま町に限らず、どこの市町村も同様の取り扱いを行っているところでございます。

このようなことから、ビジョンを策定した時点では、適切度と伺いますか、直近の公表されましたデータ等を用いまして策定をいたし、まだこの策定間もないところでもありますし、現段階

では人口の現状分析、あるいはこの将来人口推計の目標数値等は適切であったというふうに考えております。

国全体がこの人口減少社会にある中で目標値であります2060年で人口1万5,000人を維持するというについては、非常に高いハードルであると考えております。

2060年では、御説明申し上げましたとおり、1万1,000人という、今の人口の半分になるというようなことになっておりますけれども、これを何とかこのいろんな施策を講じながら1万5,000人まで維持をしたいということで、この目標を掲げているわけでございます。

次に、指定管理料や運営補助金などを支出している団体などの運営状況の確認についてでございます。

指定管理者の運営状況の確認方法といたしましては、選定の際にそれぞれ指定管理者のほうから事業計画とともに定款とか、直近の決算処理、役員の名簿等を提出を求めているところであります。

また、農産物直売所の指定管理をしていただいております出荷協議会等におきましては、建設当時からこの施設の運営管理をお願いしている経緯もございまして、毎年度の運営状況を把握しているところでございます。

一方、運営補助金の関係につきましては、地域福祉とか、地域の振興、活性化などのそれぞれの目的を持っている組織とされている団体への補助金でございます。

運営補助金を交付している団体等については、役場の業務との関連が深い団体も多く、業務の関係で日常的に連携をしておりますして、運営状況等につきましても、確認できる状況にあるところでございます。

また、予算編成におきまして、それぞれの団体との事業予算に占める補助金割合とか、執行率とか、繰越金等の状況についても確認を行っております。

以上でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岸良 光廣議員

この人口については、さつま町の将来の財政面においても非常にこれは大事なことですので、まず2回目の質問をするに当たって町長に伺いますが、今月、高校生がもう卒業したわけですが、高校の卒業式があったわけですが、ことし、この卒業生の中で何人ぐらいが地元の企業に就職するという事で地元に残るか把握されていたらお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

この薩摩中央高校につきましては、61名だったですかね、この福祉科は入っているのかちょっと確認はまたしますけれども、61人卒業しまして県内に46人、46人のうちに20名が地元就職というようなことになっておるようでございます。

○岸良 光廣議員

今から質問するに当たって、いろいろ説明をしたいと思いますが、それに対しての資料を配付したいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（平八重光輝議員）

資料の配付の申し出がありましたので、しばらく休憩します。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分

○議長（平八重光輝議員）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○岸良 光廣議員

先ほど町長は国の国立社会保障の人口問題研究所、社人研とありますが、ここが2060年、今から42年後さつま町が約1万1,000人という人口を出ているんですが、さつま町はそれに対して1万5,000人を目標に掲げております。

しかし、現状を見ていくと、今配付しました資料のAを見てください。

これは平成12年度から29年、要するに平成12年に生まれた出生数192人、これがことしの3月、もう卒業式があったわけですが、卒業するさつま町の人員です。

これをここに年度別でAは、平成12年が192人から29年129人まで、3,116名、これは町民課の資料でもらいましたんで若干の違いはあるかもしれませんが、町民課の資料ですので間違いのないと思います。

これを要するに、ことし卒業する18歳、これがBのほうの欄になりますけど、192人、これが18年後、要するに2036年平成でいうと47年、ここまでに3,116人が高校を卒業するということになります。

それとCの表を見てもらえば判ると思う、Cの表は自然減、死亡者数、これが10年間出してもらいました。

2009年から2018年まで4,178人、これを年平均しますと410人です。

それから、Dのほうを見ていただきたいんですが、ことし卒業する192人、それからこの過去10年間の自然減の死亡数を見ますと、仮に417人で設定しますと18年後には1万1,188人、これは当然、先ほど町長が言いました20名ほど地元に残るんだというのがありましたけど、これは全く残らないというふうに考えたときに18年後の2036年には1万1,000人台になる。仮に町長が言われました20名ほど残ると、この18名、今年卒業します192人、200人として、私も2割、要するに40人くらい、卒業生が地元に残ってくれたというふうに考えて計算をしてみたんですが、これは、卒業生がさつま町内に40名、毎年40名残ってくれたとして、10年後に2028年の人口としては、約1万6,100人しか残らない。

また18年後には、2036年には、先ほど出ました1万1,188人に毎年40名で18年間残ったとして720人です。

計算すると18年後の2036年には、1万1,908人、毎年40名残ってですよ。

40名残ったとして18年後には、もう1万1,900人、さつま町が掲げている42年後に1万5,000人、途方もない数字なんですよ。

なぜ、私がこのことを言いたいかわかっていると、当然、人口によって地方交付税から、なんかいろんなものがかわってきます。

そうすると町の財政面にも大きな問題が生じてくると思うんです。

町長が出された人口ビジョン、これはもう当然町としてはさつま町のトップでありますから、町長は。

10年後、20年後のことも考えてやはりいろんな計画を練らんにやいかんと思います。

その中で、人口ビジョンで今示されている2060年、42年後、当然、私なんか生きていません。

だけど、そこで42年後に1万5,000人を目標にするんだという割には、実態から見ていくと毎年40人残っても18年後には1万1,000人を切ると、これはもう現実だと思うんです。

これをどのように町長は捉えて考えておられるか、お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、岸良議員のほうからお尋ねになった中で、薩摩中央高校の卒業生というのが、61名と申しあげましたが、これは就職をした方が61名ということで、県内に就職をした方が49人、そのうち20人、さつま町内ということで訂正をさせていただきたいと思います。

今、この表に基づいて御説明をいただきましたとおり、現実には、本当、おっしゃるとおり非常にこれだけこの自然減が大きいということは、如実に受けとめております。

本当、厳しい状況だなというのは受けとめておまして、本当に、こういう若い方々がいかに地元に残っていただくかというのが大きな課題になっているわけでございます。

したがって、2040年に1万5,000人という非常に高い目標を掲げてきたわけでありまして。

おっしゃるとおり、数としては恐らくそれ以下に1万1,000人とか、そういう数字が2060年には出ておりますので、確実に減っていくだろうということは判っておりますが、ただそれをそのまま計画に上げていくのかということよりも、こういう現状が厳しいところがありますので、これをやっぱり乗り越えていくためにどういう政策を講じていくかというのが、やっぱり我々行政を預かっている立場としては、非常に大事なことでありますので、これからもやっぱり人口があることによって地域経済がなっていく、あるいはこの社会のいろんな仕組みが回っていくということでもありますので、これについては本当に厳しい中でありましてけれども、最大限の大きな課題として、これから取り組んでいくということで、施政方針にも述べましたとおり、さまざまな人口に歯どめをかける、人口減に緩やかな減少にするようにもっていくかということが課題になっておりますので、そういうことに努めているところでございます。

認識は十分にいたしております。

○岸良 光廣議員

私が、これ取り上げたのは、一番大事なことは、平成27年12月にさつま町の最終案として2060年、今から42年後に国の調査環境のところは、さつま町は何を、どこを起点にされたか判りませんが、42年後に1万1,000人を切ると、さつま町はそれを1万5,000人に目標にしたい、ところが現実には、今、これ見てもらったとおり42年後じゃなくて、18年後に1万1,000人を切ってしまうよと、それと私がここでなぜ18年間の出生者数を掲げたかちゅうと、18年後ですよ、町長、我々が考えなきゃならないのが、町長が町長在任期間だけじゃなくて、町長としては将来の構想もきちっと出してもらわなきゃ困るわけです。

我々、議会としても、実際どうなんだちゅうところを見なきゃいけないんだけど、そこに町のビジョンとして42年後に1万5,000人を目標にするんだと言われても、実感としてそれが公表されてしまうと、実際のずれが、ギャップが余りにも大きすぎる、これについてやはり町の10年、20年後の先を見通した計画を組まれるのであれば、実態をもう1回きちっと把握した上で目標数値を出してほしい。

なぜこういうことを言うかといいますと、約3年前、私はこの人口の減のことで質問したときに、町長にこれから学校が廃校されると、その廃校されるところを潰すんじゃなくて、リフォームを町がして、さつま町から30分、40分かけて薩摩川内市、出水、大口に仕事に行っているさつま町民がおる、であるならば、移住を考えればそういう薩摩川内市からも、子育て世代の若

い人たちに廃校後リフォームをして、そこに月1万円ぐらいで他町村から移住してもらい、そういうことは考えてもらえませんかというふうに町長に質問したときに、私はそのときの町長の答弁を覚えていますけど、町がそれをすれば民間企業を圧迫する、だからできないんだというのが町長の答弁でした。

ところが今度の五日町のおしどり団地、この計画の中で町長が今回の3月議会の中で示してるわけなんですけど、若い世代の子育て世代のところについては、住宅資金といいますか、月々の資金について補助をしたいというふうに今回の3月のこれにもおしどり団地の建設に伴って、子育て世代については、住宅費の補助を考えたいというふうに町長は説明されたんですが、ここで私は非常に疑問に思うのは、3年前に移住してもらわなければ、さつま町の現状では人口はどんどん減っていきますよと。

この18年後に何もしなければ、1万1,000人になってしまうんですよという、この現実がある中で、今、町長はそういう住宅費の補助を考えておるといことなんですけど、その補助の限度と対象をどのように考えておられるのか、伺います。

○町長（日高 政勝君）

とにかく若い人たちがこのさつま町に住んでいただくということは、本当、大事な課題でございますので、当時、3年、4年前にお尋ねのあった閉校跡地を活用して、そういう低廉な家賃で若者が住めるようにという御提言もいただいたところでありますが、今、私が新しく出しておりますのは、やはり民は民としてのお仕事がありますし、民活を活用してそういうアパートなんかをつくっていただく、またそれに対しては、町が家賃を補助していくとか、それをまた新しく出したわけでありまして、町がそういう公営住宅以外に新たに町として民間アパートみたいなものを、やっぱりつくって、安くで貸し付けると、それについては、やはり民業の皆さん方が一生懸命やっているところに、また、町のほうが踏み込んでいくということについては、民業圧迫になるというような考え方を示したわけでありまして、そこにはやはり家賃補助というのは民がつくった建物に対して家賃が生じたときに、高い家賃と言われておりますので、そこについては、安い、低廉な家賃になるように、そしてまた地元に住んでいただけるような、そういう手立てとして家賃補助をしていきたい、そういう考え方に立っているわけでありまして。

○岸良 光廣議員

町長、私の質問は、いいですかたった2つですよ。

補助をどのぐらい考えておられるのか、その対象をどのように考えておられるのか、町長、長く言わなくてもそのたった2点だけですので、もう1回お答えください。

○町長（日高 政勝君）

具体的な新婚さんとか、あるいは若者の人たちが町に住んでいただければ、町外からこの移り住んでいただく、そういう方々については、家賃の補助をしたいということで、今、考え方を担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○岸良 光廣議員

多分、私が質問したことは多分資料がないでしょうから、あとでも結構です。

ただ、私がここで一番考えなきゃならないことは、先ほど言いました18年後、これ、ことしから18年後、大体18年間で平成12年から29年まで、生まれた新生児の数が3,116人です。

そうすると私がさっき言いました何も、100%出たとするならば、18年後に1万1,000人切ってしまいますよといったこの数字に3,116人を全員、毎年全員地元就職したと、残ってもらったというふうに仮定したときでも18年後には1万4,304人、町が42年後に掲げ

る1万5,000人をはるかに下回るんです。

これを町がどのようにして我々が人口減を少しでも食いとめていくかになると、町外からの移住を優先するしか方法はないんですよ。

私は、なぜ町長に住宅補助をどのような企画で考えておられるんですかと、3年前、民業圧迫はしたくないと言われました。

私が質問したのは、民業圧迫、今、町内に住んでいる人たちを補助できませんかじゃなくて、町外から移住してくる方々をそういう低価格の住宅を準備できませんかということで3年前も私、質問したんです。

だから、今後のことを考えていけば、まず町が補助をするのであれば現在、町外に住んでおられる方、薩摩川内市、出水、阿久根、大口、こういう町外に住んでもらってらっしゃる方々をさつま町が子育て世代にこれだけ低価格で住む場所を提供しますよと、だから、移住してきてくださいということをやらなければ、本当に18年後にはもう1万1,000人を切ってしまうのが目に見えているわけです。

これを本当に真剣に捉えてやるのであれば、今、町長、本当に申しわけない言い方ですけど、町長も42年後っちゃ、当然、生きちゃおられません。私も、60ですから生きてないと思います。

だけど、せめてこの18年後というのは、この実態があるわけですので、せめて中長期の計画を組むのであれば、この今の数字をもう1回見直してもらって、町外からの移住者に対する町の受け入れ態勢、要するに住宅補助を出すのであれば、町外から移住してきてもらう人に限っては、これだけの低価格の住宅を提供しますよという考えができるのか、できないのか、町長、お願いします。

○町長（日高 政勝君）

とにかく、人口のこの減を、緩やかなものにしていく、急に歯どめをかけるというのは、なかなか至難のことだと思っております。

したがいまして、急激なこの減少に、いかに緩やかなものにしていくかということが当面の大きな課題になってくるかと思っておりますので、先ほど申し上げました若者の定住促進の家賃助成については、30年の1月1日以降に、この40歳以下で本町に転入をして、賃貸住宅、いわゆる民間のそういう住宅にお住まいになった方とか、あるいはこの転入後1年以内に、この法人企業に正規雇用された方、本町に居住をして住民登録をしていく方とか、いろいろ条件はついておりますけど、そのほか新婚世帯の交付要件としまして、30年の1月1日以降に婚姻をして、夫婦のいずれかが法人企業に雇用されているとか、そういう条件のもとで町内の企業に勤務の方は、基本額の2分の1、上限を1万円ということで助成をできたらと思っております。

町外の企業に勤務をしている方についても、町内に住んでいただければ、そういう上限1万円の家賃助成をしたいということでございます。

そしてまた、さつま町の転入者の就労支援、さつま町のこの企業さんに就労をしていただければ、転入をしまして、さつま町に転入をして就労をしていただければ、それについては町内の法人企業に対しては20万円、1人ですね。

それから、本人に対しては町外の法人企業に勤務をされている方もですが、とにかくさつま町に住んでいただく方は10万円と、いろいろ新卒者の就労支援とか、町内の起業に就労した場合は、1人20万円、あるいは町外の法人企業の場合は、10万円とか、そういういろんな手立てを講じて考えているところでございます。

これについては、今回の施政方針でも述べたところでございますので、できるだけこういう若

者の定住という形で一生懸命努力をしていきたいと。

おっしゃるとおり、私のほうから人口ビジョンを策定した中では、非常におっしゃるとおりの厳しい状況が、減っていくということは判っておりますので、それに今申し上げたようなことを、いろんなことを手立てを講じてできるだけそういう人数にならないように、もう以前に食いとめたいと、そういう意向の中で努めているわけでございます。

○岸良 光廣議員

非常に私は、これは町の間違いをただすってことじゃないんですよ。

なぜ質問しているのかというと、こういう実態がありますよと、それに対して町は今後住民の生活を守るために、あるいは今後の町の運営をきちっとしていくために、実態と伴った対策をとらなきゃならないはずなのに、42年後には1万5,000人を目指しますと、高らかに宣言されたに反して、これだけの、特にこの中で自然減、これ10年間さかのぼっていますけど、1950年第2次ベビーブーム、私なんか58年です、現在60歳です。

私なんか42年前、18歳で高校を卒業するとき、旧宮之城中学校だけで、同級生が280人おりました。

これが現在の薩摩中、鶴田中、山崎中を足しますと、大体500人前後の同級生の数じゃなかったかなというふうに理解するわけですが、また去年の成人者、去年の1月の成人者がかろうじて306人やったですかね。

ことしは300人を切っていますよね。

そうすると、5年後の成人、192人が対象なんですよ。

ここで、見てほしいのは平成12年から、平成23年、24年ぐらいまでは180人から190人で推移しているんですよ。

ところが平成25年からは、160人台になって、直近の3年間はもう120人か130人なんですよ。

これが現実なんです。

と同時に、今、1950年第2ベビーブーム時代が大体68歳が1950年です。

その方々が、今後、今、さつま町の人口ベースでいくと65歳以上がものすごく多いんですよ。

これから18年間を見ると、私が417人、平均していますけど、下手したらこれ500人ぐらいになる可能性があるんです、1年間の自然減で、というと先ほど言いました18年後までに3,116名、今生まれている子供たちが、去年まで生まれた子供たちが3,116名が全員残ったとしても、18年後、さつま町の人口は1万4,000人、これが2割の毎年40人残ってくれても1万1,000人ですよ。

やはり、町長、もう1回真剣に考えてほしいのが、この現実と町が掲げている2060、42年先の目標、ビジョンと現実には18年後こうなるんですよと、ここを見て、やっぱりせめて10年後、20年後は町の長期計画をつくるのであれば、この実態を鑑して、もう1回精査して、さつま町はどうあるべきかとするならば、子供はそんなに増えないわけですから、移住者をさつま町に来ていただく、そういう人たちを募らんことには人口減にブレーキをかけようとするれば、移住者を増やすしかないと思います。

そう考えてくると、じゃあどうやって移住者が来るのか、環境的によくて、コストが安い、川内市で住むと2LDKのアパートが月4万8,000円から、5万円、そこにさつま町に行けば30分ぐらい通勤時間が伸びるけど、1万とか、1万5,000円で住めるとなれば、若い世代来ますよ。

それは民業圧迫にならないんですよ。

なぜかという、今、さつま町に住んでいる人たちじゃなくて、住んでない人を呼ぼうちゅうことです、移住者を。

そうする考え、町長、あるかないかだけ、もう1回だけお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

町でそういう先ほどから申し上げたとおり、町でそういう民間アパートみたいなものを、公営住宅っていうんですか、一般住宅でもいいんですけど、それをつくって、安い家賃でという方法も確かにありますけど、それについてはやっぱり民がやっていることでありますから、町が行政的な立場でそういうことをすると民業圧迫になるから、それはもうしませんと、ただし、今おっしゃったとおり、やっぱりその家賃、町外から入ってくる皆さん方がさつま町に住んでいただく、そのためには家賃の助成をしますよと、それで安い家賃でこの入居ができるから転入も促進をすると、そういう考え方も、おっしゃるとおり私もそのように考えておりますので、先ほど申し上げましたような方法で取り組んでいきたいというふうに考えております。

そしてまた、移住定住については、今、非常に大きな人口の歯どめの役割を果たしていくと思っております。

そういうことで東京のほうにも「ふるさと回帰センター」というのがございますので、そこにしょっちゅう、移住セミナーとか、都会の方々、今、中高年の方よりもこの若い人たちが田舎のほうで暮らしたいとか、自分の子育てをしたいとか、いろんな考え方が違ってきて、ものすごい形でそういう若者の意向が強くなっておりますので、そういう人たちにふるさとのおさつま町のこの情報を提供して、こういういい町ですからぜひおいでいただきたいということで、それば積極的に今進めているところであります。

そういうことで、最終的には住んでいただくということが一番肝要なことであるので、住んでいただくような住環境を整備していく、これは今申し上げましたとおり、家賃補助をしたり、あるいは町内に働いてもらえば雇用奨励金もやりますよとか、そういう手立てを講じていきたいと思っておりますので、その辺はまた今後もさらに努力をしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

今、町長の答弁でいろんな県外の方をということがありますが、県外からの移住者は40歳以上、高齢、ある程度年齢いった方を考えておられるみたいですけど、私が一番ここで言いたいのは、県外から来られた方には働く場をまず見つけなきゃならん、だけど、私が言っている移住者ちゅうのは現在、働いていらっしゃる方、さつま町からも、薩摩川内市まで通勤されている方、すごい数いますよ。

ちゅうことは、30分から40分かけて、今、職をもって住むとこだけを提供すれば移住できる環境はつくれると思うんですよ。

これに私がなぜ何回も言うかちゅうと、民業圧迫にならんちゅうのは、今、住んでいる方々をそういう対象にするんじゃないで、移住してきて住んでもらう方々に対する、そういう補助ですから、これは本当に人口減に少しでもブレーキをかけるのであれば、本当に、そこは私なんか言わなくても町のトップとしてどうやるか、現実を見たときに、私は町長自身からそういう発想が出てもおかしくないというふうに思うんですが、今、答弁聞いても東京とか、いろんなところの環境がかわってきているんだということを言われますけど、町長、今の答弁聞くと、私、本当にこの人口減対策に町長真剣に考えているのかなというふうに不安を抱くしかないような答弁内容じゃないかなと思うんです。

そこで、この問題だけ時間費やしてもいけないんですが、やっぱりさつま町がこれから人口が

この2060年のこの目標じゃなくて、18年、20年後でもいいです。

実際生まれてきている、この出生数と、それから今後10年間、年平均どのくらいの自然減が起こるのか、ここをまずきちっと担当部署で見直しをしてもらって、せめて2060年度まで、2040年、今から20年ぐらいまでのもう1回人口ビジョンを出して、町としてどうあるべきか、どう今後対応すべきかというのをやはり計画を練り直してほしいんですが、その計画を、見直しをされるお考えがあるかないか、伺います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから申し上げておりますとおり、この地方創生の中で地方は非常に人口減が著しいということは、特におっしゃるとおり自然減、いわゆる社会減じゃなくて、自然減が大きいわけで、本町も全くしかりで、生まれる数よりも亡くなる数がもう3倍、4倍ですから、当然として減っていくということは十分データとしてはつかんでおるわけでございますので、ただ、人口ビジョンを策定をして、いろんなデータから策定をして、2040年のときに1万5,000人というデータは非常に先ほどから申し上げたとおり、出生率も1.8とか、あるいはこの移住定住もどのくらいとか、それぞれが目標を立てておりますけれども、かなり高いハードルでありますけれども、そういう目標があればこそ、いろんな努力をしていくわけでありますので、おっしゃるとおり家賃の助成にしる、やりますということで、今、申し上げておりますとおり、そういうことも取り組んでいくわけでありますので、ただ、人口減が1万1,000人になるから、それなら1万1,000人で、そのままいいかと、それはやっぱりこのまちづくりとしては非常に危険なことでありますので、やはり高い目標を掲げて、いろんな施策を講じて、その目標に近づけていく、そのことが私はこの行政として極めて大事なことだと思っておりますので、いろんな手立てを皆さんのほうからもいろんな御提言をいただいて、より有効策な手立てを講じていきたいと思っておりますのでございます。

○岸良 光廣議員

いかにも公務員さんの答弁だと思えます。

私が聞いているのは、そういう考えがあるかないかだけなんです、いかにも聞いていると責任逃れしか聞こえません、私には。

ただいまの町長の答弁であれば、こういう実態があっても、国のそういう地方創生の問題があるからしないんだという答弁にしか聞こえません。

ちゅうこうは、人口減対策も私が一番きょうの町長の答弁の中で2回ですよ。

私は国と町がした、2060年というふうにいっているんですが、町長の答弁ではあとでひかえを見てください。町長は2040年と言っています。

町と国が出しているのが2060年ですよと、それを町長は答弁で2040年と言われますけど、42年後のことを町と国が出しているんだけど、実際このデータから見れば、もう2038年にはこういうことになりますよというのを、私は、今、説明しておるわけです。

この問題だけ余り時間をとられてもいけないんですが、最後に、本当に直近でもう1年間に130人を切る、そういう新生児しか生まれていない、現実、直近3年間出ているわけですよ。

そうすると、町長、町長が任期、あと何年あるか判りませんが、任期内だけは大きな差がないから俺はもう知らんぞということであれば、そりゃ中長期の計画は組まれないでしょう。

でも、町長である限り、現状の運営だけでなく、やはり10年、20年のスパンで今後のさつま町はどうあるべきかということ町長のトップとして、やはりきちっと見直しをしてそれだけのビジョンを出していただきたいというふうに強く要請をして、次の問題に入ります。

2問目の指定管理と、運営補助について1回目の質問をしたわけですが、ここで私がなぜこれ

を取り上げたかっちはいいますと、さつま町の物産直売所、これが約2年前です。

私がまだ文教経済におるときに、指定管理に指定するときに薩摩の直売所が実際運営の自分たちの資金として、確か、2年前に20万円ぐらいしか現金がなかったと記憶しています。

そのときに、毎年の赤字の金額からいくと、この毎年の赤字の金額から現在、物産館が持っている残金とといいますか、残高で見ていくと、指定管理をする最後まで終わるまで、これもちませんよと、委員会でも町長にも、あるいは担当課にも、私がそういうふうに提言したことがあると思うんですが、そのとき、予想したとおりに、実際今回、破綻、運用を中止した、これが私も本当に耳を疑いますけど担当課と町の最初の説明では、新聞に載るまで知らなかったと、新聞に突然出て、薩摩の物産直営館が休業すると、新聞を見てから説明を聞いたという答弁があったんですが、本当、残念です。

町が指定管理をして、金額は指定管理の金額は別として、町が先ほど町長が言われましたいろんなものを精査して、指定管理に出すんだと、2年前にこれもう破綻する、判っていますよというふうに委員会で言っても、町長は、いや、そうはならないと、指定管理を受けるほうも頑張ると言っているんだという答弁で指定管理をされたにも関わらず、これが破綻をしたと。

そこで一番大事なことは、じゃあ、今後、このさつま直営の物産館どうするんですかとなったときに、当事者の方は一旦休業して4月以降、もう1回再開したいということなんですが、現行の指定管理の内容からいくと、一旦破綻をして途中でやめた場合は、同じ方と契約できないことになっているんですよ。

これをもし同じ方にまた物産館を運営してもらうのであれば、指定管理の指定する全ての条項を見直しをかけて変更せにゃいかんのです。そうしないと、同じ方はできないんです。

ちゆうことは、今まで運営された方ができないということであれば、そのほかの方が誰も手を挙げなければこの物産販売、直売所は運営できなくなると、これを今後指定管理を出すその内容を見直して、同じ方がまた運営できるように、するように考えておられるのか、いやもうこれはもう決まったとおりでから、1回、破綻したらできないよというふうにお考えなのか、その点、ちょっとお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

薩摩のこの直売所につきましては、これまでいろいろ御報告をしてきておるところでございます。

非常に、指定管理の期間中にこのような事態になったことについては、大変、遺憾に思うところでございます。

私ども先ほど申し上げましたとおり、日ごろから地域と密着した皆さん方が、高齢者の皆さん方が生きがい対策とか、いろんな目的がございますので、そういうことで運営のほうもお願いをしてきているわけでありましたが、いろんな条件、環境というんですかね、いろんなところがかわってきて、やむなくこういうことになったことになっておりますけれども、今、関係者のほうやら、ここが何とか再開できないかということで、いろんな協議を進めておるところであります。

ただ、おっしゃるとおり指定管理制度ということからいきますと、今の方々をそのままということではできないと思いますので、この辺のあり方については、今後、どういう形でどなたがどういう団体が指定管理になるかということについては、今、十分、関係の皆さん方といろいろ詰めをいたしておるところでございます。

○岸良 光廣議員

町長、この直売所が破綻したちゆうことは、町にも責任があるんですよ。町長は責任を感じらんにゃいかんですよ、これ。

2年前指定管理するときに、運営費として残っている金額は20万円しかない、毎年の赤字を見ていけば、これ2年以上続きませんよという指摘をしたはずですが、委員会で私が。

それにも関わらず、何の手立てもせず指定管理をしました、ここへきて破綻をしました。これ何やっているんですか、町は。

ましてや担当課、何やっているんですか。

そういう状況が2年前判っているんだから、運営が本当にきちっとできているかどうか、それをやはり見てやるのが町の役割だと思いますよ。

もし、破綻するんじゃないかという状況があるのであれば、それ以前に直売所があるか、ないかちゅうのは、今、さつま町の宮之城はいいですよ、人口はどんどん集まってきます、減っていく中でも。

旧鶴田、旧薩摩は恐らく中学校が1校だけになってくると、若い世代はどんどんまちへ来ます。

そうすると地方といいますか、薩摩地区なんかは、物産館、そういうものがあればそれに対して農作物をつくって出そうという方々もおられるわけです。

その場がなくなってしまうと、そういう方の生きがいもなくなる。

それを残すのも町の役割だと、役目です、これ。

それに対して、本当に実際の毎年の赤字から2年前の現状の残高から見たときに、これはもう絶対に運営は無理ですよと、提言したにも関わらず、町はそこを指定管理にしたと、指定管理にして、何らかの方策をとって、やはり毎年、毎年、これじゃまずいですよねと、どうしましょうかと。

何とか残すために幾分か運営補助を見らんやいかんのかと、いうことを事前にやはり指定管理を出した町としては私は考えるべきだと、それがやっぱり各地域、地域を高齢者の方にも生きがいを持って働いてもらう、そのためにも一番大事なことなのに、それに対してもう本当に決まったら出せば出したくない、あとは何も見らん、そういう無責任なやり方を私は、非常にこれは今後のさつま町にとってよくないというふうに考えるんですが、その点について町長どようにお考えかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

指定管理をするに当たりましては、やはりこの受けていただく方々と十分話し合いをしながら、そしてまた指定管理料を出すに当たりましては、その辺の運営の状況についても調査をしながらやるちゅうことは基本的なことでございます。

指定管理をする段階におきましては、まだ余裕金というんですか、それもありまして、また本人さんたちもやる気は十分ございましたし、やはり途中で、なら断ち切るということにも今おっしゃるとおり、地域の核となるような施設でありますし、高齢者の皆さん方が非常に生きがいを持って出荷をしていただいているわけでありますから、そういう面からも私どもとしては、その時点ではもう適正に運営もやっていたかものと、そのような形でお願いをしてきたわけであります。

当然、この指定管理料以外についても、やはり直売所そのものの関係の皆さん方の自助努力ということも非常に大事であります。

直売所も町内に5店舗、そしてまた鉄道記念館までいれると、もう6店舗ですから、非常にこの人口の中では、また町外からも買い求めにいらっしゃる消費者の皆さん方、たくさんいらっしゃるありがたいことではありますが、非常に競争力が高くなっている、そしてまた交通条件が大きくかわってきたということもありまして、非常に厳しい状況はありますけども、それなりに皆さん方一生懸命頑張ってきていらっしゃるわけでありますので、我々はそこをかって、これか

らも地域の振興のために頑張っていたきたいという意味合いでお願いをして、議決をいただいたところでございます。

○岸良 光廣議員

町長、もうちょっと真剣に考えてくださいよ。

これ今、町長、指定管理についてはちゅうことで答弁されましたけど、2年前覚えていませんか。

文教経済の委員会の中で、この運営資金が20万円ぐらいしか残っていませんよ、毎年の赤字を見たときに2年以上続きませんよ、これじゃあと。

町長は今の答弁と同じで、いや、受けるほうが自助努力で何とかすると言っているから大丈夫だという言い方をされたとは覚えているんですが、その結果が破綻ですよ、破綻。

町は何も見てないということですよ、これ。

出すだけで、あとは勝手にしてくれと、だけど指定管理をする、決めるときに、もう既に破綻が見えていたじゃないですか、これ。

毎年の赤字と残高を見たときにこれ2年以上はこの赤字をずっと補てんしていけば運営はできないよねと、難しいんじゃないですかと、委員会で指摘をしたんですよ。

それでも今の町長の答弁では、全くそのことに関しては触れない。自分たちのミスは認めたくない、いかにも公務員的な発想ですよ、これ。

だから、今後について、私が一番心配しているのは、この永野の直売所、これを何とか再開できる方法はないのかなと、もし再開するとしたときに、先ほど言いました一旦破綻した人はもうできないというのが今の決まりです。

これをまたかえて同じ方が運営できるというふうにするならば、全てかえなきゃならん。

そうするに当たっては、町長は我々議会にも町民にも説明せにゃいかん。

そこを私は言っているんですよ。

まず、こういう永野のここだけじゃないと思うんですが、特に、実際破綻したのが永野の直売所ですけど、そういうところが破綻をせんように、町としてはもうちょっと指定管理業者についても運営補助を出しているところについてもやはり内容をきちっとみてやるべきだと、そうすることによってこういう破綻を起こさんように、町としてどうするべきかちゅうのを手を打っていくのが、やはり行政の責任だと。

ましてや、これが担当課のほうで全く気がつかないということも、余りにも無頓着すぎますよ。無責任すぎますよ。

永野の直売所が指定管理料がそこ何万円か、5万円か6万円か金額が少ないから、別に問題はなかあよというような感覚であるのであれば、おかしいんですよと。

町が、指定管理したちゅうことは、町はそれに対してお願いしたわけですから。

そこが経営破綻したちゅうことは、町の最初の見方が甘かったということになるんですよ。

だから、そこはもうちょっと真剣に捉えてやってほしいというふうに思います。

それから、運営補助金のほうですが、これは毎年、公民館の運営補助もあるんですが、公民館等は別に問題ないと思うんですけど、運営補助金だけでも約1億400万円、そうすると今言いました指定管理、これを全部合わせますと2億円、3億円という莫大な金額が出ているわけです。

運営補助だけでも約1億400万円ですから、この中にあって、やはり運営補助金が各団体によって使用目的が違うと思うんですが、例えば、シルバー人材センターもあれば、商工会もあれば、いろんな団体があると思うんです。

そういうところに出ている運営補助金、これが本当に誰からも文句を言われぬような正しい

使われ方をしているかどうか。

例えば運営補助金として、この場合は、人件費には使ったらいけないだよと、運営をするための補助金だよと、だけどそれが人件費に使われている可能性もないとも言いきれん。

そうしたときに、町は、もし初めからそういうことがあれば町はやってはならないことを黙認して運営補助を出している、そういう可能性がないのかどうか。

そういうところも踏まえて、やはり1億円からの、これは補助金、私はよくいつも思うんですけど、役場職員の方々はさつま町のことしの約130億円からの予算がつくんですけど、この予算の金額を役場のお金ち考えておられる。

もし、そうだとすると大きな間違いですよ。

役場が使うほうのお金ちゅうのは、町の財産、さつま町民一人一人の財産なんですよ。

それが適正に使われているかどうか、そこはやはり町としては各担当からのほうがきちっと精査して見なきゃならんのですが、その長としては、町長が一番の最高責任者です。

それに当たって、まず町長にお伺いしますが、この運営補助金等も含めてきちっと適正に問題がないように私は使われておるんだというふうに理解をしていますが、そういうふうに理解してもいいのかどうかお伺いします。

○議長（平八重光輝議員）

残り6分ですので。

○町長（日高 政勝君）

いろんな団体に対してこの補助金を出しております。

今、ございましたとおり、各種の団体に対して1億400万円ぐらいですか、支出をしておりますけど、これについてはやはりいろんな公益的な目的、例えば、役場のこの業務とこの関連が深い団体とか、いろんな業務にこの地域振興、そういう意味合いで出しているわけでありまして、その運営状況については、当然、この適正に執行されているものというふうに考えておまして、収支報告を出していただく、あるいは収支報告というか、決算のときとか、出す段階においては予算も出していただいて、担当課のほうでもう十分チェックもいたしておりますし、それをもってまた補助金を支出するという段取りになっておりますので、これはもう適正になっているというふうに考えております。

また、場合によっては監査委員のほうでも、それぞれ団体を抽出をしながら監査もしていただいておりますので、それは不正のあるようなことはない、当然、目的に従った支出がなされているというふうに理解をいたしております。

○岸良 光廣議員

もう、時間もありませんので、最後に町長のほうにこれは要請をしなけりゃならないのですが、補助金の運営補助金、確かに町長が言われるように正しく使われているというふうに私もそういう前提で聞いておるんですが、私が先ほど言いましたそれぞれの団体によって運営補助金の使用目的が決まっているんじゃないかなと。

例えば、今、言いました運営補助を出しているけども、ここのところは人件費として使ってはならないものを人件費として使っているところがあるのか、ないのか、そこももう1回精査をしてほしい。

また、指定管理については、先ほど言いました永野の直売所、また前も指定管理、運営補助金のほうでも言いましたけども、シルバー人材センターここもなくはならない組織です。

高齢者の方が元気に働いてもらう、そのためには、シルバー人材センター、なくてはならない機関だと思います。

ところがここには以前もいろんなことで町長に答弁しましたが、金を出すけど、口は出さないというふうな形で、町長の答弁が何回となく繰り返されております。

しかしながら、シルバー人材センターに運営補助金と町が発注している仕事、これをトータルしますと年間に7,000万円を超えるんじゃないかなと、それだけの税金を投入している、そういう団体等については、やはり町の管理を徹底してもらわなければ無駄遣いになります。

また、運営補助金、その使い道が、間違った使い方をされているのであれば、これが大きな問題に成りかねませんので、そこについてももう1回早急にきちっと点検をし、また見直し、また永野の物産館については、今後どういうふうにするかというのをできるだけ早く町としての方向性を決めて出していただくよう、強く要請しまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました、林業振興について質問いたします。

林業振興につきましては、これまでも同僚議員、そして私も数回質問いたしました。

町長も農林業は、我が町の生活、産業基盤を支える夢と希望の持てる産業として発展するように積極的に取り組む方針とされています。

ここ数年、かわりはない方針ですが、国、県の施策も変化が多いが全てに市町村、行政の関与、森林所有者の取り組み、関連事業等の積極的な取り組みが必要と捉えられています。

除間伐の推進、皆伐地への再造林化など、後年度に向けた課題も重要であり、森林所有者の実態把握と、地域の森林の実情などは林業の成長産業化、森林資源の適切な管理、運営、森林施業上の集約、路網整備等のさらなる推進を図り、温暖化防止、国土保全及び水源涵養など公的機能の維持、継続に大事なことと考えます。

さつま町でも有害鳥獣対策では、フェンス設置が進み、さらに町民や居住地の近くまで、有害鳥獣の進出が見受けられます。

これには以前から指摘があるように、町内人工林の除間伐、広葉樹林の展開のさらなる施策が必要と感じています。

町長に次の2点についてお伺いいたしますが、まず1点目、町内の山林、里山等の維持、管理を図るために人工林や広葉樹林の除間伐等をさらなる事業推進をする考えはないか、2番目に町の面積の66.4%は森林であり、森林の果たす役割は大きなものがあります。

先ほども申し上げましたが、公的機能の維持、継続に対する具体的な施策をどのようにお考えなのか、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から、林業振興についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、町内の山林、里山等の維持管理を図るため、人工林や広葉樹林の除間伐等、さらなる事業推進の考えはないかということでございます。

森林整備を推進するに当たりましては、所有者の高齢化、あるいは後継者不足、また木材価格の長期低迷、このようなことから森林経営意欲の低下というのが見受けられるところであります。

森林整備を推進するために、大きなこれらが課題となっているところであります。

一方、林業経営者の中には事業規模の拡大意欲を持っている方も多いわけですが、事業地の確保がなかなか困難な状況も見受けられ、森林所有者と林業経営者との間のミスマッチが生じている状況でございます。

このようなことから、町といたしましては、現在、森づくり推進会議の開催、あるいはこの森づくり推進員によります森林整備等の推進のほかに、林業事業体が行う公共事業等を活用した森林整備に対しまして、町単独で事業費の10分の1の上乗せを、補助を実施いたしているところであります。

さらに、認定林業事業体の、林業担い手の育成対策としまして、社会保険料等のこの事業者負担分に対する4分の1の上乗せ補助なども取り組んでいるところでございます。

今後も、これらの事業を地道に推進するとともに、来年度から実施が予定されております森林環境譲与税、新しくこういう税金が創設をされるということでありますので、これらを効率的に活用しまして、さらなる森林整備等の増加につながるよう推進を図ってまいります。

次に、2番目の森林の公的機能の維持継続に対する具体的施策についてでございます。

本町の民有林の森林面積は約1万4,202ヘクタールでございます。

そのうち、杉、ヒノキを主体とした人工林面積は、約8,116ヘクタールということで、民有林の面積の約57.1%を占めております。

人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中でございます。

森林所有者の森林経営意欲の低下が、森林整備が進まない、大きな要因となっているところでありまして、利用期を迎えた人工林が伐採をされまして、その後、再造林ということにならないと、やはり森としての公益的機能は発揮されないということでございますので、こういったことがうまくサイクル化されることが必要かと思っております。

このたび、林業経営への効率化とか、あるいは、森林資源の適正な管理の両立を図るための新たな森林管理システムに関する法案が国会に提出される見込みでございます。

その中において、1つ目に、森林所有者の責務を明確化すること、2つ目は、所有者自らがこの適切な経営管理を実行できない場合には、市町村が経営管理を行うということで、必要な権利を取得した上で、この林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に委ねることができるということでございます。

3つ目に、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林及び林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村がこの管理を行うということになるところであります。

これらを踏まえまして、森林所有者に対しましては、これまでどおり森林整備は再造林を推進してまいりますけれども、林業経営者に委ねたこの森林においては、森林経営計画の策定を促進しまして、施業の集約化によるコスト削減、こういったことに努めていただくと、それと同時にこの町においても委ねられた森林については、森林環境譲与税を活用しまして、森林整備の増加

につなげまして、公益的な機能維持に継続に努めてまいりたいと考えております。

また、本年1月30日北薩森林管理署と本町との間におきまして、地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定を締結したところでございます。

これは災害発生時の支え合いとか、あるいはこの森林林業をめぐる地域課題等について、お互いに連携協力を図っていくということでございます。

今後、ますますこの重要でありますこういった森林の整備につきまして、共通した認識をもとに詰めてまいりたいと思っているところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

2点ほど質問いたしました。まずその1点目について町内の山林、里山等の維持管理を図るため、人工林や広葉樹の除間伐等のさらなる推進を考える考えということを行いました。

1番に出てくるのは、先ほど町長の答弁にありましたように、民有林の除間伐ですか、等が進んでいるということでした。

確か、今のお答えの中に人工林の面積が8千いくらということだったんですけど、以前、聞いたときには7,600ヘクタールぐらいだったんですけど、ちょっと増えてきているんですが、これは再造林、先ほど話が出てきましたけれども、再造林化が進んでいるのか、それと、私、実態を見てみるにいろんな町内のところに皆伐が進んでおります。

それによって人工林は相当減っておるんじゃないかと思うし、さらなる再造林が進んでいるのか、部分的には早い段階に皆伐したところによると、もう70センチぐらい、あるいは80センチぐらいに植栽されたところが見受けられるところでございます。

しかし、一般的状況を見て、非常に皆伐が進んで、荒れている山が多いというふうに感じます。

そういう中でさらなる推進をしていく中で、そういう再造林の取り組みは町としてどういうふうに対応されているのか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、先ほど申し上げましたとおり、戦後植栽をして、非常にもう利用期になっていると、ほとんどが全国どこもそういう形になっておりまして、何とか、そういう利用期になっている木を伐採をして、いろいろ活用する、それでまたあとをしっかりとまた植林をする、そういった再造林というのが一番大事だと、それがもう公益的な機能を高めるんだということになってきておりますので、私どもの推進としましては、除間伐をした後、あるいは皆伐を特にした後は、再造林を必ずしてもらおうというのが1つのセットになっておりますので、あるいは、林道をいれるとか、作業道をいれるとか、そういうことにしておりますので、この辺は非常にもう皆伐をして、それでも植林はしないということになると、やっぱり山が荒れて、あるいはこの除間伐もしないとなると、山地の災害を引き起こすということになりますので、そういうことにはならないようにということで、今、進めているところでございます。

○川口 憲男議員

その再造林が必要ということは、いろんな事業名を見ても必要ということが出ています。

そこで、町長、例えば、人工林とか、杉、ヒノキの山を皆伐したときに、皆伐の申請、それからもう1つは、間伐の推進、これは現在、団地化をしなきゃならないということになっていきますよね。

そしてその団地化は事業体が進めることになっています。

皆伐についてはそれほどないんですけど、除間伐をすることによっては、事業体はその団地化を進める、30ヘクタールですかね、をまとめてやらないと、そういうことで進んでないんじ

ゃないかと思うんですけど、そういう除間伐に対する団地化について、町はどこまでそういうことを把握されているのか、現在、昨年度だけでもいいですけど、そういう団地化がどれほどできたのか、6社ぐらいありますけれども、そういう事業体の中でどれぐらいそれが施業の団地化ができたのか、そこは判つとりやお示し願いたいと思います。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

事業体が今つくっている森林経営計画のことだと思いますが、平成26年度から町内を16区域にわけて、その中で30ヘクタール以上の経営計画を策定しているところでございます。

現在までに16カ所において、作成して、それをもとに施業しているところでございますが、町がそのうちの4カ所、事業体のほうで12カ所つくっているところでございます。

以上であります。

○川口 憲男議員

そういった中で16カ所あったということをお示しいただきたいんですが、町でもそういう団地化の申請というか、30ヘクタールの施業の団地化という。

事業体でなかとできないちゅう私は話を聞いて、そういうこと、事業体の方をお願いをしたことがあるんですが、そののところをもう少し詳しく、町長ができなけりゃ、担当課で。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

この森林経営計画につきましては、町のほうもこれをつくっていなければ補助率が通常40%の補助率ということですが、これをつくることによって1.7倍の68%になるということでございます。

これにつきましては、市町村もつくれるということで、どこの市町村も、今、取り組んでいるところでございます。

○川口 憲男議員

私の勘違いだったと思います。

町のほうでもこの団地化の申請というのはできるということ、今、お聞きしました。

そこで町長、今、皆伐の人工林の皆伐はどんどん動いていくんですけど、こういう人工林への今言った除間伐、あるいは整地、先ほど町長の答弁の中には林業農家が非常に拡大も、経営拡大も望んでいるし、その方向が進んでいるということだったんですが、町長、本当に林業農家、あるいは林業農家が主でしょうけれども、そういう周知が町として取られているのだろうか。

私も以前申し込みをしたんだけど、なかなかその後の方向性についてこないところがあるんですよ。

そうしていきや、今、38年から40年伐期が一番いいということにされていますけど、木はどんどん50年とか、大きくなっていきますよね。

やっぱし、私もお願いしたいのはもう大きなのから切ってくれと、そうせんと小さなのが育たないということでそういうこともお願いをして、その施業の団地化をお願いした経緯があるんですが、それでやっぱし、今、耕地林業の中に林業の専門家として、あるいは相談員として外部の方に委託をされました。

その人の活用策というのがやっぱし、こういう人工林とか、広葉樹林などの活用策にも十分生かしていけるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりのところを林業農家への啓蒙策といえますか、推進策というのはどのように考えていらっしゃるんですか。

○町長（日高 政勝君）

非常に山林自体が本当、今、おっしゃるとおり適期、伐期というんですかね、40年とか、そういうところでこの伐期をするというのが、切るということが一番いいわけですけども、なか

なかこの森林所有者にとっては木の値段がなかなか上がらないということで、そこまで意欲的に、積極的にというか、進んでいないというのが実態でございます。

町としてはいろいろこの町有林の施業計画に基づいて毎年計画的にやっているんですけど、民有の場合、なかなかそういうところで進まないというのがございます。

そしてまた高齢化をする、また後継者もないというようなこともあって、そこが大きな課題になっております。

人工林がこれだけ過去、整備をされてきておりますので、やはりそのためには、やっぱりしっかりと林道網をやっぱり整備をしていくこともコスト削減とかいろんな面もありますし、また、林業事業体のほうではそれだけの伐採に当たって、あるいはこの木を運搬をするとか、そういういろんな機材の整備も進んでおりますので、そういったところでできるだけ皆さんも目を向けていただいて、この人工林の適期な伐採が進むということが山全体の活性化につながっていくんじゃないかと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、おっしゃるとおり、これ林業に関してここにも資料、私も持ってきたんですけども、これまでに大体1年に1回、あるいは1年半に1回ぐらい同僚議員も質問をされております。

今、町長の答弁にあるように、林業農家へのいろんなこと、それからその木に対する思いやり等も答弁もされております。

しかしなかなか今の現状を見てみると、その人工林に対しては除間伐が進んでいない、そのために山は荒れ放題だということが目につくようになります。

特に、里山の地域じゃなくして、ちょっと奥に入った人工林に行きますと、もう全然除間伐も進んでいない、ただし、ダムの上の林道ができました北薩2号線だったですかね。

そういうのができて、町有林の除間伐とか、そういうのは非常によく進んでいるように、この前も歩いて回ると見受けられました。

やはり、今、先ほどの1問目の質問にもありましたように、地域の活性化とか、いろんなことに対して、やっぱり地域が元気をつくる、なる、それからいろんなことに力を出せる、そしてまた経済力もあるということを考えますと、やっぱりこういう林業に対しても町長のさっきの答弁にありましたように、林業農家等が山に目を向ける気風が大事だと、私も考えておりますけれども、そこには先ほども申し上げましたけれども、町の周知とか、推進策とか、あるいはこういう除間伐に対する助成策とか、まだまだ地道に足らないんじゃないかと、私は考えるんですが、そこで、例えば人工林も当然そうですけど、広葉樹の展開を申し上げれば、町長も御存じのとおり広葉樹にしますと、30年で切ることができます。

皆伐しても、次の1年目には2番目ちゅうんじゃないですけど、次の芽が出てきます、そうしますとそれをまた除間伐とか、適材にする、積むことによっていい広葉樹が出ます。

しかし今、広葉樹の関係も非常に荒れ放題です。

例えば、広葉樹は以前は、材として活用ができますよという時期もありましたけど、今はそうじゃなくしてほとんどパルカエネルギー材ですかね、そういうふうに向いていくような状況があります。

そういったところでさつま町は特に広葉樹のメッカと昔から言われております。

やっぱりそういうところに人工林、あるいは広葉樹林にあわせて対策を講じられる、あるいは先ほどからありますように、あんまり補助金というのか何か来たらあれでしょうけど、やっぱりそういうことをして林業農家が潤う施策を講じるような考えはないのか、そのところ、あったとしてもそれに上乘せするような考え方はないのか、町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

こういう、森林整備にあたりましては、これまでも森づくり推進会議とか、あるいはこの地域にそれぞれ森づくりの推進員というのを配置しておりまして、除間伐の推進も当然として所有者の皆さんには督励もいたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、なかなか木の値段が思わしくないというようなことで、そこまで至ってないというのがございます。

町としまして、民有林のそういう活性化を図るために、除間伐とか、あるいはそのほかの社会保険料等の作業員の方については10分の1、4分の1の上乗せをしたり、促進をいたしておるわけでございます。

これから、さらにこういった整備を促進するということになると、やはりこの今回法律も改正になったとおり、森林所有者そのもの、皆さんがやはりその辺の山をしっかりと管理するんだという義務があるわけですので、そこをやっぱり喚起をしていただき、そしてまた町としまして、どうしてもこの高齢化等でなかなか進まないとなりますと、今、森林環境譲与税というのが市町村に交付される見通しが立ってまいりましたので、そういった財源を活用しながら、町が、林業事業体のほうにお願いをして整備をしていただく、そういう方向になっていかざるを得ないと思っているところでございます。

とにかく山のこういった豊富な資源と申しますか、そういうことを広葉樹も含めまして、その辺のところは計画的に森林整備が進むような手立てを講じていく必要があるかと思っているところであります。

○川口 憲男議員

いい助成ちゅうか、林業農家への対応をするということ、この広葉樹林の改良事業の町長、考え方でですね、広葉樹林を例えばその展開ですか、を申請する場合は、県のほうに振興局を通じて申請し、私がやりたいちゅうんであれば、その事業体を通じて申請をし、すると県の助成が出てくる、そうするとその補助金対象は、今、県から事業体へ来るという流れが1つですよ。

そして町の助成という考え方は、今、私、見えてないと思うんですが、そのところは町長のところで把握されているのか、広葉樹林に対する改良事業については、どのような考え方ですか。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

まず人工林におけるところの町の割合ちゅうのをちょっとお話させていただきますと、針葉樹は95.5%のようでございます。それで広葉樹が4.5%あるようでございます。

そういう中で、県のほうでも再生林の基本的な考え方というものが打ち出されておりまして、採算性が高いと期待できる人工林の伐採時には、将来的に均衡のとれた人工林の均衡構成となるように配慮しながら杉、ヒノキの再生林を推進と。

あとまた、公益的機能の発揮が重視される人工林の伐採地跡地には、杉、ヒノキのほか、広葉樹や郷土樹種を含めた再生林を推進、また長伐期化や広葉樹林への展開をするように指導をされているところでございます。

その中で、先ほど言われました広葉樹に対しての補助金ということでございますが、今、さっき議員がおっしゃるように、天然林改良補助事業というのが県のほうにあるようでございます。

これにつきましては、60年制まではできるちゅうことで、うたわれておりまして、年齢で言えば12年齢級ということのようでございます。

現在、奄美のほうでは実施しているということは聞いておりますが、本土のほうでは今のところ、実績は無いようでございます。

そういうことで広葉樹の植林に対する、植林の植え方に対してもこれが補助があるということでございます。

この補助事業を使って天然林改良や広葉樹の植林をされた場合は、針葉樹と同じく、町のほうも森林整備の一環であるということで、町単で先ほど出ました10分の1の補助は考えられるということでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

町長、課長の答弁にありますように、私も県の事業とか、それから奄美の実態のところも県で聞いております。こういうところは進んでいると。

さて、さつま町はどうですかということを、県の担当の方に打診をしますと、なかなか上がってこない、それはなぜでしょうか、町の担当課が動かない状況なんですか、それとも振興局のほうへの申請がままならんといいますか、事業体がしてくれるということだったんですけど、そこまでいってないのが実情じゃないかと思うんですけども、そういうような流れを私、今、課長からも聞いて、町長に質問いたしますが、やっぱり広葉樹の展開というのは、以前から申し上げるに、広葉樹のメッカということで非常にこれから先も活用策が動いていくと思うし、あとで述べますが、山の紅葉、そんなのにも生かされると思うんですけど、町長、現時点で、広葉樹の展開等について、今、担当課、あるいは質問で聞かれて町長自体そういう方向に10%の上乗せがあったらできるよということでしたけれども、町民へのもうちょっと周知というのがもうちょっと動いていけば、そこあたりも町としてもできてくるんじゃないかと思うんですが、町長の考え方はどうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

これまでもどちらかというと人工林、杉、ヒノキが中心ですので、広葉樹のところまではシェア的には少ないというふうに考えておまして、これから仰せのとおり、広葉樹についても景観とか、そういう面でも非常に大事ななと思っております。

特に、山頂部の付近は広葉樹で占めて、鳥獣の対策の一環で、私はいつもこの言っているんですけど、山頂付近はもう広葉樹で全部占めて、やはり実のなる木がなって、そこでその鳥獣もそこで生息環境が保たれて里のほうにおいてこないというのが一番いいのじゃないかと私は思っておりますし、その辺のやっぱり人工林とのすみ分けというのを、広葉樹のあり方というのは今後必要かなと思っておりますので、今ありましたとおり県の事業もありますし、町でも上乗せを10分の1やっていますので、そういう活用ができるところは所有者の皆さん方がそういう考え方であれば推進は可能であるというふうに考えております。

○川口 憲男議員

ぜひ、今、町長の山の上部のところには広葉樹が必要と、これは以前にも私、町長から聞いた覚えがあるんですけど、今地域においてもそういうことを進めております。

極端なことを言やあ、昔は、シイの実をポケットにそがましふるて、あれしよったんですけど、ただそれがあつてちいうとをふるわんで、山の中にいたてまいてくいやんせよと、あるいはカシ、それからドングリですか、そんなのも山の中に行つてあれしてくださいよということを私は勧めておりました。

それと、これはちょっと一部の人ですけど、今、庭先でカシの実を畑に埋め込んで芽を出させて、それを自分の山に植えるという方も町内回つてみるといらっしゃいます。

やっぱりそういう方がどんどん増えて、林業農家の方々が意欲を燃やされるような、増えていくことが大事だと思います。

人工林と広葉樹林の違いというのは町長も御存じだと思いますから、あえて、強くは申しませんけど、広葉樹は30年しますとパルなり、燃料なり、いろんなことで伐採ができて林業農家の

手が入ります。

しかし人工林にしますと、植栽は再造林でされて、してもらえるかもしれませんが、その後の維持管理ということは林業農家でしていかなければならないと思いますし、それには後継者不足、あるいは高齢化でできていかない面もあると思うんですけど、やっぱり広葉樹の展開というのは、そういうところでも生かされてくるんじゃないかと思います。

これは、ある町民の方が私にコピーをして、一枚ですが、大きな紹介とさせていただきます。

売上金と材の売上金額で申し上げます。この材積の立米数もありますけれども、いろいろありますけれども、パーセンテージ的に考えてください。ある山を皆伐されて、ある事業者に出された結果です。

補助金が94万6,313円ありまして、材の売り上げが216万2,732円ありました。この山をしての収入合計が349万円ありました。その中でこの林業農家、349万円、この総補助金と材売り上げを入れて最終的に林業農家が手元にしたお金、これは17万3,531円です。300万円を超える、材の売り上げが210万円あっても1割弱しか収入がないと、これは間伐です。そういうことで林業農家がどうしても山に力を入れられないところがあるんじゃないかと思います。

こういうところを見たときにやっぱり山に対する意気込み、町長もさっきおっしゃられましたけれども、林業農家がもう少し情熱を持ってとか意義を持って頑張って山に取り組みれるべきとおっしゃいました。全くそうなんですけども、こういう林材の価格であったら、二の足を踏むのが林業農家だと思います。そこのところはまた担当課なりやっぱり町長部局でもそういううちは山が六十何%、これ、あと申しますけども、山の面積が66%、約70%のまちです。農林業を基幹産業として動くにはこういうところの活性化も必要じゃないかと思っております。

もう一回、町長にお尋ねいたします。こういう点からやっぱり林業推進員もいらっしゃるということを聞きました。確かに二十何名いらっしゃったと思うんですけども、なかなか私の動きが悪いのか目に見えてこないところもあります。やっぱりこういう林業農家に対して山に対する意欲を持ってもらうために町はどのような動きをするべきと、町長自らはどのような動きをするべきかちょっとお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、この森林所有者の方が高齢化をして、先ほどから申し上げますとおり、なかなか材価が思わしくないということがございますので、このような環境をどうしても変えていく必要があるというふうに国もほぼもう山の災害もあちこちで起こる、あるいは公益的な国土保全とかあるいはこの水環境の水需要の涵養とかいろんな公益的な機能を持っている山でありますけども、そこがなかなか機能を果たせないような状況に陥っているということの危機感が今ございます。

そういうことで、森林環境税というのを新しく創設をしながら、もう市町村が一番主体的になって山主さんたちに相談をしながら、場合によってはもう市町村がそういう除間伐とか皆伐とかを行うとか、そういう役割を果たしていただきたいということで、新しい法律もできたところがございます。これから市町村の役割というのは非常に大きくなるということでありますので、既にさつま町におきましては、林政アドバイザーも設置をいたしまして、そういった山の振興が図られるよう、これから一生懸命努めていきたいと思っております。もちろんこの森づくり推進員の皆さんもいらっしゃいますので、そういう皆さん方と連携とかあるいは林業事業体の皆さん方そういう方々ともうまく連携をしながら、これから適期の伐採とかあるいは植林とかそういうことが進むような努めを果たしていくことが大事かと思っておりますので、それについては今後も具体的に譲与税というのが出てまいる段階については、それまでにはまたいろんな計画を練って、

そういう交付金、譲与税が入ってきた段階では、具体的に取り組みが進められるようにやっていきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長、県の林務課を訪問して一番言われることが、林業農家が元気を出すと、町長が先ほどおっしゃいましたけれども、どういうふうな方向性があるかということでした。だけど、そこには行政が、うちはさつま町がどういうふうにして山に対する意欲を持って林業農家に勧めていくか、環境推進員の方もいらっしゃいますけれども、そういう方のためにどういうことを進めていくかということもおっしゃられました。これ29年度版ですけど、この森林整備事業の体系をもらってきたんですけど、全てに行政のあり方が、行政の動き、それから事業体の動き、そして林業農家、ここがどういうふう動くかということを書き明かして書いてございます。これをやっぱり町内でもう少しもんでしていただくことが、そして林業農家にお示しされるのが大事だと思います。ぜひ、人工林の除間伐、それから再造林、それと広葉樹林の展開、ここはもうしつこいようですけれども、もう一度、精査されて町の発展のために動かれるような方向性をとっていただきたい。この1問目については、そのようにお願いしておきます。

それから2問目、大分1問目と2問目と重複したんですけど、この山の役割ですか、先ほど町長の言葉にもありました水源涵養、それから防災、鳥獣害対策、それから防災上非常に私は大事だと思っております。まあ、それには山の土質ですか、例えば北九州の場合はすごいやわらかい土のところは杉、ヒノキが多かったということも、この前ちょこっと聞くと言われております。やっぱり根が張らないというのがあったということもあるし、もちろん除間伐も推進されていなかったということも聞きました。そして、平成18年のうちの町の水害、鶴田ダムの右岸の山崩れがありましたけれども、ここも火山灰土地とっていいの、すごく目の小さい滑りやすい土ですか、それで相当ダムの下流が水によって流された。それが量が非常に広がったということもありました。

そして、先々週ですか、ちょっと校区の研修会がありまして、阿蘇の地震を見学するというところで阿蘇山に行ってみますと、橋が流れたところの右岸の山が下で二百何メートルですか、上でも途中でのところでも150から200メートルぐらいのところがずうっと山が押し流された、そしてその大きな橋も影響を受けて崩されたという状況を見てみましたけれども、それを54号線を上がれないということで対岸のほうに行ってみたんですけども、非常にもう無残な姿といいますか、まあ、町長、自然災害です。これも地震とうちの場合も水害ですから自然災害の結果ですけども、やっぱりこういうのがちょっとした町ののを見たときでも、こういう災害は忘れたころにやってくると言われます。

うちの地震も平成9年、それで水害が平成18年、それから9年9年しますとちょっと心配の時期もありますけれども、そういうことを考えるとやっぱり先ほど町長の話にありましたように、所有者の山に対する義務化、それから市町村の役割、そしてまた今後放棄される山の管理は地主不在林が相当増えているということも私承知しています。不在林が多いのと、そういった無関心森林、無関心者ですか自分の山がどこにある何がどこにあるということが判らない状況があると思うんですけど、そういったところもやっぱりこれから精査せにやならんと思うんですけど、行政の対応ちゅうか地域へのそういう取り組みに対して町長はそういう忘れたころにやってくる、そういう災害に対してどういうようなお考えをお持ちですか。

○町長（日高 政勝君）

昨年の九州北部災害、あるいはその前の広島のああいいう山地災害、やはり先ほどから出ておりますとおり、高齢化あるいは山の財貨がなかなかしないということで、除間伐がなかなか進んで

いない。下草も生えない、そこに今の気象条件の変化で大雨が集中的に降って、ああいう予想もしないような大災害、山地災害に至るということで、その流木をした物が川をせきとめて大きな被害にまたつながっていくというような事例が多々あるわけであります。

したがって、山そのものというのは、先ほどから申し上げますとおり、人が生活するための飲料水の供給の源になる水源涵養、あるいは人々がそういう山の中に入って保健休養とかこういう国土の保全をすとかいう多面的な機能を持っているわけでありまして、なかなか山の手入れがされなくなって厳しい状況が予想されるというようなことでありますので、これについてはやはり国土保全という意味合いからも本当にしっかりやっつけていかなければならない。

そのためには、やっぱり一番身近にある市町村がその役割もこれから果たしていかなければならない、というのが今回の新たな法律の改正の目的であり、そのためにはまたその財源となる森林環境税というのを創設をしながら市町村のほうに譲与をするということでもありますので、さつま町については、いち早く先ほどから申し上げますとおり、県内では初めてというぐらい、いわゆるそういうものを使った計画も進めてまいりますし、そしてまた林政アドバイザーもいち早く設置をしてこれらに対応していくというようなことにしておりますので、これからはとにかく山の活性化が期されるように、今はいろいろと御意見をいただきましたとおりの取り組みを積極的に努めてまいりたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

今まで種々山への取り組みのところでも、水源涵養とかあるいは国土保全ということで述べられてきましたが、そのものずばりだと思います。町長の今の答弁そのものずばりだと思います。いかにしていくか、やっぱり行政が音頭というか旗を振っても林業農家としてついてくるか、あるいはその地域がどうして動いてくるかということが今の林業行政に出てきているんじゃないかと思っております。

一点だけ町長、先ほど1問目にしましたけども、やっぱり所有者の把握ができていない、地主不在林といいますかそういうのが見られて、宮崎では皆伐をするときに人の家の人工林まで切ったということで問題になっていました。これは完全に所有者の不在あるいはそこあたりが確約されていないという状況だと思います。まず、私も町内伐採したところに行き、伐採したところとか知っているところに行き業者の方とかいろいろ聞くんですけども、どこの山ですか、どしこぐらいですか聞いて聞くんですけど、そういうことは見受けられないと思うんですけど、これは盗伐ですか、とてもあつてはならないことなんですけれども、先ほど申し上げた地主不在といいますか、地元で林業農家がいらっしやらない。もう県外、判らないとこにいらっしやるということで、こういうことがたまたま起こったんじゃないかと思うんですけど、こういうところをないためにもやっぱり行政として役割が非常に大事と私は思っています。

最後に、森林環境譲与税となるようなことをおっしゃいましたが、今度、予算化されます森林環境税が施行されることで、もう私が聞く前に町長は申されました県内で一番にこの活用策を探ると、私も国から来るこういう税を使ってどのように活用されるのか、こういうのを今先ほど申し上げました人工林の間伐、あるいは広葉樹林の展開とか、あるいは不在者林の活用策にどういうふうに取り組みますかということを知りたいんですけど、大方そういうことも説明されました。再度、今まちが抱える林業に対してこういう方向性はやっぱり大事だと思うんですけど、再度お聞きしますが、もうちょっと具体的にそここのところが森林環境税に対する町の取り組み方をお示し願いたいと思いますがいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

最初申し上げましたこの境界の問題です。これについては今、民有林等について境界を市町村

でちゃんとしなさいというのが国の方針が出されて、それも今準備をしつつあります。やはりこの森林の整備をすると、施業計画に基づいて町有林そしてまた隣接の私有林あるいは国有林、お互いにこの施業計画を一体としてやっていくほうがコストはやっぱり安く済むわけですので、そういうことを進めるためにもやはりこの境界をしっかりと地主さんが誰々であるということをやっぱりせんにかんわけですので、そこを市町村の役割としてやるようになっております。林地台帳整備を今進めておるわけでございます。

そしてまた、森林環境税というのを今回新たな方向が打ち出されてまいりました。まあ、当分この東日本大震災の分がまだしばらく残っておりますので、それが済んでから新しくこういう形に創設をするという方向は出ておりますが、その間は国のほうでその分は何とかするというような方向も出ております。

そのようなことでありますが、これについては、一つはやはり森林管理の責務、森林所有者の皆さん方が自分の山は自分でやっぱりしっかりと管理をするんですよということがまず第一であります。そしてまた、どうしても自分ではもう年をとったから管理がなかなか難しいと、子供も帰ってこんだろうとか、後継者もいないとかそういうことで場合によってはもう町のほうでお願いしてということもあり得るということも想定がされておりますので、そういうことについては町がそれを引き受けて、除間伐とかあるいは伐採をする、植林をすると、先ほど申し上げたとおりであります。

その財源として、町の税金でこれをするわけにはいきませんので、それは新しくつくられる森林環境税、森林環境譲与税という形で市町村には譲与されますので、それを財源として活用をしていくというようなことであります。もちろんこの山の整備もありますけども、林業の担い手、そういう方々の担い手育成にも使っていくよというような考え方も出ておるようでもありますので、そういったこともらみながらこれから計画的なそういう用途については努めてまいりたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

森林環境譲与税という名目になるようですけども、環境税がそういうふうにして市町村へおりにくるといふことのところを説明いただきました。その財源を使って先ほども述べられましたように、除間伐あるいは広葉樹林の展開、山に対することに使っていくたいということでしたけれども、ぜひそこところは早目にそういうことを打ち出して、していただきたいと思っております。ぜひ、こういうこと、それからさつま町もさかのぼりますと20年前ですか、環境美化やったですか、景観美化のまちとしてよそが取り組まないときにいち早く取り組んだ経緯もありますけれども、こういうことをして山あるいは里山に対してやっぱり力を注ぐべきではないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、竹に関しては非常に地域の皆さんも喜んでいらっしやいます。タケノコ生産あるいはその竹のエネルギー化といいますか再生のエネルギーとして出荷できるような状況で、竹山を見て回りますと非常にきれいに手入れされているところもあります。これの山版ができないかをつくづく私も考えております。ぜひ、先ほど町長の答弁にありましたように水源涵養あるいは国土保全上、こういうことに対する山に力を出していかなきゃならないということでした。

最後に町長、もう時間もありませんので一言でいいですので、例えばこの森林環境譲与税、今度の国会で多分もう間違いないと思うんですけども、こういうようなのがうちのまちにおりてきたときには、目的税ということはおかしいですが、もう完全に森林に換地して森林だけに使うちゅうような目的で使うちゅうような考え方ですか。それともまあ今までと一緒になんでんかんで

ん使うちゅうような感じで山を主体と使っていくちゅうような、国のほうもそうですけども、町長のそんな考え方はないですか、森林一本にというような。

○町長（日高 政勝君）

これは明らかにこの目的税だと思っておりますので、今ももう既に鹿児島県も四十数件、これに似たような県税、住民税の中に徴収をいたしておりますけども、500円ですかね。そういう形のものがまた新たにできるということになろうかと思っております。

とにかく、山の振興というんですか、先ほど申し上げました山の整備をする森づくり、そしてまた山に携わる担い手の育成とかそういうことに限ったような財源になるかと思っております。

○川口 憲男議員

終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

町長も御存じのとおり、インフラ整備は生活基盤あるいは産業経済基礎となる重要な施策であり、道路建設、水道管の延伸、河川堤防の修繕、公共設備の充実・改善等のこととされております。町長の平成30年度の施政方針にある、夢と希望の持てる元気なまち、あるいは安全・安心なまちの構想は大変すばらしいと考えます。ただ、それが実現されなくては意味がありません。私は、その構想実現のためには大胆なインフラ整備を進めることが重要であると考えます。インフラ整備にはそれぞれ国の役割あるいは県の役割あるいは市町村で行うべき役割、範囲があると思います。さつま町として行うインフラ整備も非常に多岐にわたると思います。今回は、先に事前通告しましたように、特に次の5点について町長の見解を伺いたいと思います。

まず第1に、安全・安心な町道の整備をどのように進めようと考えているのか。

第2に、全町にわたりインターネットが使える状況であるのかどうか。もしそうでないとしたら、今後の整備状況をどのように進めようと考えているのか。

第3に、宮之城文化センターの新館整備を今後どのように進めようと考えているのか。

第4に、本町には町立の図書館はないわけですがけれども、図書館を整備する考えはないのかどうか。

第5に、若者の人口減少を食い止めるため、大学・短大あるいは専門学校等の誘致の考えはないのか。また、薩摩中央高校に畜産科とかあるいは加工醸造学科だとか、そういったような新設を県に要望する考えはないのか。

以上を第1回目の質問といたします。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

田野光彦議員からインフラ整備についての御質問をいただきましたので、それぞれの項目に従いましてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の安全・安心な町道の整備をどのように進めるかについてであります。御承知のとおり町道の整備につきましては、基本的には総合振興計画に掲げておりまして、それぞれ年次計画の実施計画に基づいてこの整備を行っているところであります。しかし、本町の財政状況

につきましても、引き続き楽観できない状況でございますので新規路線については、これまで以上に緊急性、投資効果あるいは日常生活への影響等を検証しながら事業を厳選せざるを得ないと思っております。

一方では、町民の皆様から生活道路としても利用されている町道の部分的な補修という要望が極めて多く寄せられております。町道の路線数が路線で町道の認定・廃止でも申し上げたとおり、総延長が798キロメートルにわたっております。その距離は本町から兵庫県の神戸市に至るまでの距離に相当するわけでございます。そのようなことから、この修繕工事等につきましては、その緊急性とか重要性を考慮してやらなければなかなか財源的に難しいというところがございます。

また、町道の中にはやはり橋梁というものもあります。町で管理をする橋梁が257橋ございます。その多くが高度成長期のころに設置をされました橋でございますので、やはり老朽化が進んでおる、かけかえとかあるいは修繕を要する経費が急増をしている実態でございます。このようなことで、橋梁につきましても現在、長寿命化計画を策定をいたしまして、この修繕を行って長寿命化に努めているということでございます。このようなことで、新設というよりも今は長距離にわたります町道の維持管理、これを中心にいたしまして安全・安心なインフラ整備に努めているというようなことでございます。

それから、2番目のインターネットの関係でございます。国におきましても高度情報化社会ということで、高速通信網の整備を進めてきております。その整備率というのは全国でおおむね100%に達しているのではないかという見方もされております。その視点からもインターネット環境というのは整備済みということになってはおりますけども、ただ、この整備につきましては御案内のとおりADSLの環境下での整備でございますので、あともってこの整備がされてきております光ファイバーの環境ということになりますと、やはりADSLの場合は通信料とかスピード感に大きな差がございます。現在では携帯電話とかスマートフォンとかございますが、非常にこういう面も増えつつあります。したがって、超高速通信網であります光ファイバーの整備というのが今後の大きな課題となっております。

今、移住・定住もする中で、あるいは観光客等もですが、こういう光が通っていないとなかなか難しいということもありますので、今は非常に若い人たちは特に通信網を、こういう光ファイバーの利用というのが一番望まれているところでございます。本町では、各電話の交換の基地局単位で整備をされておるところでございます。本町の整備状況というのは7つありますけども、交換基地局が、宮之城局のみが整備率98%ということでありまして、あとの6つの交換局というのは未整備でございます。

このようなことで、何とかこれを整備をしていただきたいというのが強い要望になってきております。まあ、このようなことから、県のほうにも強く、これは国のほうでやっぱり基盤というのはしっかりやっていただきたい。地方創生も言われている中で、これだけはしっかりやっていただきたいということも強くまた私のほうからも要望をいたしてきているところでございます。

これにつきましては、かなりの投資額が必要です。町で事業主体となってやるとなりますと相当ありますので、この辺のやり方については、やはり民間のほうに負担金という形で出していくのか、そのようなところも今後の検討課題ではございますけど、何しろ相当な財政負担を伴う事業でございます。

それから、3番目の宮之城文化センターの新館整備の関係でございます。これにつきましてはもう既に28年度老朽化が進んでおりますから、9月議会におきまして、基金の設置をいたしまして初年度で2億円を積み立てたところでございます。ただ、この財政状況を見ながらこれをや

るとなりますと、もうとても先々のことになってしまうのかなあと考えております。

それで例えば新しい新文化施設の建設ということになりますと、今申し上げましたとおり町が事業主体となって建てるようになりますと、相当な財源の確保が必要でございます。補助事業とかあるいはもう借金をせざるを得ないということになりますので、多額の。そうなりますと財政の負担というのがございますし、町民の皆様方の御理解ということも当然必要になってまいりますので、やはりこの辺のあり方というのはもうちょっと研究をする必要があるかなということで、できましたら今の新たな手法と申しますか、取り組みがされておりますPFI、こういう民間手法を活用した建設というのがございますので、こういう活用なら一時的財政負担というのは伴わない長期的に町のほうが負担をしていくということになりますので、今この辺の研究を部内でするようにということで指示をいたしてございます。そうなりますと近いうちに、近いうちといってもすぐということにはなりませんけども、まあ、この積み立てをずうっと自主的に自前でやっていくという方法よりも、早い機会にこの建設の方向が見えるんじゃないかというふうに考えているところであります。

それから、4番目の町立図書館の関係でございます。これにつきましてもおっしゃるとおり、町単独の図書館というような機能を有するものがございません。同等の機能を有する図書室としましては、屋地学習館とか鶴田中央公民館の図書室あるいはこども図書館も整備をしましたけども、そういうえほんの森、そういう3つの図書室は整備がされておりますけども、やはり町全体の図書館というようなものがないところでございます。

これにつきましても、それぞれ老朽化もしておりますし、需要としてはそういう要望も図書館をという話も承っております。これから非常に幅広い年齢層が集う交流の拠点となるものでございますので、できましたら先ほどの文化センターとあわせて、図書館もいわゆる複合施設をつくるとなれば別々じゃなくてもお互いに文化センターと図書館も機能を合わせたこういうものにやっぱりつくっていったほうがより効率的ではないかというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました文化センターのPFI事業のこともあわせて図書館も機能を持ったものに、あるいは視聴覚の関係もあわせ持ったものとしてできないかということで、今内部検討をするように指示をいたしているところでございます。

それから、5番目の若者の人口減少対策に係ります大学等の誘致についてでございます。日本の人口というのが平成27年の国勢調査で初めて減少に転じております。このうち高校を卒業する18歳の人口というのが、平成7年の国勢調査時には170万人を超えていましたけども、平成27年、20年後、21年経っていますけども、この調査でも既に50万減って120万人を下回るような状況が出ております。3割減という状況でございます。また平成43年度には100万人を割り込む推計値も出されておりますので、現在、全国に約600あります私立大学のうち約4割の大学が定員割れをしているところであります。既に公私問わず大学等の総数というのは頭打ちの状況になっておりまして、今後も先般も出されておりますとおり、子供の生まれる数というのが日本全国でも100万人を切っている、2年続けて切っている、そういう状況でございますので、ますます少子化は進行するというふうに思っております。先ほども岸良議員のほうからも人口的なこともいろいろ御指摘をいただいたとおり非常に厳しい状況が将来的にも難しいということでありますので、大学の経営についても非常に難しい状況が出てくるのかなと思っております。

このように学生の確保が最重要課題の大学においては、学生のニーズに応えるためにより利便性の高い地域へ移転する動きもございます。仮に誘致活動に取り組んだとしましても、都市部と比較して交通インフラ等の関係とかいろんな条件からしてなかなか本町への大学等の新設の可能

性というのは、現段階におきましては極めて厳しいものがございます。私もかつては文教施設のまちづくりということでこういう大学・短大とかあるいはその他の職業校にしてもですけど、何かそういうものがないかということも視野に入れて考えたことがありますけど、現状のこの世の中の急激な変化を見ますと極めて厳しい状況がでございます。

それからもう一つ、薩摩中央高校に対する畜産科とか醸造科の新設も問題でございます。畜産科につきましては、本町としましてもこれまで設置の可能性については確かに検討してまいりました。もう既に高校振興対策協議会の中でも、何とかこういう特色のある学校を設置をして全国からこの生徒が集まってくるようなことも考えていいんじゃないですかということでもございましたんですが、現在でもそういう活動をしている部活の中でやってはいただいておりますけども、なかなか今のところまで行っておりません。

畜産業というのが基幹産業の一つになっている本町においても、非常に特色ある学校づくりの一環であるというふうを考えております。特にまた、畜産業に携わっているすばらしい経営のところもあって、若い生徒の皆さん方が実習の場でもできる場所がありますし、非常にいいのかなあという思いもありますので、今後、これらについてはまた県に対しても機会を見て相談とか要望には詰めてまいりたいと思うところであります。

醸造科については、県外でこういう醸造科についても焼酎とかあるいは味噌とかいろいろ加工品をする醸造科もあったようでございますけども、まあ、今のところはもうそういう科目も閉鎖をしているようでございます。

この辺のところはまた長く続けるような、そしてまた生徒が集まるようなものをやっぱりこれからは研究をしていく必要があるかと思っておりますので、いろいろとまたお知恵をいただければありがたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○田野 光彦議員

お昼の時間が近づいておりますので、まず、1点か2点、とりあえず。

第1の安全・安心な町道の件なんですけれども、児童生徒の通学路の環境あるいは高齢者の歩道だとか旗を掲げた車が通る場合に段差があったりあるいはくぼみがあったりということが結構あるわけです。予算の関係、財源の問題、町長言われましたけれども、それも全体に通じてあると思います。とりあえずそういった安全・安心なまちということでございましたので、とりあえずやれるところからやっていく必要があるんじゃないのかと、通学路にしてもあるいはお年寄りが歩く場合に段差があったりくぼみがあったり、それから生活道路として赤道があるわけですけど、それが整備されていなかったりとか、あるところから次の道路に出るときに赤道があるわけですけど、そういったところが整備されていなかったりとか、あるいは街路樹があって桜が植えてある非常にいいと思うんですけども、植えっぱなしで管理されていなかったりとか、そういったところにそんなにお金かからないんじゃないのかなというふうに思います。道路にしても水道のために掘り起こしたり、いろんなところで掘り起こしたのをとりあえず舗装でやってあるんですけども、これももう少しきれいにやって段差がつかないようにやってもらおうと非常にいいのかなと、許可を出した場合にはそういったところまで考えてきれいになるようにやるべきだろうと思います。

時間もありますので、第1点だけのところで質問はちょっと終わります。

○町長（日高 政勝君）

通学路の関係、児童生徒の安全を確保する。今いろんな通学途中で車が突っ込んだりというような悲惨な事故も出ておりますので、本町におきましても盈進小学校、その周辺については通学

のゾーンというのを交通規制もいたしております。道路の色分けもしておりますが、30キロ規制とかそういうところもしています。山崎小学校の場合もそういう歩道の関係についてはガードレールを設置するとか、その辺宮之城中学校もそういう御意見がございましたので、五日町の付近からの通学については歩道を整備してガードレールも設置をしたというようなことで努めているわけでありまして。とにかく、必要なところは安全を期するというにはもう対応をしているところでありまして。もちろんこの歩道につきましても安全に歩行者が通行ができるようにということで、まあ特に高齢者の皆さん方あるいはお体に不自由な方等について支障がないようにということで、そういう御指摘のあったときはすぐに対応ができるようにやっておりますので、その辺はまた地域の皆さんから御指摘をいただければこれからも迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

水道工事をして、やっぱり経年劣化をしてわだちの関係等からも段差がついてしまったというようなことがございます。当初は十分転圧をして舗装もやるんですけども、やはり時が経つと転圧不足ということはないんでしょうけど、重量物が通るとそこに段差が、やっぱりあとで工事をするもんですから段差ができてしまうということでありまして、その辺も転倒防止のためには安全のために修復については努力をしているところでございます。

あと、街路等の木の関係です。それもそれぞれ国道であれば県の管理、それから町道についても町でやっておりますけども、いろいろ御指摘をいただければ、管理についてはその都度交通安全上支障がないようにやっておるつもりであります。国道とか県道については御指摘をいただければ、こちらのほうからすぐまた管轄をする県のほうには連絡をして対処をしていただくように努めているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森山議員より早退する旨、連絡がありましたのでお知らせしておきます。

○田野 光彦議員

引き続き質問させていただきます。

安心・安全な町道の整備のところ、町長先ほど言っていたらそれで対応しますということでした。

ただ、午前中に質問しました赤道「あかみち」「あかどう」というんですか、（「里道」と発言する者あり）里道とも言いますね。それは番地がない状態ですけども、どこが管理するのか、そういったところもあるんですけども、それが町内にはどのくらいあるのか、それは例えばこの道から次の国道に行く道を何とかしてくれないかというような要望が来ているんですけども、私のところには。だからそういったのはどういうふうな対応の仕方をするのか。

それから、里道なり赤道と言われているやつがもう家が建ったりしている部分もあるんじゃないかなと思うんです。その辺は町としてはどういうふうに分けられているのか、もし判っていたら、どのくらいのキロ数があるのか。

○町長（日高 政勝君）

従来、この赤線なり青線というのがございますけども、赤線については、基本的には前は国の管理ということになっておったところでございます。それが、市町村に移管になっておりますけども、これについてはかなりやっぱりいろんなところにまざっておりますので、キロ数というところまで押さえているかどうかまた担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

なかなか赤線については従来から国管理ということで、そこまで市町村のほうでもなかなか管理が徹底していないというところもあって、宇絵図なんかで落としてはありますけれども、その把握はある程度は判っているんですけども、キロ数とかそういうところまで具体的に、まあ、町道であれば町道台帳ということでしっかりとキロ数とか幅員とか把握をしておりますけども、そこまでちょっと把握してもちょっとまた担当のほうで答弁させていただきたいと思います。

○財産管理課長（原田 剛志君）

赤道、里道の町内にどれだけあるかということにつきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、あとその管理につきましては、一応里道につきましては、利用者負担、受益者負担という形になっておりますので、まあ、仮にいろいろ整備する場合につきましては、町から里道整備補助金というのがございまして、それを活用していただいて、その利用者の方々が整備をしていただいているのが状況でございます。

○田野 光彦議員

受益者負担といっても、特定の人を通るのではなくって、その地域の人がしょっちゅう通ると、通ったほうがまた近道だという場合があるわけです。利用者負担といたら、そこに里道に面したそれぞれの所有者だけになるわけですけど、実際通るのはいろんな町内の人を通ったりするわけです。そういったのはどうするのか。そしてその場合の今補助があるという話でしたけれども、その補助率というのはどのぐらいなのでしょう。

○財産管理課長（原田 剛志君）

その里道を利用される場合の、大勢の方がされる場合といたしますか、仮に公民館とかそういうところで中心地でありまして、里道を利用される場合につきましても、やはりそういう利用者の方々が事業費があると思いますが、それに応じて負担をしていただいているというような形で、町が直接里道を整備するというようなことは今までないところでございます。

それと補助率につきましては、3割以内となっております。

○議長（平八重光輝議員）

田野議員、里道につきましてはその程度でおさめていただけたら、通告にございませんでしたので通告の範囲内での質問をお願いします。

○田野 光彦議員

次に、インターネットの状況というのは、これも今財源の問題だと、町長も言われましたけども、莫大な額になると。それが一体どのぐらいなのか。例えば、ちくりん館にもインターネットのそういったのはあるのかなのか。

それから、三浦議員が前に質問、6月の総括質疑の中であった大鶴ゆうゆう館のインターネットの状況、そういったのはどうなっているのか。例えば、ちくりん館なんかで出される農産物の売れ行き状況ちゅうのは、私も今ちょっとですけども、鹿児島のおいどん市場に出すことがあるんです。そしたら、インターネットちゅうかメールでお昼の時間帯と夕方の時間帯はどれだけ売れましたちゅうのが連絡来るわけです。だから、ちくりん館にしてもあるいはその他の農産物販売所にしても、そういったものがあれば出す人がどのぐらい売れたのかなということも把握できるわけです。だから、そういった面でもインターネットがちくりん館なりそういったところ

へ使えないのか。あるいは、光ファイバーでなくても使える状況にないのか、その辺私詳しく判りませんけれども、そういう状況はどうなっているのか教えていただければと思います。

○町長（日高 政勝君）

光ファイバーの整備については、これから非常に地方創生を推進をする。やはり情報に格差が生じないという意味では非常に大事な分野でございます。したがって、私も例えば県外から宮之城温泉にお泊りになる紫尾温泉にお泊りになる、そういうときに高速の光ファイバーを使えないという状況があつて、非常に不便だというようなお話も承っておりますので、何とかそういうところからでもできないかということで国のほうやら県のほうにもそれぞれ要望はいたしておりますけれども、例えば、そういう思いがあれば、町が事業主体となって町がそういう光ファイバーの敷設をやっていく、あるいは民間のほうで整備をしていただいて、それに町が負担金を出すという方法もあるみたいですが、やはり今については公設公営というよりもやはり負担金支出による民設民営ですか、こちらのほうがいいのかなあというふうに考えておりますし、最近はその主流になっているというふうに考えております。

本町の場合に町内全域ということが基本になるところではございますけれども、予算的な問題とか工期の問題というのがございます。とりあえず、電話加入者の90%程度の世帯をカバーする町内一円での整備を目指すということで検討はいたしておりますが、概算ですけども負担金としまして6億5,000万円から7億円ぐらいかかるだろうというふうに試算をいたしております。全町となりますと、まあこれは90%程度のこの幅ということですから、全戸をとると、中にはそこまでいらんという方も高齢者の世帯もかなり多いですから、そういうところまで完全にとるかということ想定しますと、やっぱり10億円は必要だというふうに考えております。

○田野 光彦議員

大体の概算は判りました。

次に、3番目の宮之城文化センターの新築、新館の整備、私も初めて1月の成人式に出席したんですけども、そのときに非常に寒かったです、部屋の中が。あれっ空調がきかないのかなというふうに思いましたけど、何か壊れているんだとかいう話だったんですが、やはりこれもせっかくあの成人式にはよそから帰ってきた人もいるんだろうと思うんです、町内の成人だけじゃなくって。そしたらやっぱり空調のきいたところで成人式でないと、やっぱりさつま町に帰って、さっきの人口の減少の問題じゃないんですけども、帰ってくる気にはならないんじゃないのかなという感じがした次第でした。

まあ、トイレも個数が少ないし、音響何かもそうなんですけれども、なるべく早く、先ほど毎年2億円ですか、あるいは今まで2億円ですか積み立てであるという話でしたけれども、まちの財政状況にもよりますけれども、やはり町内に投資するということがよく言われている投資乗数というんですか、波及効果の問題もありますけれども、それはやはり町内で次の仕事がどんどんどんどん行くと、それが非常に町の財政にもまたはね返ってくるわけです、仕事があれば。そういうふうな経済学のそういったものもありますけれども、なるべく早く今例えば金利も非常に今のところはゼロ金利ということで安いわけですから、そういったのを進めていけないものかどうか、町長の考えを聞かせていただきたいなと思います。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり現在の文化センターにつきましては、昭和48年ですか第二次オイルショックの時期にできた広域の施設としてできた施設であります。隣接の当時のまちと一緒にできた広域文化センターという名称で始まったわけですが、合併後におきましては、さつま町が引き継いだという格好になっております。

そういうことで非常に経年劣化と申しますか、空調のききぐあいが非常に悪いと、特に暖房の設備が機能しないというようなことになっております。これはもう長年の懸案ではございまして、過去もこういった設備の改修も行ってまいりましたし、空調もやってまいりましたが、なかなか効果が発揮されないというところでもあります。まあ、構造的な問題もあるかどうか判りませんが、あるいは設備の能力の問題とかいろいろあるかと思えますけれども、これにつきましては、このままの状態ではいかなものかなあという感じがございまして、建てかえる方向を決めたわけでもありますけれども、ただ先立つのはやっぱり金でありますから、平成28年から途中から補正で2億円初期の額は積み立てをいたしましたけれども、相当な投資が必要だろうというふうに考えております。

これがある程度まあ当然借金をしてつくれる場合もございまして。しかし、借金が膨大になりますとまたのちのちの町民負担というのがいろんな事業とか影響もありますので、できるだけある程度の資金を基金なりを積み立てをしながら対応したほうがいいたろうと、そのためにはしかし期間的にまだ相当あるだろうという見通しを立てておりました。しかし、そうこうするうちにやっぱり施設、設備ともに老朽化が著しくなっておりますので、幾ら長寿命化しても限界があると思っておりますので、はっきり建てかえたほうがいいたろうというふうに考えております。場所の問題とかいろいろありますし、要は資金的にどうするかということでもあります。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、民間資金をやっぱり活用してやるという方法もありますので、そういう方向を検討をしていくということでも今内部で始めておるところであります。

○田野 光彦議員

普通のうちが家を建てる時、やはり30年から35年とかそういう形でローンを組んで家を建てるわけですが、今積み立てが全部終わってから建てるというのなら、もう相当な年数がかかるんだと思うんです。だから、建てて減価償却積みみたいでそういう方法もあるんじゃないのかなというふうに、そうすればもう少し早くなるだろうし、町長が言われたPFIですか、ちょっと私よく判りませんが、こういう方法があるのであれば、そういったのを利用して建てかえていくという方法もあるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

私が今申し上げたのはそういう方式で、いわゆるプライベート・ファイナンス・イニシアティブといういわゆる民間資金を活用して公共施設をつくらせていただく。民間が設計をして実際に建てたあとの維持管理まで結構かかりますから、あとで町がその経費をまあ10年か20年かでしょうけれども、30年とかの場合もあるわけですが、そういう形で返していく。返し終わったら町にまた無償譲渡していただく、そういうやり方がありますので、その辺のところを検討を始めたということでございます。

当然、BTO方式とかBOT方式とかもそういう施設が完成したあとすぐ町のほうにあとをお願いすることもありますし、あるいはそういう管理運営の事業が完了したあと無償譲渡と、町のほうに。そういう方式もBOT方式とかありますので、いろんなことを研究をしながらより早い時期に、そしてまた町の財政負担が生じない、余り大きな負担が生じないような形の検討を始めていきたいと思っております。

○田野 光彦議員

判りました。

4番目のこともこれもお金がかかることなんですけれども、やはり若い人が町内に残るためにも県立図書館だとかあるいは国会図書館に行かなくても必要な資料を取り寄せられるとか、そう

いう方向性を持っていただければと思うんです。私も宮崎のほうにいるときは、全国の大学等資料を見ると、足りないのは国会図書館なりあるいはほかの大学等から資料を取り寄せてもらうという方法ができたんです。だから、できればそういう形で図書館の設置も財源がかかることなんですけれども、設置できればというふうに思います。

それから、冬休みだとか夏休みとかそういったときにも、児童生徒あるいは学生でもそういったところで勉強できるような方法であれば、やはりさつま町はいいなあというふうになるんだろうと思うんです。薩摩中央高校でそこのお子さんだけが夏休みに向こうにいて涼しいところで勉強をしていた風景を見ましたけれども、そうじゃなくってやはりそこにいる職員の子弟だけじゃなくってみんなが冬休み、夏休みなんかにご利用できるような設備というんですか、そういったのがあるとすばらしいなあと思うんです。ぜひ検討していただきたいなあ、町長はどういうふうに考えられているのか伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

図書館につきましては、やはり人々が心豊かに人生を送る。やはり読書の機会があるということとは非常に大事なことであると思っております。読書推進のまちも標榜をいたしておりますし、赤ちゃんのころからやはり子供の生まれたころからもう本に親しむということでブックスタートも始めておりますし、学校では読書を各学校で取り組んでいただきたいということでそういう取り組みをしております。そしてまたこども図書館も珍しい施設になっておりますけれども、そういう形での取り組みもやっておるところでございます。ことしの施政方針にも図書館まつりをやろうとか、そういう考え方も出しておるところでございます。

したがいまして、旧町ごとにはそれなりの図書室的なものはありますけれども、図書館というのがございませんので、先ほどの文化センターと同じ施設の中にこういった図書館も複合施設としてできないだろうか。そしてまた視聴覚ライブラリー、そういうことも含めて同じところでそういう読書をしたり、あるいは文化的な機会に触れる、そういう町民の施設というんですか、そういう核になるものがあかなと思っておりますので、文化センターと合わせた形での図書館についても機能整備ができるか検討を一緒に進めてまいりたいと思っておるところであります。

○田野 光彦議員

町長言われましたように、文化センターと図書館との一緒になったそういったものを早急に進めたいなあというふうに思います。

5点目の大学・短大・専門学校等の誘致の問題ですけれども、各大学等も経営が非常に大変だと、そういうふうに思います。ただ、さつま町で小学校・中学校・高等学校まで育った子供たちが県内はまだいいとしても、県外に行くということは相当な損失になるわけです。町内で育てた、お金を入れた父兄もそうですけれども、入れた人材が他県に、特に東京・大阪・福岡なんか流れていくと、流れていくのは勉強しに行くのはいいと思うんですが、それが将来帰ってくれば問題ないと思うんですけれども、もう行きっぱなしで向こうで生活してしまうと、地域に残ったのは空き家が非常に多くなると、そういうふうな現状があるわけです。午前中に質問された岸良議員の出生率の問題もあります。

そういったところで、町内には公立の大学・短大というのはつくれないと思いますけれども、制度上、私立は別として。そういったことでこの間ちょっと話していたら、出水市が議員連盟で何か大学を設置する動きをつくっているみたいなんです。だから、そういったことを考えれば、まあ、連合してやる方法もあるのじゃないのかなと、あるいは大学・短大ができないのであれば、専門学校等は町でできるはずですので、そういったことも検討する必要があるのじゃないのかな

と。

沖縄県は、かつて私なんか学生募集で行ったことがありますけれども、そのときは県外に出していました。ところがその後は、沖縄県はもう県外には余り行かせないと、なるべく県の中でどまるように少子化対策として、そういう方法をとるように展開しております。

だから、さっき申しましたように町内に引きとめる方法は何かないのかなというふうに思っておりますけれども、町長、いかがな考えか伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

地元のさつま町に幼稚園、そしてまた今、認定こども園となっていますけども、そういう方向から今度はまた小学校・中学校、義務教育の過程、そしてまた高等学校・短大・大学あるいは専門学校という形で、そういう一貫性のものが同じまちであるということは非常に理想的なことだと思っております。やはり若い人たちが地元にとどまる一つの方策ではあるかと思っております。

ただそこには、これだけ私立もあって競争の激しい社会ですので、生徒確保というのをいかに図るかとなると、それだけの進学校は進学校としての職業校は職業校としての魅力がどこよりも負けないというものでないと、なかなか競争の時代ですから進学校のいいところ、あるいは就職率の高いところとか、親御さんもですけども、やっぱり子供さんにとっても自分の将来の夢を達するためには、そういうところに流れていくというのが傾向になっていますので、やっぱり存在感を高める魅力を高めるそういう大変な努力をしてもらわないとなかなか難しいというのがあります。これだけの子供が少なくなっていく社会の中ではもう奪い合いです。私立のほうは経営というのがありますから、生徒を確保しないことには経営がなっていないということで、もう公立とは違った募集については力を入れておりますし、そこにはやっぱり打ち勝っていかなんといかなんということがありますので、その辺のとこ考えると確かに先生のおっしゃるとおり、若い人たちがさつま町の地元に残って勉学をして、できたら就職も地元の企業についていただきたい。それが念願なんですけども、現実なかなか難しいです。

いろんな薩摩中央高校にしても県立ですけど、地元の高校としてやっぱり生徒確保をせないかんちゅうことでいろんな支援策も講じておりますけども、先般ありました入学の状況を見ましても、160人の定員に対して77人です。非常に残念な状況です。非常に厳しい人口減の中で高校を確保していくというのはよっぽどの、一体となったやっぱり魅力ある学校をつくっていくことにしないと、進学校は進学校としての職業校は職業校としての就職率は100%に持っていくんだというぐらいの本当にそうでないと非常に難しいところがありまして、本当おっしゃるとおり一貫してここで全て受け入れができるということがあれば非常にいいんですけども、普通高校にしましてはもう学区が広がっておりますし、北薩学区ということになっておりますし、我が学校だけで務まればよかったですけど、学区も広がってきている非常に難しい状況があります。

そうはいつでも、とにかくおっしゃる意味合い十分理解をいたしますので、いろんな機会にまたそういう専門学校等の確保ができるかどうか、何とかまた研究をさせていただきたいと思っております。

○田野 光彦議員

5番と関連して薩摩中央高校の件ですけども、中学校の先生方にもうちょっと薩摩中央高校のいいところをアピールしてもらおう方法もあるんじゃないのかなと思うんです。ちょっとここで言いつらいところもあるんですけども、まあ、やっぱり川内のほうに行かせるようなそういうふうな発言があるようなふうに聞いております。ですからせつかく薩摩中央高校があるわけです。かつて宮之城高校のときは非常に進学校であって結構国立大学とかそういったところも行ってい

たわけですから、もうちょっと中学校の先生方に薩摩中央高校に行くと云々じゃなくて、もうちょっと薩摩中央高校に行けばこういったところがあるよと、それから高校の先生方もできれば補習をやったりとかそういったことが欲しいなあという感じがするんです。ちょっと悪いあれしか聞いてないもんですから。だから、ほかの中学校の生徒のほうもほかのところに行くというふうに聞いておりますので、もうちょっとそういったところをアピールしようかというふうにする必要があるんじゃないのかなあというふうに思っております。

それからもう一つは、町としてももちろん薩摩中央高校が町内にあるわけですから、町内に行った場合には、例えば多少の補助金を出すとか、そういった方法で進学率を高める方法もあるんじゃないのかなあというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

中学校の段階から、中学校と高校との連携というのはもう今既にずっとやってきております。薩摩中央高校のいい面、先生方も一生懸命努力をされておりますし、生徒の皆さん方も本当部活にしましてもですが、いろんな町内とのかかわりとかもう一生懸命努めていただいております。私もこの高校振興対策協議会の中でもいつも申し上げているのは、いいところはもっともっと町民の皆さんが十分理解していただくように広報をやってくださいと、アピールをしてくださいということをしておりますし、さつまの町内の中学校の先生方と進路の先生方とか、高校のほうからもずっと出向いて行ってこういう学校づくりをしていますとか、あるいは体験入学をされているんですよ。

まあ、いろんなこともやってはいらっしゃるんですけども、私どもの町としましても高校振興対策協議会という関係機関と一緒にあって、ここの高校を振興する組織もありますので、そういう中でもいろんな話し合いをして、そしてまた各家庭に高校振興だよりということで、薩摩中央高校のいい面をどんどん啓発をして広報紙も流しておりますので、あとはやはり保護者の皆さん方とか生徒の皆さん方がいかに理解していただくかということもあると思いますし、それぞれ夢と希望が進路というのはいろんなことをお思いでありますから、またそれに向かってやっぱりいろんなところで勉強したいという思いもあって、なかなかここだけにとどまっていけないというのが、まあ残念ではありますけども、できるだけ地元の方がたくさんお出でいただくように、これからは努めていきたいと思っております。

現在でも進学状況を見ますと、例えば、普通科の場合も、まあ、生徒数は少ないんですけど28年から29年、町外からの皆さんが多いです。それから生物生産科についても町内よりも町外が多い、そしてまた農業工学の場合は町内の方が多いようなんですけども、福祉科は特にもうずうっと町外の方が多いという状況です。

○議長（平八重光輝議員）

残り2分です。

○町長（日高 政勝君）

そういうことであります。これからはとにかくこの振興については一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

残り時間が2分です。

○田野 光彦議員

判りました。

中高連携とか高大連携とかありますけれども、ぜひともそういうふうな進め方で入学者が増えるようにやっていただきたいなあというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時41分

平成30年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成30年3月6日

平成30年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成30年3月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	丸 田 忠 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	中 窪 啓 二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第 3 議案第 6号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 8 議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 9 議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第10 議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について
- 第11 議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第12 議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第13 議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 第17 議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第18 議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第19 議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第20 議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第21 議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算
- 第22 議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第25 議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第26 議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	4	さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
	6	さつま町課設置条例等の一部改正について
	8	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	9	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	13	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
	15	さつま町国民健康保険条例等の一部改正について
	16	さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
	17	さつま町介護保険条例の一部改正について
	18	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
	19	さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
	20	さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
	21	さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
	24	さつま町火災予防条例の一部改正について
	26	平成30年度さつま町一般会計予算（関係分）

第1条 歳入歳出予算

歳入

1款 町税

2款 地方譲与税

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 地方消費税交付金

7款 ゴルフ場利用税交付金

8款 自動車取得税交付金

9款 地方特例交付金

10款 地方交付税

11款 交通安全対策特別交付金

12款 分担金及び負担金（関係分）

13款 使用料及び手数料（関係分）

14款 国庫支出金（関係分）

15款 県支出金（関係分）

委員会	議案番号	件名
		<p>16款 財産収入（関係分）</p> <p>17款 寄附金</p> <p>18款 繰入金</p> <p>19款 繰越金</p> <p>20款 諸収入（関係分）</p> <p>21款 町債</p> <p>歳出</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（関係分）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>7款 商工費（関係分）</p> <p>8款 土木費（関係分）</p> <p>9款 消防費</p> <p>12款 公債費</p> <p>14款 予備費</p> <p>人件費全部</p> <p>第2条 債務負担行為（関係分）</p> <p>第3条 地方債</p> <p>第4条 一時借入金</p> <p>第5条 歳出予算の流用</p> <p>27 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>28 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>29 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算</p> <p>30 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算</p>
文教経済 (第2委員会室)	5 7 10 11 22 23 25 26	<p>さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について</p> <p>さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について</p> <p>さつま町立学校条例の一部改正について</p> <p>さつま町公民館条例等の一部改正について</p> <p>さつま町都市公園条例の一部改正について</p> <p>さつま町営住宅等条例の一部改正について</p> <p>さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について</p> <p>平成30年度さつま町一般会計予算（関係分）</p> <p>第1条 歳入歳出予算</p> <p>歳入</p> <p>12款 分担金及び負担金（関係分）</p> <p>13款 使用料及び手数料（関係分）</p>

委員会	議案番号	件名
	31	14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 20款 諸収入（関係分） 歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費（関係分） 8款 土木費（関係分） 10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為（関係分） 平成30年度さつま町上水道事業会計予算

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成30年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

14番、森山大議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、2月26日提案がありました日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」から、日程第26号「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案26件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第4号さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第2「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」及び日程第2「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第4「議案第7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第6「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第8「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第9「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第10「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」、日程第11「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、日程第12「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改

正について」、日程第13「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、日程第14「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第15「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第16「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」、日程第17「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第18「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第19「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第20「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第3「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から、日程第20「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」までの議案18件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案18件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

日程第3の「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」質問をいたします。

いろんな係の編成ということで改正が行われてきているんですが、ちょっと町長にお伺いしたいと思うんですが、今行革の中で人員削減とかいろんなのをとっていく中で係を設置されております。こういうことで、1係長1職員というようなところも増えてくるんじゃないかと。今でもいろんな事業の中で、兼務をしている職員もいるわけですよ。そうしたところで、その事業推進の中にふぐあいといいますか、兼務ということで非常に町民に対してもいろんなところに対してもトラブル的などころがないものなのか。そういう中で、その行革の中の人員体制の中で、こういうところを増やすというような考え方はないのか、まずその1点をお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

役場のこの行政組織の関係につきましては、時代の変遷に伴いまして、それに的確に順応していくということが行政サービスを高めることになるわけでございますので、今回もいろんなこの行政変化等もありまして、それにしっかりと対応していく。そういう意味合いから、この課の再編をいたしたところでございます。

おっしゃるとおり、この定員管理については非常にこのシビアに対応してきておりますので、非常にこう、職員数が数少ない中でいろんな行政需要に対応しなきゃならないということでありますので、それだけその職員の資質向上というのは、当然求められているわけでありまして、

いろいろな研修の機会も与えているわけですが、1係1人とかそういう場合については、やはりこの課とかその中で、お互いに多忙な時期については応援体制というのをやっておりますし、兼務体制ということもおっしゃるとおり、お互いに支援体制ができるようなこう仕組みで、事務業務等が滞りなく行くように、課の責任者である課長のもと、指示、監督をいたしているところでございます。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように、その課内で連携してやっていくと、それが一番だろうと思うんですけども、以前にも残業をしている話とか、多くというか、いつまでも仕事をしながらしている職員もおると聞いておりますし、やはり、今の国でも仕事改革といいますか、この仕事のほうをどうしていくか、残業をどうしていくかということも今議論されておりますけども、我が町にあってもうこういうような再編をされること、先ほど町長の話にありますように、課全体でそこあたりを把握していくんだということを申されております。

それは、その組織内のなんですか、融合、それからそれを図る点ではそういうことが一番いいんじゃないかと思えますけども、ややもすればその1人の、1係長1課員というようなところが何点か見えてこれるようなところがある。それと、その職員に対しても、例えば隣の係との兼務というのを見られるような状況にあります。

町長の言われるように、やっぱり職員自身が専門性とかいろんなところを持って、そこの両方のところを知り得て、情報を伝達するということは非常に大事なところだと思うんですけども、やっぱりこういう事業数が多くなってくると、どうしてもそれにこう、2つのものを追うのにたいて1つが得られないというところもあると思うんですが、そういうところが危惧されると思います。

また、新設の例えば国体推進室等は、特にこれから先、さつま町に誘致をしたり、あるいは協議にどういふふうに取り組んでいくかちゅうことになれば、ほとんど県のほうに出向とか、いろんな関係のところに出向とか、いろんなのがあって大変なところでもあると思います。やっぱりそういうところは、町長の答弁にありましたように、課長を中心に連携を図っていくんだということなんですけれども、今の状況を見てみますと、ちょっと職員に、何て言いますか、緊迫感というんじゃないくて、事業数あるいは係数が多くて負担がっているような気が、私はするんですけども、そこら辺のところはまた職員教育等、いろいろあると思えますけど、そこあたり対応されていくと思えます。

もう一回お聞きいたしますが、そういうところにふぐあいがいいような処置は、課長の責任で行われるのか、それか、庁舎内全体で職員教育の中で新規にされていくのか、そこをお聞きしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

職員の全体的なそういう仕事の業務量とか、あるいは人員配置の関係とか、総務課のほうで全体的な把握はしておりますので、常にその各課長との連携もやっておりますし、異動の際も、日ごろからのそういったことも観点に異動も実施をしているわけでありまして、いろいろ通常の場合も課内でそういう、毎日あるいは毎月そういう課内打ち合わせもやっておりますし、いろんな話し合いもやっておりますので、1人の職員にその、時期的によっては担当が時期によって多忙なことが当然出てくることはありますけれども、その場合はこの、お互いに協力し合っていくというのがまた、課内での課長のいろんな事務量の状況を見ながら、この協力体制を敷いていくということになっております。どこもこう、全体的なバランスも考えながら人員配置というのはやっておるわけでありまして、非常にこう数が少ない中で、お互いに大変な御苦勞をいただいて

いるというのはもう事実ではございますが、今、働き方改革とかございますので、そういうことも十分この配慮に入れながら1人の職員にこう無理が行かないようなことについては、十分配慮をいたしているつもりでございます。

○川口 憲男議員

一人に無理がいかないような配慮を図るという考え方です。いろんな新聞情報、あるいは先日から国会の中を聞いていまして、例えば自衛隊の中で外部といいますか、国外に出ないような、出勤がないような体制をとということで、高裁に訴えたところもでございます。

また、庁舎内といいますか、各事業所の中でも自殺とかいうのが見受けられます。仕事、債務になって負担がかからないような方向性をやっていくということですので、ぜひ、今一番言われている働き方改革です。庁舎が一番先頭になってそういうことを示していくことが町内にもいい経過になると思いますので、その辺のところを十分把握されて、こういう事業配置、組織の変更等はやっていただきたいと要望しておきます。終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

私は、議案第16号についてお伺いをいたします。敬老祝金支給条例の一部改正なんですけど、新旧対照表からこう見てみますと、110歳到達者に8万円、記念品から商品券8万円という金額で改正しようとするんですけども、80歳、90歳、100歳、105歳、この金額的のところ、またこの110歳8万円という、こういう金額の8万円という金額に改めようとする、8万円という根拠はどういう中身でこういう金額になったのか、そういう検討されたのか。そこあたりをちょっと教えていただければと思います。

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

敬老祝い金の条例の一部改正について、この110歳の方の祝い金について8万円の検討の過程等になるかというふうに思います。

これまで、110歳につきましては記念品ということで規定をしていたわけですけども、記念品のときに家紋のプレートを交付をしておりました。このときの金額が8万円ということでありましたので、100歳、105歳も6万円、7万円ということですので、金額の決定についてはこの前の記念品のときの金額でありました8万円ということで決定をしたところでございます。以上です。

○新改 幸一議員

そういう検討をした説明である程度こう、なるほどなと思うんですが、実際この110歳まで生きていただく、生きたという証だと思んですけども、恐らく110歳までちゅうのは今後、さつま町で長生きをしてされるちゅうのは、もう本当に珍しい人に限られてくると思うんです。であれば、さつま町の110歳の到達者には、50万円ぐらいの、そういう金額あたりを提示できなかったのかなち、私はせっかくこういう長生きをしてもらったんだから。110歳ちゅうのは本当に私は珍しい人だと思うんです。ですから、それぐらいの金額ぐらいはやっぱり支給してもいいのかなち私は感じるんですが、町長、ここあたりの考え方、どんなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

過去、100歳までこの到達という方が少なかったんですけど、今はもう100歳の到達者以上の方がもう30人とかですね、かなり増えてきているんです。これは、長寿の社会ですから、本当おめでたいことだと思っておりまして、当時これをつくったのがこの100歳は今までありました。そしてまた105歳と110歳の節目については、珍しいことじゃってこれは、何か

記念になるものをと、お金じゃなくて。それで家紋入りの、それから名前と生年月日を入れたそれを盾にしたものを、非常にこう金額的にも今申し上げたようなものですばらしいもので、後々まで家系的に記念品として残るようなものというようなことで、やりよったんですけど、やっぱり家族の皆さんから言われるのは、それよりもやっぱり現金が、お祝い金がいいというようなお話だったもんですから、今回こういう形に変えていますけど。今、最近非常にこの、110歳、115歳の方はそんなに多くはないんですけども、もう最近100歳を超える方がどんどん増えてきますし、99歳の方ももう十何名とかいらっしゃいますので、そんなにもう昔みたいにこの、もう長寿社会になっていますから、敬老祝い金のこの趣旨というのが、価値観というんでしょうか、そういうことが出まして、通常の節目のこういう形のお祝い金という形に変えてきたところがございます。

○新改 幸一議員

ある程度理解します。私はこの金額的に8万円というのが、末広りの8で、8万円がという理解もするんですけども、もう区切りのいい10万円ぐらいで、もうきちっとこうしたほうが、さつま町からいただいた10万円、110歳まで長生きを、じいさん、ばあさんがした、町から10万円いただいたっていうののほうがこう、もらったほうもスカッとするし、そういうふうに金額にちょっとこだわるような気もしますけれども、8万円ということで決められたんであればいたし方ないということも感じるんですが、そういうことを感じましたので質問いたしました。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○田野 光彦議員

これは、議案第25号に関するところですけども、初歩的な質問で申しわけないんですけども、山崎交流館という指定で、それから山崎公民館、それは、名称はずっと残っていくわけですか。それとも、公民館から交流館になったらもう公民館という名称はなくなるのか、その辺を伺いたいと思います。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

今回、議案第11号で公民館条例の一部改正をお願いしておりますが、山崎地区公民館はこの条例公民館と通称言っておりますが、ここからもう省きまして、今回新たに山崎交流館という名称で新たに指定管理をお願いするというので、今の地区公民館が交流館という形が変わっていくということでございます。

○田野 光彦議員

その場合に、議案第25号の、これ25ページですか。ここに、指定管理者が山崎公民館で、指定期間は平成30年から33年になりますよね。公民館がまだ存在しているちゅうことになりますよね。違うんですか。

そしてその後の指定期間が33年の3月31日までだったら、その後はどこが指定管理になるのか、その辺も教えてください。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

一応、今回指定管理をお願いするのは、山崎区の公民館ということで願いますので、今、区があります山崎区に願います。それで、一応ほかの交流館、集会施設等が平成32年ちゅうことで、5年間、28年から指定をしておりますので、それに最終年度を合わせるということで、その3年間が終わったあとはまた同じようにまた山崎区のほうが指定管理をしたいと、受けていただくということであれば、そのまま引き続きお願いするという形になります。

○**田野 光彦議員**

だから、その場合に山崎区公民館というのはその後も残るんですか。残らないんですか。

○**社会教育課長（中窪 啓二君）**

申しわけありません、私の説明が悪くて。山崎区公民館というのは自治公民館ですので、館自体は今の山崎地区公民館ちゅうのは今町の施設ですので、それを今度は指定管理をお願いすると。それと、館と自治公民館の違いといいますか、自治公民館のほうでは山崎区の自治公民館のほうで指定管理をしていただくということでございます。

○**議長（平八重光輝議員）**

ほかにありませんか。

○**町長（日高 政勝君）**

今のことですけど、これ今まで館というのが山崎区と二渡区、それから久富木区3区で、山崎の公民館という形で町がつくった施設として、あそこでいろいろ事業の関係もやってもらったんですけど、今回話し合いをしていただきまして、この館そのものについては、この佐志区と同じく山崎交流館という名前に変えたということで、それでまた、山崎の公民館というのはもう、二渡とか久富木と同じようにこの地区のものはそのまま山崎公民館、二渡公民館あるいは久富木区公民館という形で、館そのものはこの地域の自治区として残るということです。館がそういう名前で変わったということですので御理解いただきたい。

○**議長（平八重光輝議員）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（平八重光輝議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案18件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△**日程第21「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」**

○**議長（平八重光輝議員）**

次は、日程第21「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」を議題とします。提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第26号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○**新改 幸一議員**

1点だけ、所管が違いますのでお伺いします。

9款1項4目のこの危機管理の関係の防災無線の関係でございます。いよいよデジタル防災行政無線整備ということで、大きな金額で予算を組んであるわけでございますが、この各世帯に1個ずつ受信機を配付するという説明であったわけでございます。私の時吉区でもちょっと質問が出たんですけども、特にこの田舎でちいえば、ちょっと語弊がありますが、田舎は隠居・とじゅ、こうあるわけでございますけれども、各世帯1個という防災無線の受信機の配付は理解をするんですが、もし、この隠居の、同じ敷地内で隠居のほうでどうしてもこの受信機がほしいと、こういう、お金を出してまでもします、出しますから設置していただけないでしょうかという要請があった場合には、行政としてはどんなふうな対応をされるのか。そこあたりの考え方を教えていただきたいと思っております。

○**総務課長（崎野 裕二君）**

デジタル防災行政無線の整備についての御質問でございます。個別受信機の配付と申しますか、設置の仕方についての御質問でございますけれども、基本的には一世帯1機ということで、予定をしております。ただいまの御質問にありましては、いわゆる隠居・とじゅと申しますか、どうしてもほしいと、隠居が離れているのでほしいと言われる方も少し声も聞いておりますので、一世帯に2機目以降の設置につきましては、ちょっと内部で協議中でございます。安くでお譲りできるのか、使用料をとるのか、そういったいろんな方法があると思いますので、そういったところはもう少し詰めさせていただきたいと思っております。

○新改 幸一議員

理解いたします。恐らく町民の方からは、そういう今後要望が出てくる可能性が多々あるんじゃないかと思っております。ですから、そういう危機管理の面、またいろんなこの行政からの放送かれこれ、みんな期待やら耳に入りたいという、それぞれの高齢化も進んでいきますので、そういう実態をきちんと精査しながら、そういう1個は無償だけれども、1個はそういう低価格でというような形をつくっていただくように要請しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

この当初予算案の概要の中の、まず17ページのこのDMO関係についてなんですけど、これもことし約1,400万円ぐらい計上されているんですが、昨年度までに具体的にどのような成果が上がって、どういう効果があったのかを知りたいのが1点と、もう一つは、18ページの企業誘致係の中で、空き家家財対策撤去、これ、たしか280万円程度かなと思うんですけど、この全体の2,700万円の中で、空き家家財撤去が恐らく二百何十万しか計上されていないと思うんですが、これの家財撤去の申し入れ等についての概要があったら教えていただきたいと思っております。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

DMO関連の御質問でございますが、28年に設立された部分で、29年度から実質的に活動をしているということで、今言われましたとおり、さつま町から地域創生加速化交付金を使いまして、資金として出しているところでございます。

その内容につきましては、29年度が1,500万円ということで、さつま町1,500万円、伊佐市が1,500万円。そのうち、さつま町の750万円が地域加速化交付金、750万が町からということで、町の負担の750万円については半分が交付税であと残りの部分については事業費……。 （「課長、質問の内容を理解してから」と発言する者あり）

事業の実施については、鶴田ダムから伊佐にかけての観光のグランドデザインの検討、また人材育成ということで、本日も2時から商工会のほうで商人塾というふうな形で、新たに新規起業家を育てるためのセミナーを開催されているところでございます。

また、そのほか、売れる商品づくりということで、29年3月と、11月、あと30年の2月に大阪市で市・まちの農産品や加工品を販売する「やさしい市」を開催し、消費者とのふれあいや意見徴収による製品のマーケティングを生産者や加工者が体験できるプログラムを行ったところでもございます。

また、2月25日には議長のほうにも参加していただきましたが、薬草の杜キックオフイベントということで、薬草や野草を昔ながらの知恵を使って食に取り入れ、そこからサービスやツーリズム、メニューの開発につなげていく新たな商品づくりに取り組む基礎づくりや場づくりを印

象づけるイベントを開催していただいたところでございます。

以上であります。

○企業誘致対策室長（市来 浩二君）

この空き家家財撤去補助につきましては、昨年度から創設した事業でありまして、空き家情報バンクに登録するために家財を処分するというものでありまして、上限が5万円であります。金額については、もう前年度とほぼ同額を組んでおります。

実績としましては、29年度には4件の家財撤去が行われまして、登録を行っております。

以上です。

○岸良 光廣議員

私が聞いたかったのは、まずDMOに関しては、昨年1年間の実際活動をしてどのような効果があったんですかと、具体的な、例えばイベントを開いて、イベントにどれぐらいの方が参加されて、今後どういうふうな活動をするんだという、あるいはこれだけの予算を、例えば前年度1,500万円、ことしも約1,400万円の、2年間で約3,000万円近い予算を投入するわけです。そしたら、それに対して何らかの対価が出てこなければ、ただ予算を使ってこういう活動をしましたで終わってしまう。それに対しては、これだけの予算を使ったんだけど、こういう効果が出てきていますと、さつま町の観光人数がこれだけ増えていますと、あるいは、まだそれが結果が出ていないであれば、今年度はどれぐらいの観光者を誘致する計画なんだと、そういうのを具体的に出してもらわなければ、どこからの予算が幾らで、何が幾らでちゅうことは聞いていないです。

そこをもう1回聞きたいというのが1点と、この空き家家財について、上限が5万円ちゅうことなんですけど、本当にこれで改善していくんですか。町長に伺いたいんですけど、空き家対策を本当に今後やっていくんだと、町長もよく言われているんですが、空き家対策で、それをどういう活用をされるか判りませんが、この全体的予算ボリュームの中からはわづか二百七、八十万で1件に対して5万円。これが本当に効果があるのかなというところがあるんですが、この点については、今後どういう、空き家対策も含めて町長にお伺いしたいと思います、その辺を今後どのように考えておられるか、それと先ほどの2点だけお願いします。

○町長（日高 政勝君）

この空き家のほうでございますが、これについては、もう早くから町単で解体の助成が必要だということですからずっと続けてきておりまして、一旦その3年間が一応の期限としておりましたので、これについてはそれなりのもう効果があったということではしておりますけれども、やはり、毎年この空き家が年々増えておりますので、これを何とか活かして定住とかそういうふうに結びつけることができないかということで、ごらんのとおり条例も提案をして議決をいただいたところでございます。

これについてはこの空き家バンク、そしてまたリフォームをしてまた再活用をすると、そういうことの取り組みをしていきたいということでもありますし、一方ではこの今まで解体をしましたこの解体についても引き続きやりますと。そしてまた、中にある家財については5万円の上限で家財撤去もできますよということで、この促進を図っているわけでございます。

したがって、基本的にはその家財撤去が、この一つは空き家活用の一つの課題になっていくということで、この空き家の促進をするためには、まずは家財の処分をせんにやいかんということがありますので、その助成も空き家バンクの一環として取り組んできたわけでございます。

これから、空き家をうまく、家主さんの御理解をいただいて、定住とかあるいはいろんな売買あるいは貸し付け、そういう形までできればありがたいなということでこう考えているわけであ

ります。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

DMOの事業につきましては、人材育成という形で本日も行っております。またイベント「やさしい市」につきましては、商工会の青年部の人たちが3名ほど現地に行かれまして、その場の声を聞かれて、いろいろ今後につなげていきたいと、この会社の会長、坂元さんと言いますが、その方が10億円を目指す。10億円でないと企業と言えないということで、そういうことで今あの商工会の青年部のほうでは一生懸命取り組みをさせていただいているところでございます。

その中で、薬膳カレーとかそういうものも今開発中でございます。また、イベント等につきましても数々実施を、今年度、先ほど言いました薬草の杜ということで、曾木の滝の発電所遺構のところに薬草を植えまして、飛騨から古民家を曾木の滝のほうに移築されて、そこでまた薬草に関する部分の販売等もされていくということでございます。そこに出荷できるような形で、今後またさつま町の住民の方にも展開をしていくというものでございます。

あと、観光の面につきましては、曾木の滝への今、結構曾木の滝に増えておりますので、さつま町の使った観光ということで、曾木の滝と連携するというので、今のところ出水市で降りられた方を、今、金山と菊次郎展という特別展もやっておりますので、そこを通られて曾木の滝に行かれる。できれば川内川大鶴ゆうゆう館を見られて行かれるというようなルートの開発、そのような部分もやっているところでございます。

また、モンベルというアウトドアの会社がございますが、そのフレンドタウンという形で体験型のツーリズム事業という形で実施していきたいというような方策も考えております。あと、やさしいまち親会社の関連会社ということで、セルビスという会社でございますが、その関連会社ということで共栄会というものがございまして、そこから関連会社の皆さんがさつま町、伊佐市を訪れて観光施設や温泉施設、加工施設や直売所等を視察いたしまして、有効活用や新たな事業展開の検証をされておりますので、今後30年度でもまたそういう共栄会の中から、ビジネスマッチングというか、そういう形で仕事が、新たな取引が生まれればなということで考えております。

以上であります。

○岸良 光廣議員

これで質問を終わりますけど、ただ、1つだけ私が非常に懸念に思っているのは、昨年約1,500万円、今回は1,500万円近いんですけど、これだけの予算を投入して、今の現状として、先ほどから出てきますように曾木の滝には物すごくいいんじゃないかなと。じゃあ、これだけ我がまちの予算を使って、さつま町にそういう観光のメリットがあるんだろうかと。今、課長の説明にあったように、薬草を植えて、販売所を曾木の滝に持っていく。当然、売らなければ曾木の滝があれだけの観光地ですから、いろんなところから来ますから、あそこで販売すれば売れるというふうな考えでだと思んですけど、それから考えていくと、我がさつま町は何の利益があるのか。これは、伊佐市と連携しちゃうことなんですけど、これだけの金を出して、ただ金を出して、それが活動したことによって曾木の滝は観光が増えるかもしれませんが、大鶴ゆうゆう館にその恩恵が今後出てくる可能性があるのかち考えたときに、非常に私は疑問が残るんです。

だから、ことし1年、予算計上されたんでしょけど、この1年間で大鶴ゆうゆう館等の観光客がどの程度増えるのか。これがもし、全然増えなくて意味がないのであれば、この事業はやる意味がないですよ。そこについては指摘をしておきたいと思います。

そしてもう1点の空き家の家財、これ先ほど課長が説明では5件だったですか、昨年度。今回も約二百数十万予算を組んであるんですけど、上限が5万円ですよ。違いました。（「25万

円」と発言する者あり) 25万円。それなら私のちょっと勘違いですね。そしたら上限が5万円
ちゅうことは5件。ことしも5件しか組んでいないちゅうことの意味でいいんですか。

○企業誘致対策室長(市来 浩二君)

先ほど4件と申しあげましたけれども、申請は4件あって1件は取り下げが来ておりますので、
実質は3件であります。ことしも一応上限が5万円ということで5件分見ております。

○議長(平八重光輝議員)

ほかに質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長にこの予算の考え方をちょっとお示し願いたいと思います。

まず、企画財政課の方で、地域元気再生事業で地域公民館、地域の公民館が特色ある活動をする
ための助成事業で、約1,000万円、1公民館当たり50万円の予算編成なんですが、ここ
もう数年いろんな活動をされて、同じような状況の中で取り組んでこられました。

この中でほとんど変わらないんじゃないかなど、どこの校区も目的とかいろんな用途というの
が変わらないんじゃないかと思いますが、ここあたりの活性化をするためにやっぱりこの予算を
大いに生かすためにはどういうふうな、指導もあってしかるべきだと思うんですが、その点をま
ずお聞きしたいと思います。どのような指導をしていかれるのか。

○町長(日高 政勝君)

この地域元気再生事業につきましては、もう合併前のころから進めておったわけでありまして。
合併後におきましても、やはりこの地域が元気でいろんな活性化をやっていただきたいというこ
とで、自主的なこの独自の取り組みを進めてきているわけでありまして。

御案内のとおり、これをもとにして、さつま町の場合本当に各地域とも特色のある取り組みを
していただいております。御案内のとおり、この柘野であったら、ひがな花祭りとか、湯田であ
ったら竹ボタルとかですね、あるいはこの、泊野のきらら祭りとかそれぞれいろんな取り組みを
しています。それがあってこそずっと続いてきてきていると思っておりますので、本当、それぞ
れの20の公民館が、この館長さんを中心にいろいろこの地域づくりに一生懸命頑張っていた
いでいる。公民館活動とは別の地域活性化という意味でやっていただいているわけですから、非
常に効果が出ているなと思っております。

そのほかに、今交流促進型の、この今公民館内にあるいろんな団体についてもですけども、
こういうことで地域の活性化に取り組んでいきたいという方については、交流促進型とかいろん
なことで、別にまた助成もいたしておりますので、そういうことがやっぱりそれぞれの特色ある
地域づくりが進んでいるというふうに考えておりますので、これについては毎年このヒアリング
を当然、計画に従って受けておりますので、そこはその都度行政のほうからもよりこの補助効果
があるような取り組みをしていただきたいと思いますということは常に申し上げているところであります。

○川口 憲男議員

内容的にこれを否定するものではないんですが、やっぱりそういうふうにしていろんなところ
の活動が見えるところと見えないところという判断を私がするのはちょっとおこがましいですけ
れども、見受けられるような気もいたします。やっぱり、そこに担当課として指導されるところ
もおおいにあっていいんじゃないかと思っております。

町長のお話にあるように、地域でいろんなできない点については、県の事業とか何かを入れて
やられるところもありますし、方向性によっては有意義な資金が得られるところもあるというふ
うに聞いております。やはりそういうところを、ただ単に毎年こういう同じような流れじゃなく
して、その事業に対する流れを持っていくことによって、その地域でなおさら特色あるものにな

っていけるようになるのが、この再生事業の本筋じゃないかと私は思っております。

往々にして、校区あるいは地域にしては非常にありがたい事業補助ですので、もう少しいろんなアイデアも、それから指導もしていただけたらと思っております。

それともう1点ですね、この地域交通対策事業、61ページですけれども4,200万円計上されているんですが、現在、非常に免許証返納とかいろんなのがあって、交通弱者と呼んでいいのか、そういう方が増えていっちゃって、買い物等非常に不便を感じていっちゃいますが、町長、このコミュニティーバスあるいは乗り合いタクシー、ここあたりが今3年ぐらいですか、進めてこられていますけれども、これがうまく転がっているのか、あるいはここでもう一回見直しをせんにゃいかんのかなとか、あるいはこの予算に対してももう少しこういう予算をつけなきゃいけないとかいうようなあるいは対策協議会があるだろうと思うんですけども、そこあたりのところもこの予算の中でちょっと見えてくるようにしていただきたいと思うんですが、そこあたりの考え方をちょっとお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

本年度、この地方交通対策については見直しをするという年にいたしておりますので、おっしゃるとおり、高齢化が進んで1つは交通安全の意識が高まって、免許証の返納者というのが今までは80名がぐらいだったんですが、昨年が120名ということで、ごらんとおりですが、非常にこう増えつつございます。したがって、この免許証を返納したあと、交通の関係がどうなるかということで、おっしゃるとおり買い物とか通院とか、非常にこのお困りになっているということがございます。

今回も公共交通の見直しと同時に、この高齢者福祉計画、介護保険事業計画というのを見直しをすることにいたしておりますが、その中でもやっぱりこの高齢者の皆さん方のお話というのは、やはりこの買い物あるいは通院、ごみ出しというのは御苦労されているというのが結果が出ておりますので、やはりどうしてもこの交通対策をしっかりとやらんといかんということを考えております。

過去においても、この町内の地域ではバスも通っていない、交通機関もないというところがございますので、やはりそういう交通空白地帯を埋めるためにデマンドの予約のタクシーを走らせているということもいたしておりますし、コミュニティーバスを走らせたり、あるいは路線バスとのダイヤのつながりとか、そういうふうに詰めてきたわけですけども、やはり今回そういうことを見直しをして、より利便性の高いものにしたいということにしている。例えば、高齢者の皆さん方が地域の一定の場所から予約をして、時間帯によって買い物とか、あるいは通院をされておりましたけれども、もう自宅から目的地まで、そういう予約のタクシーをしたほうがより利便性がいいたろうということで、ドアツードア方式の方法に変えるという方向で、今検討を進めておるところであります。

いろんな関係機関も、陸運局とかあるいは交通関係の会社とか、あるいは警察署とかいろんな関係機関も一緒になっておりますので、そういう方の御意見もいただいて、ことしの10月からそういう形で見直しができたらと思っておりますので、できるだけそういう利便性を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

予算的にはここに掲げてあるとおりの予定で今のところは進めてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ、これは昨年ですか、10月ごろからも非常に要望事項というか、今町長の話にありましたように、もう玄関先からの対応ができないかということも言われておりましたけれども、今、町の方針といいますか、流れ上、みんなが一定のところ集まってということがあるから、そ

こを一概にできませんけどもということでしたけれども、今年度で見直しをして、10月からはそういうふうな対応をしていかれるということです。

ぜひ、今非常に、こういう言葉言ったらいけないんでしょうけれども、免許証を返納してくださいとか、何してくださいと、言葉では言いやすいんですけども、実態を考えるとどうしてもちゅうちょしてしまう方もいらっしゃるのが実情です。ぜひ、この交通体系をもう一回、10月にはある程度内部でも検討し直すということです、そのあたりを含めたところを指示いただきます。それはもう、先ほど町長のお話にありましたように、民生三課あるいは庁舎内を挙げてこれは考えていかなきゃならない点だと思いますので、ぜひ鋭意努力されるように要請をさせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○三浦 広幸議員

2点ほどちょっとお伺いをします。

予算の関係で4款1項8目ごみ分別リサイクル事業とか、10款6項3目給食費のまかない助成事業、それから4款の医療費助成事業など、新規とか拡充の事業が多く計上され、財調から9億円が繰り入れされております。施政方針の中で、限りある財源を最大限活用できるよう、選択と集中を積極的に進め、スクラップアンドビルドは必要不可欠、持続可能な活力あるまちづくりを行うために、さらに踏み込んだ行政改革を進めると、強い気持ちを感じているところでございます。

事務事業評価の検証結果を踏まえ、本年度新規事業の計上拡充のかわりに廃止した事業が何件ほどあるものか、1点。

あと、道路の関係でございますが8款2項1目道路橋梁総務費の北薩空港幹線道路整備促進期成会の関係でございまして、施政方針の中で本年度早期完成に向けて、中央大会を開催し、最大限の努力をすると述べられておりますが、適宜の開催に地域経済活性化の方向を同じにする議会人としても、大変心強く思っております。

ただ、町長を筆頭に関係機関団体が強力な運動を展開して着実に進んでおるわけですが、一般の町民からはなかなか整備スピードが遅いため、本当にできるのかとか、あるいは全線開通は夢物語ではないかという声を聞きます。このような悲観的ムードを打ち消す意味でも、早期完成、早期事業化のためのさつま町での決起促進大会は絶好のタイミングであると思っております。

そこで、関係機関との調整もございまして、いつごろどのような規模で開催されるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

施政方針に述べましたとおり、いろんなこの新規事業を、あるいはまた拡充をする事務事業がございまして、これについては、逐一もう必要ないでしょうから、この30年度当初予算の概要の中に13ページから主な事務事業の概要というところが出ております。これに、拡大とか臨時的なもの、あるいはこの星印で新規的なものとか、もう印をしてありますので、これらをごらんをいただければ一目瞭然だと考えておりますのでよろしくお願ひします。

それから、北薩空港線道路ですね、これにつきましてはおっしゃるとおり、まだまだこの整備が進んでおりませんので、毎年この国交省とかあるいは財務省のほうに出向きまして、直接担当の局長さんとかあるいは政府の機関のところまでお願いに行っているわけですが、かなりこの公共事業予算全体も、なかなかこう国の財政が厳しいということでそんなに大きな伸び

がないわけでありまして。その中でまた、全国から要望がありますし、そういう声を強くやっぱり訴えていくという機会で、何回も足を運んでいるわけですけども、その中でも地方の生の声というのを中央に届けるためには、先ほどございましたとおり、地方大会、いわゆる決起集会でもやって、本当にこの、そういう危機感というんですか、切迫感というんですか、どうしても必要性があるんだということを訴えていくことが一番大事かと思っておりますので、時期的には10月の下旬を今のところ考えております。規模的には、過去さつま町で二、三回、阿久根で1回やりましたけれども、やっぱりあれぐらいの人数を確保しながら、関係機関、沿線の地域住民の皆さんにたくさん集まっていたいただいて、その声を中央に届けていく。このことが大事かと思っております。

ただ、まだ具体的に、下旬と申しましたけれども、この時期にことは鶴田ダムの再開発事業が完成をいたしますので、国とされましてもこの時期にいわゆるダム再開発事業の竣工式までやりたいということも伺っておりますので、日程調整はまたこれからいつごろになるか調整をしていきたいと思うところでございます。

○三浦 広幸議員

まだ、ダムとの関係もあるとのことでございますが、やっぱり今町長がおっしゃった、地方の声を中央に届けることが一番大事かというふうに思っておりますので、その日程が判り次第、我々議会人としてもいつごろされるということで、そういう本当にできるんかという声がありますから、もう気張って、一丸となって頑張るんだというのを届けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

当初予算の概要ですか、このページ、20ページになりますが、10款5項3目の自治活動推進事業費の中で、公民館建設整備事業補助ほかということになっているようでありますが、説明資料では189ページになるようですけども、この平川区の公民館の改築ということになるのかどうか。まず、全体事業費と、それからその床面積等が判ればお知らせいただきたいと思ひます。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

今回、平川区の公民館建設につきましては、建てかえになります。新築になります。

それで、事業費が……。申しわけありません、全体事業費が3,520万円ということで、ちょっと県の補助事業も導入されるというようなこともお聞きしております。それで、町の上限が施設整備事業ということで2,000万円の上限がございますので、これをまた活用して建設をされたいということで、こちらのほうに申請が来ているところでございます。

申しわけありません、遅くなりました。

○宮之脇尚美議員

もう、県の事業ということではありますが、この概要のところの16ページの担い手の方からも出ているようですけども、これについては何の事業になるのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

県の農業農村活性化推進施設整備事業を導入するというところでお聞きしております。

○宮之脇尚美議員

今回、事業を入れての改築ということで、非常に古い建物でありますので、これらについては理解をいたしますが、先般、全協で説明をされました補助要項の駐車場と運動広場の整備で、

10分の9と、平成33年までということで改正を、一応、3年間の時限的な措置として、この補助要項を見直しをされているようですが、これの主な理由というのは何なのか。3年間されたということは何なのか、ちょっとお知らせをいただけたらと思います。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

実は、区の公民館でお持ちになっている駐車場関係、なかなか排水等が悪いのがあるというように、前からお聞きしているところがございますので、ちょっと三役調整会議等でもちょっと検討しました結果、ちょっと3年間集中期間を設けて整備を、もし希望があればというように、具体的には1区のほうからも要望が上がってきたりしていたものですから、今回3年間の特例期間ということで、補助率等もアップしてやりたいということをお願いしているところでございます。

○宮之脇尚美議員

4回目になるようですけども、町長にお伺いをいたします。こういうふうに時限的にされるということも理由はある程度理解はいたしますし、またその必要性もあるかと思うんですけども、これのやはりその事業の補助のあり方、例えば今回は平川はそういうことで補助事業に乗ったということなんですが、各地区、各公民会ごとに集会所もあるわけでございます。

今後、改築等を必要とするようなところもまだあるように感じますが、いわゆる公民館の建設事業に対する2,000万円の事業費、せめて500万円程度のばして、事業者が公民館自体を改築しやすいような、そういうものを検討すべきではなからうかと。

やはり高齢化して、なかなか自分たちの建設費っていうのを賄えないというものもあるようではありますが、今回そういうものもぜひ検討すべきでないかと思うんですけども、そこら辺、ちょっと町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

公民館の場合は、過去もずっと定額という形で2,000万円のこの町の補助金を出しておりましたが、今回もそれを活用すると。それで、平川の場合は農村部として先ほどありましたとおり、農業関係の補助事業を入れてつくりたいということで、先ほどありましたとおりの、事業がまた1,500万円ぐらいでしょうか、合わせてつくりたいということで、県の農村振興課の事業でありますけども、半分の助成、地元が500万円また別途負担がでてくるわけでございます。

したがって、この辺もどうするかっていうことですが、地元としても協議をされまして、地元負担のそれぐらいは出せるんじゃないかということもお聞きをいたしております。できたら高齢化が進んで負担がないほうがよろしいんですけども、こういう事業導入につきましても、全く町の2,000万円だけでは地区のほうの負担が3,500万円かかって補助がないとなると相当な負担になりますので、そうなるとちょっとどうかなと、規模も縮小しなければならないとか、いろいろ出そうでしたので、町としても何かいい事業はないかなということでこの、今回そういう事業導入についてのお願いもいたしておるわけでございます。

そしてまた、いろいろ公民館長さん方とお話をする中で、補助割合が例えば、半分となると後の負担がなかなか難しいと。おっしゃるとおり高齢化が進んで戸数は減っている。改めて新しいものをつくるとなると負担が難しいから、もう2分の1ではちょっともう事業はできないというようなことになっているものですから、なら、もう要望としては、運動場を排水が悪いからどうしても、運動会もできないというようなお話もあるところもありますし、駐車場も整備をしたいんだけど、それも負担があつたら、ちょっと難しいということだったものですから、二、三そういうことが出てきているものですから、それならもう特例的にもうずっとという訳にも、町の間

合も財政の問題がありますから、それはもういけませんから、特例の期間を3年間とかやりますので、その期間にこの要望があったらこの際頑張ってやっていただけませんかという、そういうようなお願いを公民館の皆様にはいたしているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の委員会に審査を付託します。

△日程第22「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第24「議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第22「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月9日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室になっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月27日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時38分

平成30年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成30年3月27日

平成30年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成30年3月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	丸 田 忠 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	中 窪 啓 二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 5 号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第 3 議案第 6 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 7 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第 11 号 さつま町公民館条例等の一部改正について
- 第 8 議案第 13 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 9 議案第 15 号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 16 号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 11 議案第 17 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 12 議案第 18 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 19 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 20 号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 15 議案第 21 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 22 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 17 議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 18 議案第 24 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 19 議案第 10 号 さつま町立学校条例の一部改正について
- 第 20 議案第 25 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 26 号 平成 30 年度さつま町一般会計予算
- 第 22 議案第 27 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 23 議案第 28 号 平成 30 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 24 議案第 29 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 30 号 平成 30 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 26 議案第 31 号 平成 30 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 27 議案第 35 号 平成 29 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 28 議案第 36 号 平成 29 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 29 議案第 37 号 平成 29 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 議案第 38 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 31 議案第 39 号 平成 29 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 32 議案第 40 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 33 議案第 41 号 さつま町教育委員会委員の任命について

- 第 3 4 報告第 1 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
(第 2 号) について
- 第 3 5 報告第 2 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
(第 3 号) について
- 第 3 6 報告第 3 号 平成 3 0 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 3 7 議員派遣の件
- 第 3 8 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

平成30年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

なお、総務厚生常任委員会審査の過程で、予算説明資料に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。

配付のありました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

△日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、日程第2「議案第5号さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」、日程第3「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第4「議案第7号さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第6「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、日程第8「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第9「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」、日程第10「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、日程第11「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第12「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第14「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第15「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」、日程第16「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第17「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第18「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第19「議案第

10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、日程第20「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、日程第21「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」、日程第22「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第24「議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」から日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案26件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」、「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」、「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」、「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上の議案18件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」により介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所の指定・指揮監督権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、都道府県の条例で定めていた居宅介護支援事業の実施に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことによるものであります。

次は、「議案第6号 さつま町課設置条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、効率的・効果的な事業の推進を図るため、平成30年4月1日から商工観光課を商工観光PR課に、企業誘致対策室を課に位置づけ、ふるさと振興課に改めるものであります。

次は、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等が改正され、平成30年度から国民健康保険制度については、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、県に支払う国民健康保険事業費納付金に要する費用等に充てるため、賦課する皆国民健康保険税の課税目的が改正されることによるものであります。

改正の主な内容として、国民健康保険税の納税者に対して課税する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について定義の見直しや文言の整理等であります。

次は、「議案第9号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料徴収条例の別表第1の消防法の施行に関する事務のうち、大規模な貯蔵所等に関する手数料の額の改正並びに消防関係が多くを占めている別表第1から消防関係部分を抜き出し、新たに別表第2として整理するものであります。

次は、「議案第13号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、鹿児島県乳幼児医療費助成制度において、市町村民税非課税世帯の乳幼児を対象に医療機関等での窓口負担が、平成30年10月1日から無償化されることに伴うものであります。

なお、これまで市町村民税非課税世帯も医療機関等の窓口で一旦支払ってもらった償還払い方式でありましたが、改正後は窓口での支払いがなくなるとの説明であります。

次は、「議案第15号 さつま町国民健康保険条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、国民健康保険の保険者を都道府県と特別区を含む市町村とする国民健康保険法等の法令改正が行われることから、関係する4条例を改正しようとするものです。

第1条、さつま町国民健康保険条例の一部改正については、条文中の国民健康保険運営協議会をさつま町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものです。

第2条、さつま町国民健康保険基金条例の改正については、保険給付費は県からの交付金で賄うこととなることから改正するものです。

第3条、さつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、県外の施設へ入所・入院等により住所を変更しても引き続きその町や県の被保険者となることの規定に関することです。

第4条、さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、別表第1中の国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものであります。

次は、「議案第16号 さつま町敬老祝金等支給条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、敬老祝金を80歳、90歳及び100歳、105歳、110歳の到達者へ支給

しているが、110歳到達者は記念品であったことから、他の年齢到達者と同様に、お祝金または商品券での支給ができるようにするものであります。

なお、祝金等の金額は、これまでの記念品相当額の8万円とするものであります。

次は、「議案第17号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、平成30年度から32年度の3年間を期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の第1号被保険者の保険料額を改定するものであります。

改正の内容は、基準額となる第5段階で、年額7万8000円を7万3,200円に改定し、2,400円の増額となるものであります。

保険料は、基準額に所得段階に応じて、国の政令により保険料率を乗じて決定となりますが、それぞれ第1段階から第9段階までの金額となるものであります。

次は、「議案第18号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、介護保険法の改正に基づき、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を同一事業所で実施できるよう、共生型サービス、長期療養のための医療及び日常生活上の介護を一体的に提供する介護医療院が追加されたことに伴い、その事業区分における運営等に係る基準を定めるものであります。

質疑の中で、介護医療院での開業医の診察可能な範囲についてただしましたところ、現在医療機関にある療養病床について、平成35年度末までに介護医療院に転換する手続をすることで、療養施設も介護医療サービスができるようになるとのことであります。

次は、「議案第19号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、介護保険法の改正に基づき、介護サービス事業所が介護予防に係る事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援方法の基準に新たに位置づけられたことに伴い、介護医療院の基準等の内容を加えるものであります。

次は、「議案第20号 さつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、介護保険法の改正に基づき、介護保険と障害福祉の制度に新しく「共生型サービス」が位置づけられ、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けられるようになることに伴い、指定介護予防支援事業者の地域包括支援センターとその関係するサービス事業所等との連携など、効果的な支援の方法に関する基準を整備するものであります。

次は、「議案第21号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、介護保険法に基づき、地域包括支援センターが行う総合相談、介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業を実施するために、地域包括支援センターに配置する職員のうち、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーの資格は、これまで資格を得るために、当初1回のみ研修受講でよかったが、今後は、資格継続のために5年ごとの更新研修が義務づけられるものであります。

次は、「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、各都道府県知事宛ての消防庁次長通知を受けて実施するもので、防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事項を新たに定めるものであります。

質疑の中で、保育所、幼稚園、特別支援学級等は、特定防火対象物として公表の対象になっているが、小学校、中学校、高等学校等は対象外になっている理由をたどしましたところ、火災が発生したとき、介助等が必要な方など、自力での避難が困難な方が利用されている施設が対象となっているとのことであります。

次は、「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、歳出の3款2項保育所運営費の教育・保育給付費については、事業費9億4,858万3,000円が計上されています。

給付対象保育所等は、保育所9カ所、認定こども園3カ所、事業所内保育は1カ所であります。扶助費の単価が大きく改定されたことから、前年度より大幅に増加しています。

質疑の中で、全国的に保育士が不足しているようであるが、町内保育所等の保育士は不足しているのか、基本給の処遇改善はどのような状況であるかたどしましたところ、現在、町内保育所で非常勤職員等を含め約230人が勤務しており、常時不足している状況ではない。また、処遇改善は今年度改善され、一時金で対応しており、平成28年度と比較して2%改善されることに加え、新たに経験年数3年以上が月額5,000円、7年以上が月額4万円の増となっているとのことであります。

次に、歳出の4款1項環境衛生費、生ごみ分別リサイクル事業費については、事業費177万4,000円が計上されています。

平成30年度、虎居地区をモデル地区として、可燃ごみの減量や焼却施設の延命化等を目的に、家庭用生ごみの分別を実施するもので、回収した生ごみについてはリサイクルし、堆肥化する計画であるとの説明であります。

質疑の中で、平成30年度虎居地区が終了した後の計画についてたどしましたところ、終了後は実績の検証を行い、全町的に進めていくとのことであります。

また、この事業についての地域住民への説明が不十分であると思われることから、各公民会での説明会を開き、公民会未加入者についても、チラシの配布や場合によっては訪問を行い、啓発に努めたいとのことであります。

この回答を受けて、虎居地区の1年間の実績を検証し、今後、全町的に実施するために、十分検討し進めていくよう要請しました。

次に、歳出の9款1項災害対策費の防災無線費については、事業費9億7,143万9,000円が計上されています。

現在稼動しているアナログ防災行政無線の運用管理及び保守点検を行うとともに、デジタル防災行政無線の整備を平成28年度から平成30年度まで実施するものです。

質疑の中で、デジタル化の整備について町内全体の整備が完了してから切りかえるのか、また、アンケート未提出者への対応についてたどしましたところ、公民館単位や旧町ごとの切りかえなども可能である。基本的には大きな枠組みで切りかえるのが最善と思われるが、御意見等を伺いながら進めたいと考えている。アンケート未提出者については、提出忘れ等と思われるので、設置作業を行う際、再度確認を行うなど啓発に努め、100%を目標に進めていくとのことであります。

同じく、消防費の非常備消防費の消防団費については、事業費7,215万9,000円が計上されています。

主に消防団員の報酬及び出動等に係る費用弁償、災害補償及び退職報償負担金であります。

質疑の中で、消防団員の定員不足が生じた場合の対処方法などについてたどしましたところ、現在の消防団員数は、定員452名に対し423名で、22分団中14分団で定員不足となって

いる。消防団員の加入促進については、本部会議や幹部会議等の場でも常にお問い合わせをされている一方で、消防団を退団される方が、欠員が生じないよう責任を持って新たな団員を確保されている分団もあるとのことであります。

この回答を受けて、新たな団員が入らない一つの要因として処遇面もあると考えられることから、長時間に及ぶ活動など、費用弁償支給のあり方なども検討するよう要請しました。

次に歳入では、1款町税、個人町民税現年課税分は、景気の緩やかな回復により、雇用・所得環境の改善等を見込み、前年度より1,009万1,000円増の6億3,960万7,000円で計上されています。

また、法人町民税の現年課税分も、景気回復による企業業績を背景に、法人税割の増を見込み、前年度より3,797万8,000円増の1億8,012万2,000円で計上されています。

なお、一般会計予算の議案審査に当たっては、本報告書に掲載されていない事項につきましても、十分な審査を実施いたしました。

次は、「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費の国民健康保険事業費納付金等が、歳入では、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が29億7,971万8,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、8億4,449万7,000円、約22.1%の減額となっています。

歳入の3款1項保険給付費等交付金の22億2,023万5,000円は、新制度による県からの交付金となっています。

次は、「議案第28号 平成30年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億3,094万5,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、364万5,000円、1.1%の増額となっています。

質疑の中で、人間ドック補助事業について受診者数をただしましたところ、平成29年度12月末現在15人で、予定人数に達していないとのことであります。

この回答を受けて、医療費抑制の観点から、人間ドック受診の積極的な推進に努めるよう要請しました。

次は、「議案第29号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が33億3,731万9,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、290万7,000円、0.1%の増額となっています。

質疑の中で、介護予防把握事業内容についてただしましたところ、保健師が検診業務等で支援を要する方をリストアップし、支援しているとのことであります。

次は、「議案第30号 平成30年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,582万2,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、5,000円の減額となっています。

最後に、次の2点については、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、住家への崩土除去補助金については、過去6年間実績がないとのことであるが、この間に災害をもたらす大雨、台風など幾度となく襲来し、土砂災害も多く発生していることから、小規模な土砂災害も発生していると推察される。採択要件としては、土砂が住家に流入した場合となっており、住家周辺や進入路への崩土があっても適用除外となった高齢者世帯も多いと推察されることから、土砂崩壊による住家への崩土除去補助金について、高齢者に優しい制度にできないものかたどしましたところ、3町合併以前から制定しており、住家へ土砂等が流入したときを対象としている。しかしながら、土砂等が住家に流入しなくても、そのまま放置した場合、二次災害の危険性があることも考慮すると、明確にしていくことの検討も必要であるとの答弁であります。

次に、他自治体では、ふるさと納税を活用し、使用目的を明確にした上で基金に積み立て、それぞれの施策に充当している事例もあることから、過疎対策事業債の学校給食助成事業財源充当について、過疎債の充当以外は検討されなかったのかたどしましたところ、学校給食費の賄い材料費への過疎債充当については、交付税措置が7割ある有利な地方債であり、起債枠も十分あることから、過疎債のソフト分を活用するとしたところであり、今後については、ふるさと納税の活用も含め検討していきたいとのことであります。

この答弁に対し、過疎債が有利な地方債であることは理解するが、後年度負担があることから、町民が単なる借金という受けとめ方をされないように、精査を行いながら今後の予算編成に努めるよう要請しました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任副委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」、「議案第7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」、「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」、以上の議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」であります。

本条例は、経済的、社会的環境が変化する中で、中小企業等の活性化と町民生活の向上を目的に、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念及び基本方針等を新たに定めようとするもの

であります。

質疑の中で、本条例の制定により、具体的に取り組む施策についてただしましたところ、現行の補助事業等を基本として、今後、商工会及び中小企業者等と各種施策について協議を進め、各団体とも連携しながら、新たな施策にも取り組んでいきたいとのことであります。

次は、「議案第7号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、鶴田住宅団地の完売及び借受者が希望した時点での一括購入を可能にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、土地の一括購入に際し、賃貸借契約締結の日から12年経過後としていた条文の理由についてただしましたところ、宅地造成の財源に過疎債を充当していた関係で条文化したものであり、今回、過疎債の償還期間12年が経過したことから、関係条文を削るものであるとのことであります。

また、現時点で一括購入の希望者があるのかただしましたところ、中津川団地の居住者から一括購入の相談があり、現在、条例改正を提案中であることの説明を行ったとのことであります。

次は、「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、平成20年4月から休園していたさつま幼稚園の廃止及び学校規模適正化計画に基づき、町立小学校の再編を行おうとするもので、第2条設置規定の別表中、流水小学校及び鶴田小学校を現在の鶴田中学校の地に再編しようとするものであります。

次は、「議案第11号 さつま町公民館条例等の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、条例公民館のうち山崎地区公民館を廃止し、その機能を交流館として活用することに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、「議案第22号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、都市公園法の改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合に制限を課す条項を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、城之口団地の用途廃止に伴い、第3条設置規定の別表第1中から、城之口団地の項を削るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、用途廃止後の利用計画についてただしましたところ、現時点で利用計画はなく、用途廃止後は普通財産へ移管することになるが、用地の一部は、崖上、崖下の宅地となっていることから、住宅を建てられない部分もあるとのことであります。

次は、「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を3年間とし、山崎区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定管理期間については、他の交流館が、平成28年度から平成32年度までの5カ年間となっていることから、最終年度を平成32年度に統一しようとするものであります。既に、山崎区公民館との間では、仮基本協定書を締結しており、議決後に本協定書となる流れで進めているとの説明であります。

次は、「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の担い手育成費には、青年等就農計画を認定された新規就農者に対する農業次世代人材投資事業資金として2,700万円が計上されています。

質疑の中で、事業対象者の19名と1組は、新規就農時から継続して取り組まれているのかただしましたところ、中には経営が苦しいといった相談も受けているが、現時点では就農計画に基づいて、全員継続して取り組まれている状況である。事業終了後においても、3年間は引き続き

日誌の提出を受け、年2回は面談の機会を設けているとのことでもあります。

この回答を受けて、収入を上げるため懸命に努力されていると思うが、本人の意思に反して、気象条件や複合的な要因で継続できなくなるおそれもあることから、個別指導等の配慮に努めるよう要請しました。

同じく、農業費の農業委員会費には、農地利用最適化交付金事業として、農業委員、農地利用最適化推進委員への農地利用の最適化に向けた活動に対する報酬1,166万8,000円が計上されており、1日当たりの活動報酬額を6,000円で積算し、成果実績分と合算した報酬額を年度末に一括支給するとの説明であります。

質疑の中で、1時間、2時間の活動に対する報酬の積算についてただしましたところ、4時間以内は半日、4時間以上を1日として積算するとのことでもあります。

また、農地利用最適化推進委員の報酬に係る活動時間の取り扱いを含め、県下市町村の報酬単価についてただしましたところ、報酬の算定については、各市町村が独自に行ってもよいとされており、本町では、交付金の半分を均等割で支給し、残りを活動日数で案分して支給する形をとるようにしているとのことでもあります。

同じく、農業費の有害鳥獣対策費には、有害鳥獣の捕獲に係る予算として、有害鳥獣捕獲報償費2,538万円、緊急捕獲報償費2,821万円が計上されています。

質疑の中で、捕獲頭数が減少傾向にある現状分析と農産物への被害状況についてただしましたところ、これまでの捕獲により生息頭数は減少していると思われるが、被害を与える鳥獣を寄せつけない対策が重要であり、農産物被害の減少にはつながっていないと考えている。捕獲事業と同時に集落ぐるみで有害鳥獣を寄せつけない対策について、専門家の指導を受けながら対策を講じる必要があると考えているとのことでもあります。

この回答を受けて、ワイヤーメッシュ等を設置したことが終わりではなく、年間を通じた施設の見回りなど、維持管理対策の重要性について、対象者への周知に努めるよう要請しました。

同じく、農業費の農地費には、平成31年度に新規事業として取り組む農地中間管理機構関連農地整備事業に係る柵野地区の計画策定業務委託費として739万円が計上されています。

質疑の中で、5ヘクタール以上の圃場で農地中間管理権が設定されれば、他地区でも取り組めるのかただしましたところ、農地中間管理権の設定期間が15年の場合で一番の障害になるのは、土地の名義人の状況である。土地所有者が生存されていればよいが、亡くなっている場合は相続人全員の同意が必要になる。設定期間が5年の場合の地元同意は、50%を超えれば済むが、設定期間が15年の場合は、100%の同意が必要になり、これらの条件を満たすことができれば、他地区でも取り組めるとのことでもあります。

次に、7款1項商工費の物産観光費には、自然体験型DMO観光推進事業として、伊佐市と合同で設置した地域DMO「株式会社やさしいまち」への運営補助金1,400万円が計上されています。

質疑の中で、伊佐市との半額負担としているが、さつま町へのメリットをどのように捉えているのかただしましたところ、DMO観光推進については、初年度は全額を国が負担し、2年目の平成29年度からは伊佐市との半額負担としているところである。事業としては、人材育成及び都会の企業を呼び込んでの新規事業の創生、特産品の開発等に取り組むものである。また、今回の「菓草の杜」については、伊佐市で進められたが、会長の意向としては、さつま町の温泉活用などの事業展開も検討されているとのことでもあります。

この回答を受けて、「株式会社やさしいまち」の事業展開等については、今後も全員協議会等を通じて議会へ報告するよう要請しました。

次に、8款2項道路橋梁費の道路維持費には、路肩伐採や簡易な路面補修作業に従事する道路整備員10名分の報酬2,137万5,000円が計上されています。

質疑の中で、特に周辺部での高齢化により、道路の維持補修が難しくなっていることから、道路整備員の増員についてただしましたところ、ハローワークを通じて募集を行っても、応募者は少ない状況である。平成29年度は10名を確保できたが、ことしも1名の退職希望があったところである。平成30年度も10名は確保したいと考えているが、現時点において、応募者は8名の状況であるとのことであります。

次に、8款4項都市計画費の公園費には、社会資本整備総合交付金事業費として、宮之城運動公園駐車場及び園路整備工事等の6,000万円が計上されています。

質疑の中で、事業の概要についてただしましたところ、ナイター施設のある北側駐車場と公園内の園路を中心に整備を予定しており、工事内容については、駐車場整備、園路整備、テニスコートの照明基盤の取りかえ及び所管する公園全ての遊具施設の更新について、国への申請を計画しているとのことであります。

次に、10款2項小学校費の学校管理費には、小学校教室への空調設備工事設計業務委託費として715万円が計上されています。

質疑の中で、第2次小学校再編の検討が進められている中で、全小学校に空調設備を設置する計画で進めるのか。また、整備工事については、全校一斉に単年度で進める計画なのかただしましたところ、設計の段階でどの程度の整備費が必要になるか判らないが、基本的には全小学校の77教室に設置する考えである。再編対象校もあるが、再編の有無にかかわらず整備していく方針である。また、全校一斉の整備については、設計後に検討したいとのことであります。

同じく、小学校費の教育振興費には、給食費の保護者負担軽減に対する養護学校等在籍児童への給食費助成として44万円が計上されています。

質疑の中で、対象となる児童数についてただしましたところ、私立小学校3名、養護学校13名に加え、区域外就学により、隣接する自治体への就学児童もいることから、現在、調査を行っているところである。なお、特に私立小学校にあっては、給食の有無についても、把握して対応したいとのことであります。

この回答を受けて、町内の給食センターを利用する児童だけではなく、町内に在住して他の市町の学校に通う児童も、同じ取り扱いをすべきことから、不公平感がないように十分精査して対応するよう要請しました。

次に、10款5項社会教育費の社会教育総務費には、新たに設置する地域づくり支援員6名分の報酬1,080万円が計上されています。

質疑の中で、支援員の常駐する拠点公民館は利用しやすいが、常駐しない公民館における支援員の活用方法についてただしましたところ、常駐する公民館と同じように、担当する地区で支援ができる取り組みを進めるとともに、各地区に配置されている地域担当職員と密接に連携をとりながら業務に取り組んでいくように進めていきたいとのことであります。

この回答を受けて、従来どおりの1カ所に常駐される方式と変わりがないように思われることから、曜日を決めて業務に赴くなど、地域づくり支援員の活用方法について、課内で十分検討するよう要請しました。

次は、「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」についてであります。

業務予定量としては、給水件数1万80件は、対前年度比22件の減、総給水量213万4,000立方メートルは対前年度比1万2,000立方メートルの減で、給水件数及び総給水量は今後とも減少傾向が続くと予想されます。

質疑の中で、安全・安心な水を安定的に供給するための災害発生時における耐震化対策についてたまたましたところ、柔軟性のあるポリエチレン管へ移行しつつあるが、コスト的にはビニールパイプが主流の状況である。阪神淡路大震災が発生した平成7年以降については、耐震化構造の設計基準が変わり、それ以降の配水タンクについては、阪神淡路大震災と同じような震度でも耐え得るような設計指針が示され、設計または施工の技術も上がってきている。最近設置した薩摩中央高校前の配水タンクについては、耐震化が備わっていることから、災害時の給水拠点として位置づけているが、耐震化率は全体的に低い状況であり、水道パイプについてもできるだけ耐震化構造のパイプに切りかえていきたいとのことであります。

また、災害時に電力が遮断された場合の自家発電装置の設置状況についてたまたましたところ、水源地34カ所のうち、非常用電源装置の設置箇所は18カ所である。残りの16カ所は設置されていないが、設計の段階で長期的な停電を想定していない水源地であり、設置されている配水タンクの容量で1日、2日は対応できる規模の小さい水源地であるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」及び日程第2「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程第1「議案第4号 さつま町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」及び日程第2「議案第5号 さつま町中小企業・小規模企業振興条例の制定について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第3「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から、日程第18「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案16件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案16件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程第3「議案第6号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から、日程第18「議案第24号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案16件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第19「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、地方自治法第244条の2第2項及びさつま町立学校条例第3条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

本案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの起立者は全員です。したがって、日程第19「議案第10号 さつま町立学校条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第20「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程第20「議案第25号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって、日程第21「議案第26号 平成30年度さつま町一般会計予算」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第22「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件を一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって、日程第22「議案第27号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第26「議案第31号 平成30年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね午前10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時37分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第27「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第28「議案第36号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第29「議案第37号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第30「議案第38号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」、日程第31「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第27「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」から日程第31「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)」までの議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長(日高 政勝君)

まず、「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第8号)」についてであります。

これは、財政調整基金費に要する経費及び文化センター費、財政管理費、公営住宅整備事業費、移住定住促進費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,719万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億9,263万6,000円とするものであります。

次に、「議案第36号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

これは、退職被保険者等療養給付費に要する経費及び保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,510万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,204万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第37号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費及び一般会計繰出金、保険料還付金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,240万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第38号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び高額介護給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億417万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,515万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,824万5,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長(押川 吉伸君)

それでは、「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第8号)」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長(櫻 伸一君)

それでは、「議案第36号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第

3号)」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

続きまして、「議案第37号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第38号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第27「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

○上久保澄雄議員

8ページになります。この繰越明許費の補正の関係でございますけれども、先ほど説明が若干ございましたが、予算的にはあくまでもこの財政運営の特例措置ということで、正式に認められた制度ではありますけれども、最近とみにこの制度の活用ちゅうのが非常に多いように感じております。

前年度もそうでしたが、先ほど理由の中では、国の許認可等のおくれといいますかね、そういったのを先ほど申されました。交付決定の時期との兼ね合いがあると。この内容を見てもみると、100%そのまま繰り越してあるのもあるんですね。ですから、いくら制度では認められているかもしれませんが、その辺について財政当局としては、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

繰越明許費の部分が相当多くなっているという御質問でございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、国、県の補助決定の時期のおくれといったようなもの等もございまして、繰り越したもの、また地元協議許認可手続等に若干時間がかかって繰り越したものといたようなものもありますが、基本的には会計年度の独立の原則からすれば、年度内完了が基本だというふうには考えておりますけれども、今回の国の補正の関係でも、最終で住宅建設も出しておりますし、文化センターのホールにつきましても、エアコン等の故障ということ等もございまして、緊急的に全額を繰り越すといったようなもの等があるところでございます。

それと、当初予算の段階での事業費の計上といったようなものが、今までもなかなかしづらい状況等もございましたので、今後についてはそういったことも改善をしていこうということで、当初の段階である程度の事業費といったようなものを年間見込んで計上しながら、繰り越しをしなくていい形に進めていこうという形でやっているところでございます。

今までは9月の補正で大きく財源等が見えた段階で補正を組んで、事業のほうを着手したといったようなこと等もございましたので、そういったことの改善に努めながら、会計の原則であり

ます年度内完了といったようなものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

国、県等につきましては、補正が最近多うございますので、そういったもの等については、特別な理由があるといったようなことでありますけれども、単独事業につきましては、そういった形で進めていきたいと考えているところでございます。

○上久保澄雄議員

時期は遅くなっても、国から大きな事業の認定等がなされて補助金なりいただけると、これは非常に町にとってはありがたいことであるとは思いますが、予算のこの執行のあり方という面から考えますと、例えば極端な例を申し上げますと、12月のこの年度末あたりの補正で、かなり何千万という単位の事業が上がってくると。これについては、その時点で年度内に事業が完了するかどうかという見極めは、ある程度つかれるんじゃないかなろうかというふうに思うんですけれども、でしたら、もうその時点でしかるべき手だてをとると、措置をすると、継続費なり、あるいは繰越明許をその時点でとるとか、やってみんにやわからんという部分もあるかもしれませんが、とても何千万、五、六千万という事業については、かなり厳しい面もあるんじゃないかなろうかというふうに思いますので、その辺については、それぞれまた考え方もあろうかと思えますけれども、余りこの明繰のほうに移行するというところだけじゃなくて、先ほど言いました予算の原則に基づいた執行のあり方というのを、やはり基本に据えて対応される必要があろうかと思えます。

そのように思いますので、今後検討のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

基本的に先ほど企画財政課長のほうからお答えしたとおり、予算というのは4月から3月まで、国も同じ会計年度でやっておりますが、単年度主義というのが原則でありますけれども、ただ最近のこの国の財政運営というのが、とにかくこの補正予算で、通常予算はなかなかやはり国債をあんまり発行できないということであって、国の財政のこの景気対策を見込んで、ほとんどこの財源を見込んで、後で補正をするというようなことが、もう最近は頻繁に出ております。

それと、国の景気対策の一環として、国債であったり、いわゆるゼロ国債とか、そういう形で、もう今年間を通じて、いわゆる会計年度を越えても、そういう継続的なこの予算の組み方っていうのが、もう通例になってきておる。

特に、この公共工事についてもですけれども、ほとんど通常予算のこの予算措置よりも、補正予算でガクッとつくという時期でありますので、そうしますと、もう会計年度を過ぎてもずっと仕事が公共工事は続いてできるという形のスタイルに変わってきておりますので、地方団体においても、国と同じ会計年度でしとる以上は、どうしてもやっぱり年度末とか、あるいはこの年内の遅くとか、そういう形のこの予算執行の予算措置をせざるを得ないということになっております。

それで、やはり我々もこの仕事を円滑に、いろんな計画がありますので、それをするためには、やはりこの国のそういうやり方に追従をしなければならぬというのが実態でございます。

そしてまた、一方公共工事を請け負う業者の皆さん方にとっても、過去は原則3月までに終わって、それから発注というのは、大体先ほどありましたとおり、6月の時点ではまだこの財源の確保というのが、見通しがつきませんので、交付税が決まった、あるいは税金がある程度確定をした、そういう段階で財源の余裕がこれだけあるからということで、この9月予算で公共工事も補正の形で執行をして、大体その時点でこの予算を組んだときに、あと半年で公共工事も3月までに終わるだろうということで、編集をしようとしたんですけども、その流れが今大きく変わってきて

ております。

それで、受けられるこの請負業者の皆さん方にとっても、もう3月に終わって、もう9月までは仕事が全くなくなるというのが、今までのスタイルだったんですけど、向こうの立場からすると、年間ずっとやっぱり仕事があったほうが、やっぱり人夫の皆さん方も雇用者がいるわけですので、その間仕事がないと、また休みを与えんにかいかんとかですね、非常にこの会社経営についても難しいところがあるから、もうできたらこの繰り越しがずっとあって、ずっと仕事があったほうがいいと。

向こうの側からすると、年間仕事があって、非常に経営的にも助かるというようなこともありますので、国も恐らくそういう形で、一つの景気対策をずっと続けていくという一環から、そういう形になってきているのかなという感じが、もう最近はこの補助事業は特にあります。

ただ、単独の事業の場合は、おっしゃるとおりあくまでも4月から3月までの単年度主義を基本にしておりますので、そこはよっぽど事情がない限りは、特別なものだけはこの繰り越しをせざるを得ないということになっておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

この国のほうからの交付決定かれこれ、また進め方、これについては十分理解をいたします。地方にとっては、非常にありがたいことでありますので、国からどンドンどンドンいただければ、それは年度をまたがってもいいと。国のほうも、そういった意味でも認めていることでしょうか、それはそれでいいというふうに私は思います。

了解をいたしますが、私が先ほど申し上げたいのは一つだけ、やはり例えば極端な例で1月の補正で組むと。国から来たと、1億数千万来たと。しかし、それがその時点ではあくまでも単年度で処理をするということでの予算になるわけですね。補正予算という形で出てきますから。

ですから、私はもうその時点で、こういったもう繰り越しますよといった措置を、予算上のこれは初歩ですが、すべきじゃないですかと、そういう意味でございます。いいです。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、明らかにもう年度末の3月までには完成をしないだろうと。いわゆる完成というのは、その工事は完成が3月31日じゃなくて、工事の完成をして履行の検査をしたときがその31日に終わるという意味でありますから、そこまでやっぱ想定をして、おっしゃるとおりこの予算設定を歳出予算に組む時点においては、当然明らかに年度を繰り越すなどという場合には、もう繰越明許費を設定していくというのが本当のやり方、おっしゃるとおりだと思っておりますので、今後は十分そのような形で取り扱いをしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

私は、担当課に1点だけお聞きしたいと思えます。

児童福祉費の予算書の36ページ、児童福祉費の中で今度児童手当が減額されてるんですが、企画財政課長の説明によれば、子供の減少と、人口減による減少だったということになったようです。

そして、その下の母子保健事業費、これも600万円減額になっていると。ここあたりの予算に対する組み方をどういうふうにされてきたのか。そして、今後やっぱし人口減に伴うそこあたりの推定等は、どういうふうに考えておられるのかをお聞きいたします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

まず、児童手当の関係でございます。今回実績に基づきます扶助費の執行残でございますが、5年前の平成25年と比較しまして、この支給対象の児童数が実質約200人減少となってきておまして、現在が2,300人程度でございますが、直近の3年間で毎年60人ほど減少して

きているところをごさいます、見込みがなかなか児童数の減少を大きく変化してきてるんですが、予算としてもある程度の幅も見ながらということで、最終的に減額が大きかったところをごさいます。

それから、その下の関係ですね、保育所運営費でもその他業務で680万円の減もごさいます。

それから、母子保健の関係につきましては、健診業務と産後ケア事業の執行残でございまして、こちらのほうにつきましては、産後ケア事業を推進して平成28年度から実施しておりますけど、この中で産後ケアは生まれてくる子供さんを年間約百二、三十名程度でございまして、その生まれる方々のいわゆる産後ケアが全員なされるということ想定して予算を組んでいることから、最終的には執行残が多く発生するといったような状況でございまして、予算としては全員に利用できるように組んでいきたいという考え方ではあるところをごさいます。

○川口 憲男議員

今その説明とか、この減額についてはうなずけるんですけど、例えばその児童数がどうしても減少していく、あるいはこの産後の100日ちょっとですか、の人たちの産後の診断がなされていく中で、こういう残が残ったと思うんですけど、その予算のつくり方にも、一つは満杯、みんな来てもらえるというようなことで取り組むんですけど、そういうことが発生すると思います。

この児童福祉、児童手当の中で、現在さつま町で漏れというものはないものか、その人数がないものか、その辺の1点。

それから、ごみ処理のところ、今の説明書の中では2ページの4款2項6目ごみ処理費1,400万円、先ほどのこの説明書を見ますと、運転管理業務、それからごみ収集委託等が減額されているんですが、ここの内訳はどういうふうになったのか。これがもうそれだけ効率がよくなったのか、やっぱりさっきの質問と一緒に、人口減によるあれが少なくなってきたのか、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

まず、児童手当の関係でございまして、これにつきましては年3回、6月、10月、2月の3回支給をする制度でございまして、漏れがないように、そういった点は十分しておりますので、今のところはそういった漏れということがないところをごさいます。

○町民環境課長（三腰 善行君）

このごみ集処理費の委託料の減額でございまして、人口減は確かにあるんですけども、平成29年度が債務負担の更新ということで、5年間の設定をいたしておりましたが、それに基づきまして入札をしまして結果、相当落札率が落ちてきた関係で、減額の分が大きくなってきておりますが、その人口減による収集の量が少なくなったとかという分は、そう加味はされていないと思います。その5年間の債務負担の経費算定等に対しまして、落札の額が、落札率が落ちてきた分でごさいます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにごさいませんか。

○宮之脇尚美議員

私も先ほどの上久保議員の関係で、繰越明許費のことについてちょっとお尋ね申し上げますが、先ほど町長から説明がありましたように、確かに国県補助金等のそういう追加交付、あるいは途中で新規の決定とかということもあるかと思うんですが、文化センターのそのクーラーの修繕等については、多分一般財源ですよ。

こういうものがあと4日しかないような時期に補正として組まれて、緊急を要するというものでいいのかな。これを繰越明許としてあらかじめ設定するわけですよ。それであるとすれ

ば、新年度の予算の補正という形でしたほうが、よりすっきりするんじゃないだろうかというふうに思うんですが、企画財政課長の見解をお伺いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

文化センターの空調の関係でございますけれども、利用者の関係等も考えまして、エアコンの改修というものは早急にしなければならないということもあるかと思っておりますので、当初ということ、新年度の補正ということもあるかもしれませんが、平成29年度最終に出して、即手続を進めて、なるべく早くということで今回計上させていただいたところでございます。4月になりますと、また期間があるということもございますので、今回緊急を要するというところで、最終に提案をさせていただいたところでございます。

○宮之脇尚美議員

言われることは判るんですが、手順的に一般財源をこういう形で、執行できないようなものをあえてこの段階で補正をするということについては、繰越明許費のその原則からしておかしいんじゃないですかということをお伺いしております。

企画財政課長が言われることは判るんですが、今後十分そこら辺については留意をされて、計上されるべきものというふうに考えておりますので、これは強く要請をいたしておきます。

あわせて、歳入関係で今回ほとんどが計上してあるかと思うんですが、あとまた留保分があるのかどうか、そこら辺についてちょっとお伺いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

歳入の関係の国の関係につきましては、おおむね見込みによりまして今回全部出しておりますけれども、最終補正の段階で実質収支で申しますと、8億3,000万円程度一応見込んでいるということでございます。

あとは税収の関係でありますとか、そういったもの等がまだ見えてこない部分もあって、2月末、3月に入ってからの数字を見ながらやってきておりますけれども、一応今の時点では8億円程度を見込んだ形で、最終補正のほうを調整したところでございます。

○宮之脇尚美議員

その不用額という形だと思うんですが、留保分はあるかということの質問であります。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

留保分につきましては、普通交付税につきましても、約1億円程度留保を持っておりまして、あとはもう税収、そういったもの等が主でございます。不用額につきましては、今までの実績等を見ながら、おおむね少し計上したところでございます。見込んでいるところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程第27「議案第35号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28「議案第36号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から、日程第31「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

議案第36号、また議案第37号とちょっと関連するんですが、お伺いします。

今回のこの減額補正で、人間ドック関係のこの補助金が国民健康保険関係のほうでは500万円の減、それから後期高齢者の関係で120万円の減ということであるようでございます。せっかく予算を組んだのに、こんなにも減額があるのかなと思ってびっくりするんですが、2点ほどお伺いしますけれども、今さつま町は、とにかく町民の皆さん方に向かって特定健診受診をお願いをやっております。

それで、館長からいつも放送があるんですが、特定健診に行ってくださいというようなことで、特定健診を70%ですかね、クリアしたら奨励金が公民館に出るということで、館長が一生懸命時吉の場合は放送されますけれども、さつま町で平成29年度で、この特定健診の70%を超えた公民館といいますか、20の公民館があると思うんですが、そういう奨励金をいただいた公民館が何公民館あったのかちゅうのが1点と、そういうこの特定健診を受けられて、そういうことで町民の皆さん方は満足されてなのかもしれませんが、この人間ドックのほうの受診者数が少ないということの関連ですね、ここあたりの町民感覚といいますか、人それぞれの考え方があろうと思うんですが、そこあたりの担当課としてのこの特定健診をずっと奨励しているので、人間ドックのほうはもうそれで満足して、人間ドックのほうには行かれないというふうな傾向があるのか、そういうの実態というのがわかっておれば、教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

ただいまありました人間ドックの関係でございます。

対象者、受けられる方については、2年に1回ということで隔年ごとにしております。ちょうど平成28年度でいきますと、ほぼ予算に近い範囲で、210名ぐらいを予定しております。189名と200名近くの方でございます。平成29年度につきましては、これちょっとまだ12月現在で、若干また変動はあると思いますが、72名程度ということで、その年によってはちょっと大きな受診者について開きがございます。

先ほどありましたように、人間ドックのほうの受診勧奨、それを受けない方についてどのように、なるべく受けていただくように、また隔年でいきますと、次の年は特定健診のほうを受けていただくというような、そこあたりについては、また課内のほうで検討させていただきたいと思っております。

それと、70%を超えるところでございますが、今のところ途中経過でございますが、12地区ほどございます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これからただいまの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程第28「議案第36号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から、日程第31「議案第39号 平成29年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

△日程第32「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」、日程第33「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第32「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」及び日程第33「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、神囿和昭氏の死去に伴い、新たに補欠の委員として上別府克朗氏を任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。さつま町教育委員会委員のうち、白坂和美氏が平成30年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の

規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第40号及び議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの議案2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論・採決を行います。まず、日程第32「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程32「議案第40号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次に、日程第33「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、日程33「議案第41号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第34「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」日程第35「報告第2号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第36「報告第3号 平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第34「報告第1号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」から、日程第36「報告第3号 平成30年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告3件を終わります。

△日程第37「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第37「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第38「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第38「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、会議を閉じ、これをもって平成30年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 朝 倉 満 男

さつま町議会議員 岸 良 光 廣